

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域

対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域は、対象事業実施区域が笛吹市に位置し、また、対象事業実施区域が甲府市との市境に接していることから笛吹市と甲府市を基本とする。対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 対象事業実施区域及びその周囲に
地域の概況を把握する地域

地 域
甲府市、笛吹市

対象事業実施区域及びその周囲についての概要は以下のとおりである。

対象事業実施区域は、山梨県中央部に位置する甲府盆地の東南側に位置し、周辺は、氾濫平野・後背低地、扇状地、小扇状地からなる低地と砂礫台地、山地斜面、谷底平野が混在した地形となっている。対象事業実施区域の周辺には、曾根丘陵の断層地形や一宮町周辺の扇状地群など特異的な地形もみられるが、対象事業実施区域は、緩やかな山地斜面にあり、南側の一部が谷底平野となっている。現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地であり、住宅地も存在している。

対象事業実施区域は、甲府盆地に含まれることから、盆地特有の寒暖の差の大きい気候となっており、また、降雨量は少なく、日照時間が長い地域となっている。

対象事業実施区域周辺は、主に農地、樹林地の合間に集落が存在している状況であり、道路以外に排ガス、悪臭、騒音、振動等に関する大きな発生源はなく、良好な生活環境にある。主要な道路としては、西側約 300m の位置に一般国道 358 号が南北方向に通り、北側約 300m の位置に県道鷲宿中道線が東西方向に通っている(図 3-2-30 参照)。

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、西へ約 0.5km の位置に保育所、南西へ約 1km の位置に小学校、西へ約 1km、約 1.5km 及び北東へ約 1.5km の位置に福祉施設、北西へ約 1.5km の位置に文化施設がある(図 3-2-28(1)～(2)参照)。

水環境としては、対象事業実施区域の北側に間門川、南側に蟹沢川の小河川が流れており、農業用水としての取水が行われているが、対象事業実施区域付近の集落は既に下水道の整備がされており、生活排水、工場排水の大きな流入はみられない。地下水利用は、既存資料によると対象事業実施区域より 1km 以上離れた位置で深井戸が設置されている。また、対象事業実施区域周辺では、地下水水質の監視や汚染状況を把握するための調査(定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査)は実施されていない。

対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川(一部護岸されている)があるなど自然的要素と人工的要素が混在した地域となっている。

また、対象事業実施区域周辺には、数多くの集落跡、散布地、古墳などが分布しており、対象事業実施区域にも周知の埋蔵文化財が分布している。

現在、対象事業実施区域及びその周辺は、都市計画法に基づく用途地域の指定はない（対象事業により都市計画決定される）が、対象事業実施区域の一部は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている。

また、対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（農用地区域）、対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺（北側）は、国土利用計画法に基づく農業地域（農用地区域）、対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は、河川法の河川区域、対象事業実施区域が位置する笛吹市境川町は、全域が山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱に基づく第 1 種地下水採取適正化地域に指定されている。

その他、対象事業実施区域の周辺には、やまなしの歴史文化公園に関する条例に基づく歴史文化公園及び山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区がある。

以下に各項目別の対象事業実施区域及びその周囲の概況を示す。

3.2 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.2.1 自然的状況

(1) 大気環境

1) 気象

対象事業実施区域に最も近い地域気象観測所（アメダス観測所）は、対象事業実施区域の南約8kmの山間部に位置する古関地域気象観測所であるが、甲府盆地にある対象事業実施区域における気象の状況は、北北西約9km地点に位置する甲府地方気象台の観測結果に近いと考えられる（図3-2-1）。甲府地方気象台における気象観測結果を以下に示す。

① 気温

平年値における月別平均気温は、表3-2-1、図3-2-2に示すとおり1月が2.5℃と最も低く、8月が26.2℃と最も高い。月最高気温は4月から10月にかけて20℃を上回り、月最低気温は12月から2月にかけて0℃を下回る。

② 降水量・日照時間

平年値における年間降水量は表3-2-1に示すとおり1,109.7mmであり、月別にみると図3-2-2に示すとおり梅雨の時期にかかる6～8月にやや多くなり、台風の時期である9月に最大となっている。

また、日照時間は5月が最も多く、9月が最も少ない。

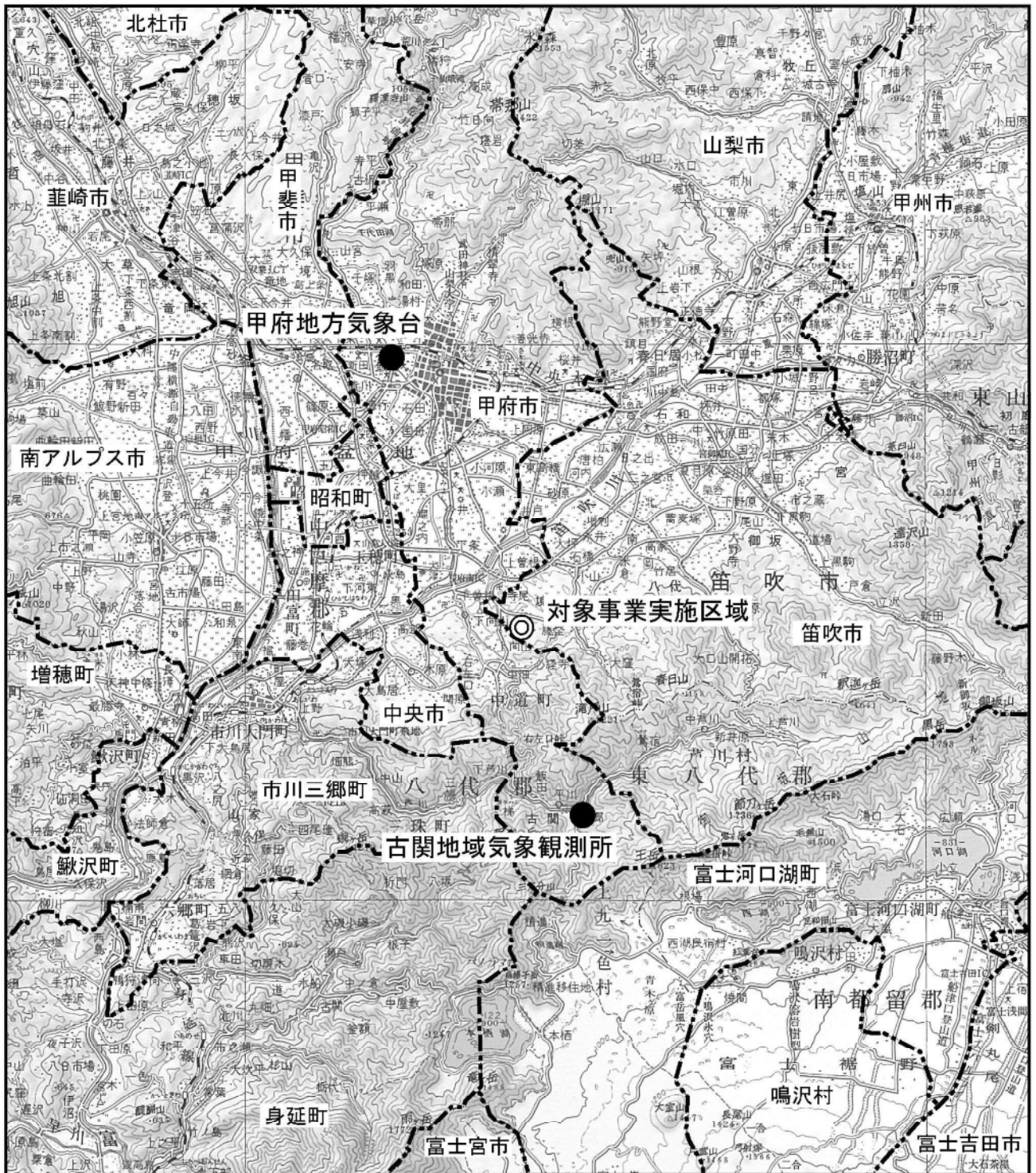
③ 風向・風速

2001年から2005年の過去5年間における月別の平均風速及び最多風向を表3-2-2、図3-2-2に示す。

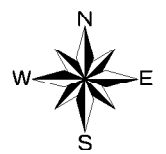
風速について2001年から2005年の過去5年間における観測結果をみると、年間の平均風速は、2.1～2.3m/sとほぼ変わらない。月別の平均風速は、3月頃に最も大きく10月頃に最も小さくなる傾向がある。

風向（最多風向）について2001年から2005年の過去5年間における観測結果をみると、年間では南西の風が最も多い。月別では12月から3月にかけて北西系、4月から9月にかけては南西の風向が最も多く、10月、11月は、年によって最多風向が異なっている。

また、甲府地方気象台及び古関地域気象観測所における2005年の風向・風速の観測結果による風配図を図3-2-3(1)～(2)に示す。甲府地方気象台では北北西を中心とした風の風速が大きいのに対し、古関地域気象観測所ではどの風向においても平均風速はほぼ変わらない。また、甲府地方気象台では北西及び南西の風向頻度が多いのに対し、古関地域気象観測所では南東及び南南東の風向頻度が多いが静穏時がほとんどであり、甲府と古関では気象状況が大きく異なっている。



凡 例	
◎	対象事業実施区域
---	行政界
●	気象台、地域気象観測所



S=1:200000

0 2500 5000 7500 10000m



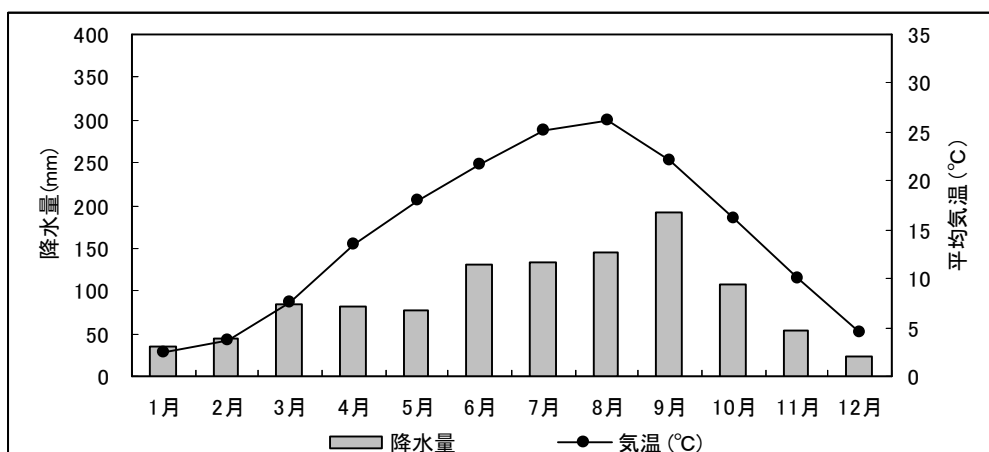
図3-2-1 気象台及び地域気象観測所位置図

表 3-2-1 甲府地方気象台の気象状況（平年値）

月	項目	気温 (°C)			降水量 (mm)	日照時間 (時間)
		平均	最高	最低		
1月		2.5	8.6	-2.7	34.1	201.0
2月		3.7	9.8	-1.6	45.3	185.5
3月		7.6	13.8	2.2	83.3	197.6
4月		13.5	20.0	8.1	82.6	193.2
5月		18.0	24.4	12.8	77.8	201.4
6月		21.6	26.9	17.6	131.1	141.6
7月		25.1	30.4	21.4	132.9	161.2
8月		26.2	32.0	22.4	145.6	189.0
9月		22.2	27.3	18.5	190.8	134.2
10月		16.1	21.5	11.7	108.0	156.0
11月		10.1	16.1	5.1	54.6	171.2
12月		4.5	10.9	-0.8	23.5	196.8
全年		14.3	20.2	9.5	1109.7	2128.7

注) 統計期間は1971年～2000年である。

資料) 気象庁ホームページ：「気象観測（電子閲覧室）」



資料) 気象庁ホームページ：「気象観測（電子閲覧室）」

図 3-2-2 甲府地方気象台の気象状況（平均気温、降水量）

表 3-2-2 甲府地方気象台の風向・風速観測結果

年・項目 月	2001年		2002年		2003年		2004年		2005年	
	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向
1月	2.5	北北西	2.1	北西	2.4	北北西	2.2	北北西	2.2	北北西
2月	2.3	西北西	2.2	西北西	2.3	北西	2.8	北北西	2.7	北西
3月	2.9	北北西	2.9	北西	2.9	北北西	2.3	西北西	2.9	北北西
4月	2.5	南西	2.7	北西	2.5	北西	3.0	南西	2.6	南西
5月	2.2	南西	2.2	南西	2.1	南西	2.2	南西	2.7	南西
6月	2.0	南西	2.2	南西	2.0	南西	2.2	南西	2.1	南西
7月	2.6	南西	2.3	南西	1.9	南西	2.4	南西	2.0	南西
8月	2.2	南西	2.4	南西	2.0	南西	2.2	南西	2.1	南西
9月	1.9	南西	1.9	南西	2.0	南西	1.9	南西	2.0	南西
10月	1.6	南西	1.7	北西	1.6	南南東	1.7	西北西	1.5	西北西
11月	1.6	南南東	2.1	北北西	1.6	西北西	1.5	南南西	1.6	西北西
12月	2.2	北西	1.7	北北西	2.4	北西	1.9	西北西	2.6	北北西
全年	2.2	南西	2.2	南西	2.1	南西	2.2	南西	2.3	南西

資料) 気象庁ホームページ：「気象観測（電子閲覧室）」

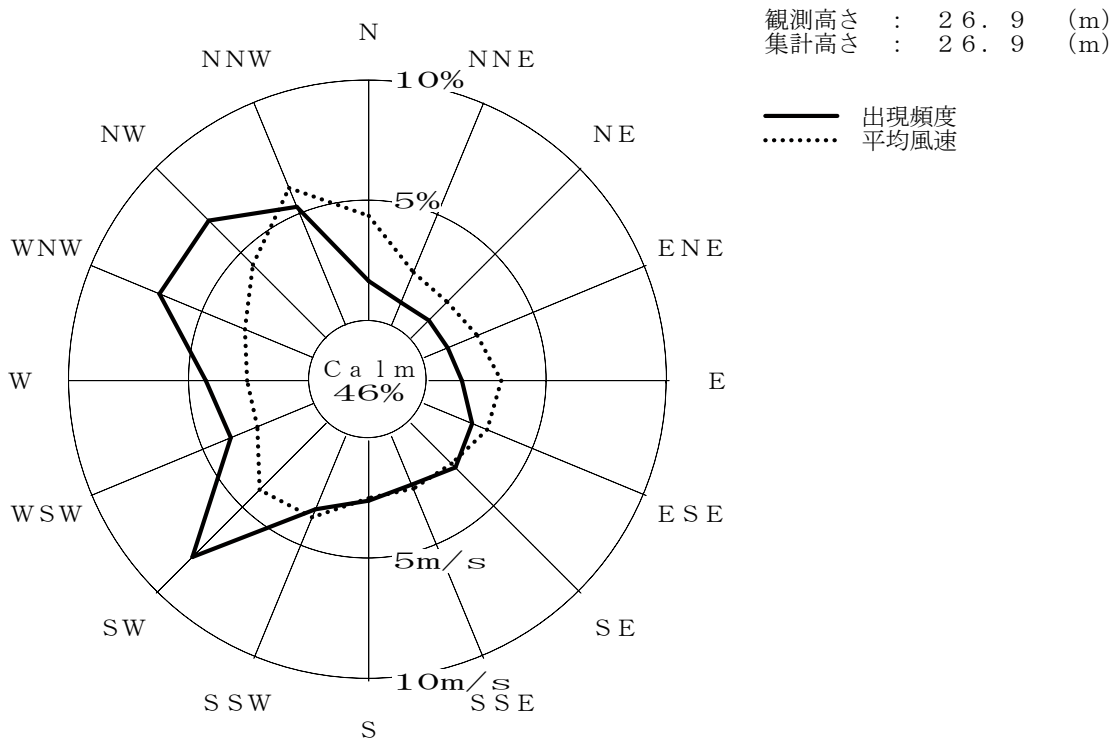


図 3-2-3(1) 甲府地方気象台の年間風配図 (2005 年)

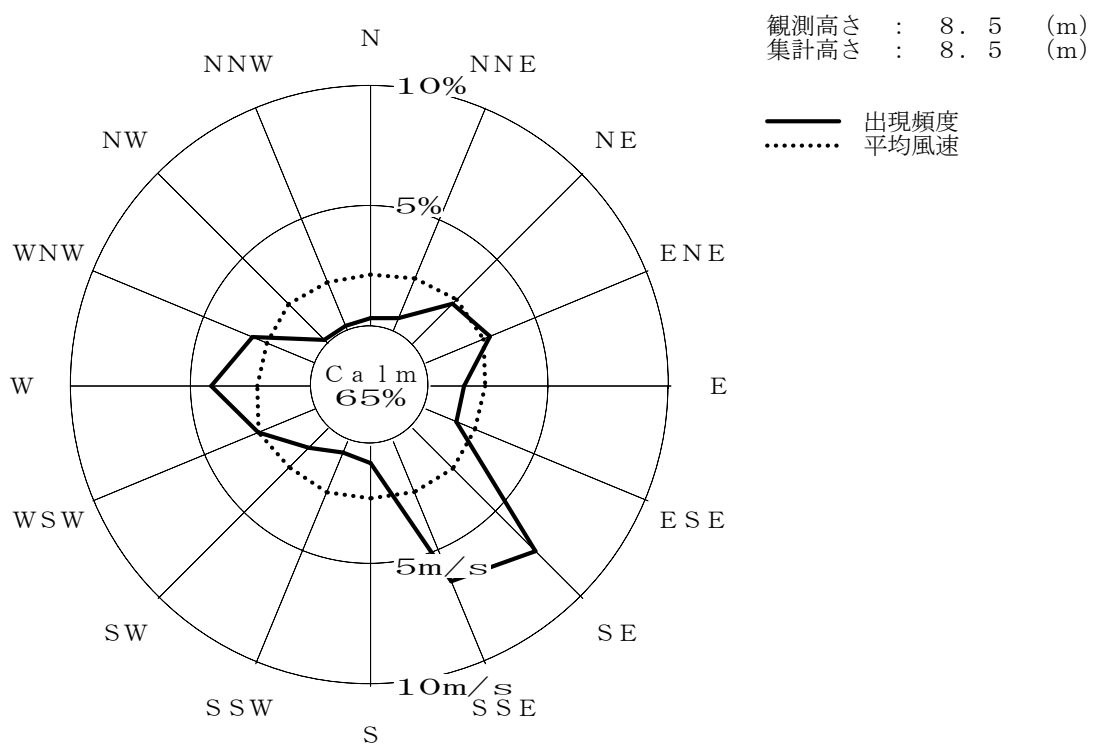


図 3-2-3(2) 古閑地域気象観測所(旧上九一色地域気象観測所)の年間風配図 (2005 年)

2) 大気質

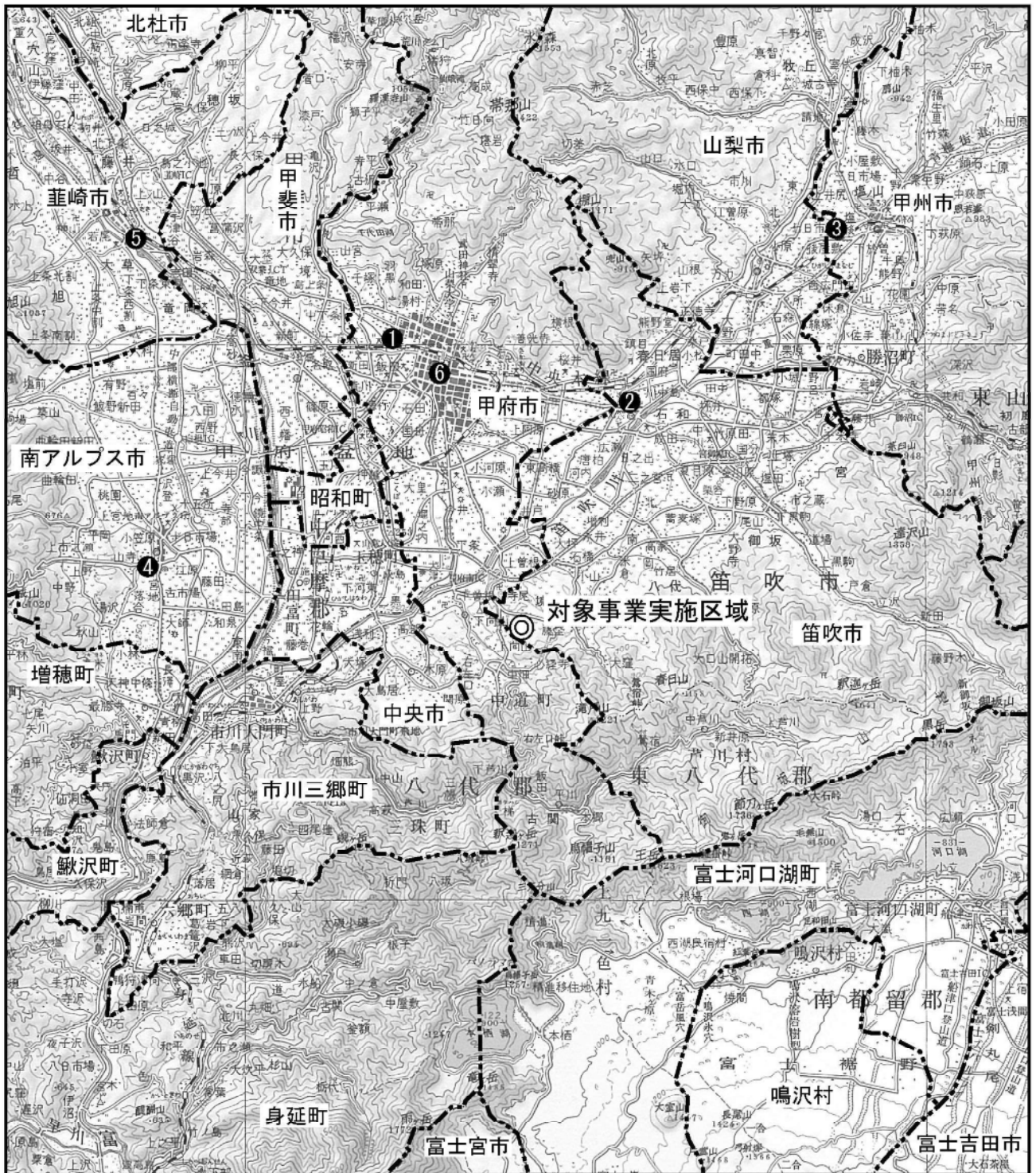
山梨県内には、平成 17 年度末現在、一般環境大気測定局（以下「一般局」と称す。）10 カ所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」と称す。）1 カ所が設置されており、このうち、対象事業実施区域に近い測定局として、一般局は衛生公害研究所局（以下「衛公研局」と称す。）、石和局、日下部局、小笠原局、韮崎局があり、自排局は県庁自動車排ガス局がある（図 3-2-4）。対象事業実施区域に近い各測定局の測定状況は表 3-2-3 に示すとおりである。

そのほか、山梨県では、有害大気汚染物質の測定も行っており、対象事業実施区域の近くでは衛公研局において測定を実施している。

表 3-2-3 大気測定局の測定状況

測定局名称	所在地		測定項目							開局年度	
	市町村	設置場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	風向風速		
一般環境大気測定局	衛公研	甲府市	衛生公害研究所	○	○	○	○	○	○	○	昭和 50 年
	石和	笛吹市	石和保健所分室		○	○		○		○	平成 2 年
	日下部	甲州市	東山梨合同庁舎		○	○		○		○	平成 6 年
	小笠原	南アルプス市	小笠原保健所		○	○		○		○	平成 5 年
	韮崎	韮崎市	韮崎保健所		○	○		○		○	平成 6 年
自動車排出ガス局	県庁自動車排ガス	甲府市	山梨県庁		○	○	○			○	昭和 46 年

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



凡 例	
◎	対象事業実施区域
---	行政界
①	衛公研局
②	石和局
③	日下部局
④	小笠原局
⑤	韮崎局
⑥	県庁自動車排ガス局



S=1:200000



図3-2-4 大気観測局位置図

① 二酸化硫黄 (SO₂)

平成 16 年度における衛公研局の二酸化硫黄の測定結果は表 3-2-4 に示すとおりであり、日平均値の 2%除外値は環境基準 (0.04ppm 以下) を達成していた。

また、平成 16 年度における月別の測定結果は表 3-2-5、図 3-2-5 に示すとおりであり、月別の変動はほとんどない状態であった。

表 3-2-4 二酸化硫黄測定結果 (平成 16 年度)

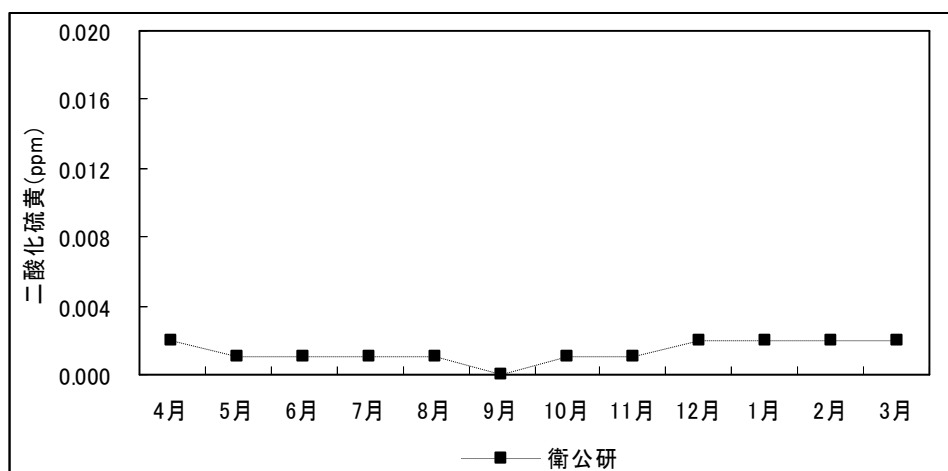
測定局	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1 時間値が 0.1ppm を超 えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数とその割合	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)
衛公研(一般局)	0.001	0.026	0.003	0	0	0	0

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-5 二酸化硫黄月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研局 (一般局)
	(ppm)
4 月	0.002
5 月	0.001
6 月	0.001
7 月	0.001
8 月	0.001
9 月	0.000
10 月	0.001
11 月	0.001
12 月	0.002
1 月	0.002
2 月	0.002
3 月	0.002

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-5 二酸化硫黄経月変化図 (平成 16 年度)

② 二酸化窒素 (NO₂)

平成 16 年度における二酸化窒素の測定結果は表 3-2-6 に示すとおりであり、日平均値の年間 98% 値は一般局 5 局、自排局 1 局の全ての測定局で環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下) を達成していた。

また、平成 16 年度における月別の測定結果は表 3-2-7、図 3-2-6 に示すとおりであり、暖房期である冬季に濃度が高くなる傾向を示している。

表 3-2-6 二酸化窒素測定結果 (平成 16 年度)

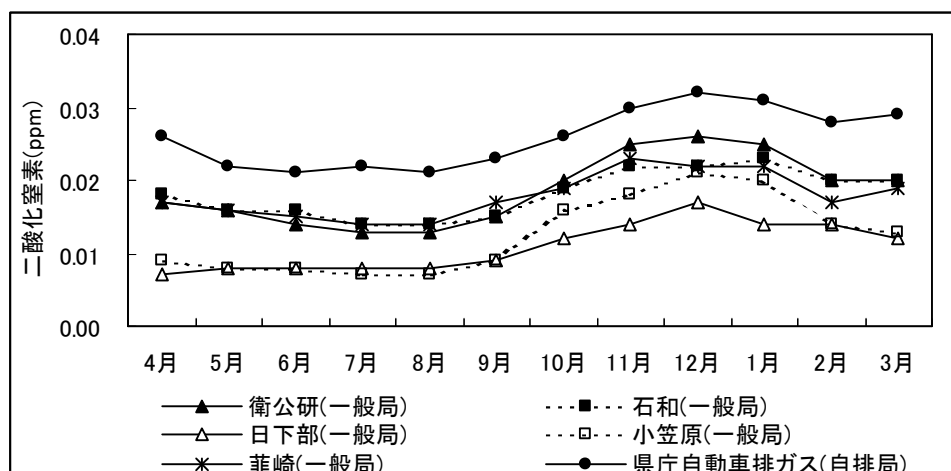
測定局	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)
衛公研(一般局)	0.019	0.067	0.037	0	0	6	1.7
石和(一般局)	0.018	0.061	0.033	0	0	1	0.3
日下部(一般局)	0.011	0.064	0.030	0	0	0	0
小笠原(一般局)	0.012	0.086	0.031	0	0	0	0
韮崎(一般局)	0.018	0.055	0.034	0	0	1	0.3
県庁自動車排ガス(自排局)	0.026	0.066	0.040	0	0	12	3.3

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-7 二酸化窒素月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研(一般局)	石和(一般局)	日下部(一般局)	小笠原(一般局)	韮崎(一般局)	県庁自動車排ガス(自排局)
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
4 月	0.017	0.018	0.007	0.009	0.017	0.026
5 月	0.016	0.016	0.008	0.008	0.016	0.022
6 月	0.014	0.016	0.008	0.008	0.015	0.021
7 月	0.013	0.014	0.008	0.007	0.014	0.022
8 月	0.013	0.014	0.008	0.007	0.014	0.021
9 月	0.015	0.015	0.009	0.009	0.017	0.023
10 月	0.020	0.019	0.012	0.016	0.019	0.026
11 月	0.025	0.022	0.014	0.018	0.023	0.030
12 月	0.026	0.022	0.017	0.021	0.022	0.032
1 月	0.025	0.023	0.014	0.020	0.022	0.031
2 月	0.020	0.020	0.014	0.014	0.017	0.028
3 月	0.020	0.020	0.012	0.013	0.019	0.029

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-6 二酸化窒素経月変化図 (平成 16 年度)

③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 16 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表 3-2-8 に示すとおりであり、日平均値の 2% 除外値は 6 局とも環境基準 (0.1 mg/m³ 以下) を達成していた。

また、平成 16 年度における月別の測定結果は表 3-2-9、図 3-2-7 に示すとおりであり、各局ともほぼ同じ変動を示している。

表 3-2-8 浮遊粒子状物質測定結果 (平成 16 年度)

測定局	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数とその割合	
	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)
衛公研(一般局)	0.026	0.193	0.063	0	0	0	0
石和(一般局)	0.024	0.176	0.054	0	0	0	0
日下部(一般局)	0.025	0.161	0.057	0	0	0	0
小笠原(一般局)	0.024	0.187	0.053	0	0	0	0
葦崎(一般局)	0.024	0.132	0.052	0	0	0	0
県庁自動車排ガス(自排局)	0.031	0.243	0.064	2	0	0	0

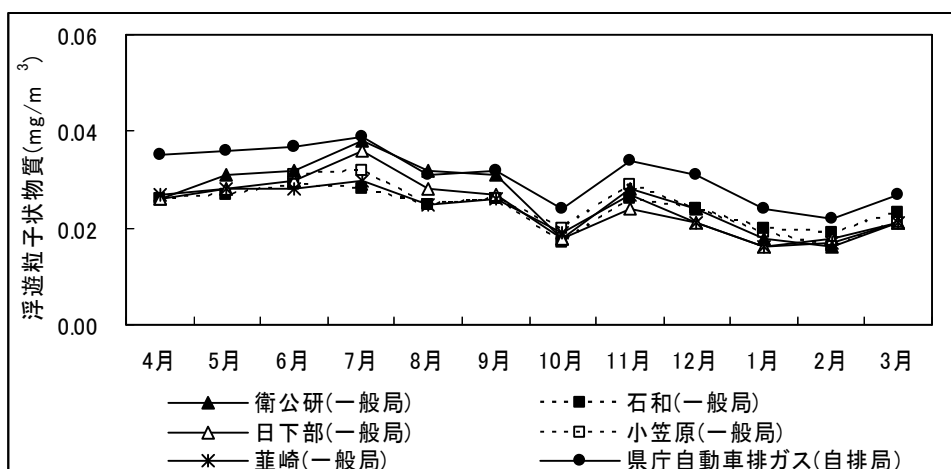
資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-9 浮遊粒子状物質月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研 (一般局)	石和 (一般局)	日下部 (一般局)	小笠原 (一般局)	葦崎 (一般局)	県庁自動車排 ガス(自排局)
	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)
4 月	0.026	0.026	0.026	—*	0.027	0.035
5 月	0.031	0.027	0.028	—*	0.028	0.036
6 月	0.032	0.029	0.030	0.031	0.028	0.037
7 月	0.038	0.028	0.036	0.032	0.030	0.039
8 月	0.032	0.025	0.028	0.025	0.025	0.031
9 月	0.031	0.026	0.027	0.026	0.026	0.032
10 月	0.018	0.017	0.018	0.020	0.019	0.024
11 月	0.028	0.026	0.024	0.029	0.027	0.034
12 月	0.024	0.024	0.021	0.024	0.021	0.031
1 月	0.018	0.020	0.016	0.019	0.016	0.024
2 月	0.016	0.019	0.018	0.016	0.017	0.022
3 月	0.021	0.023	0.021	0.021	0.021	0.027

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

※小笠原局では、平成 16 年 4 月、5 月は未測定。



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-7 浮遊粒子状物質経月変化図 (平成 16 年度)

④ 一酸化炭素 (CO)

平成 16 年度における一酸化炭素の測定結果は表 3-2-10 に示すとおりであり、日平均値の 2% 除外値は環境基準 (10ppm 以下) を達成していた。

また、平成 16 年度における月別の測定結果は表 3-2-11、図 3-2-8 に示すとおりであり、暖房期である冬季に濃度が高くなる傾向を示している。

表 3-2-10 一酸化炭素測定結果 (平成 16 年度)

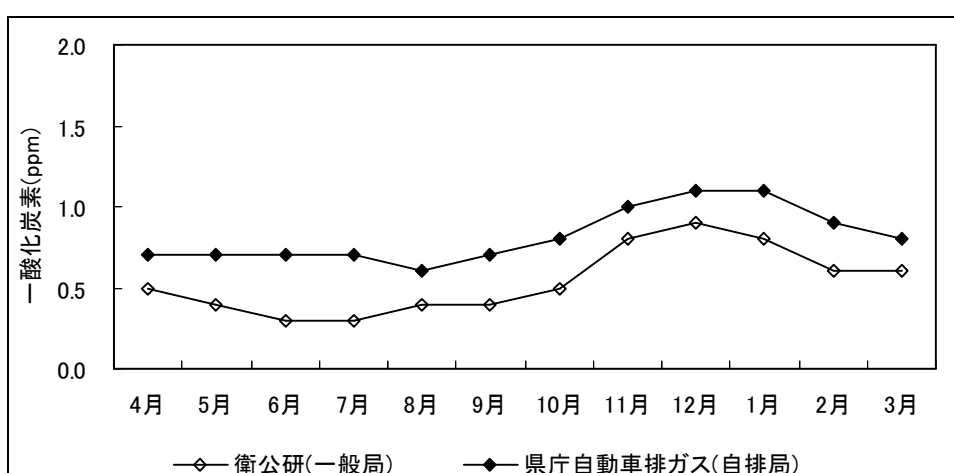
測定局	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)
衛公研(一般局)	0.5	3.3	1.3	0	0	0	0
県庁自動車排ガス(自排局)	0.8	4.8	1.4	0	0	0	0

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-11 一酸化炭素月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研(一般局)	県庁自動車排ガス(自排局)
	(ppm)	(ppm)
4 月	0.5	0.7
5 月	0.4	0.7
6 月	0.3	0.7
7 月	0.3	0.7
8 月	0.4	0.6
9 月	0.4	0.7
10 月	0.5	0.8
11 月	0.8	1.0
12 月	0.9	1.1
1 月	0.8	1.0
2 月	0.6	0.9
3 月	0.6	0.8

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-8 一酸化炭素経月変化図 (平成 16 年度)

⑤ 光化学オキシダント (Ox)

平成 16 年度における光化学オキシダントの測定結果は表 3-2-12 に示すとおりであり、各局とも昼間の 1 時間値が環境基準 (0.06ppm 以下) を超えた日が 80 日以上あった。

また、平成 16 年度における月別の測定結果は表 3-2-13、図 3-2-9 に示すとおりであり、各局とも 4 月に濃度が最も高く、10 月から 1 月にかけて濃度が低い傾向になっている。

表 3-2-12 光化学オキシダント測定結果 (平成 16 年度)

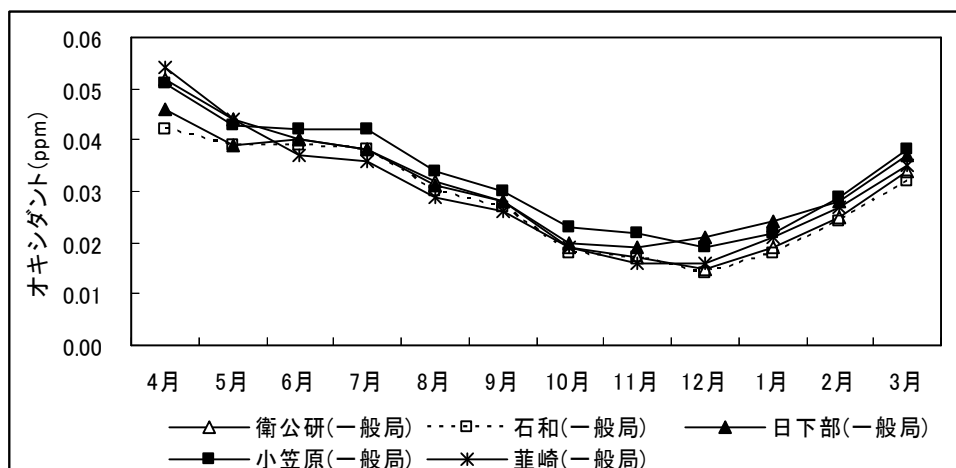
測定局	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)
衛公研(一般局)	0.030	0.126	0.048	101	550	1	4
石和(一般局)	0.028	0.106	0.046	86	385	0	0
日下部(一般局)	0.031	0.122	0.046	81	378	1	2
小笠原(一般局)	0.033	0.128	0.050	103	582	1	4
葦崎(一般局)	0.030	0.136	0.047	88	507	1	5

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-13 光化学オキシダント月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研(一般局)	石和(一般局)	日下部(一般局)	小笠原(一般局)	葦崎(一般局)
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
4 月	0.052	0.042	0.046	0.051	0.054
5 月	0.044	0.039	0.039	0.043	0.044
6 月	0.040	0.039	0.040	0.042	0.037
7 月	0.038	0.038	0.038	0.042	0.036
8 月	0.032	0.030	0.031	0.034	0.029
9 月	0.028	0.027	0.028	0.030	0.026
10 月	0.019	0.018	0.020	0.023	0.019
11 月	0.017	0.017	0.019	0.022	0.016
12 月	0.015	0.014	0.021	0.019	0.016
1 月	0.019	0.018	0.024	0.022	0.021
2 月	0.025	0.024	0.028	0.029	0.027
3 月	0.034	0.032	0.037	0.038	0.035

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-9 光化学オキシダント経月変化図 (平成 16 年度)

⑥ 非メタン炭化水素 (NMHC)

平成 16 年度における衛公研局の非メタン炭化水素の測定結果は表 3-2-14 に示すとおりであり、午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 (0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲) を超える日が 130 日あった。

また、平成 16 年度における非メタン炭化水素の 6 時から 9 時の月別測定結果は表 3-2-15、図 3-2-10 に示すとおりであり、秋から冬にかけて濃度が高い傾向になっている。

表 3-2-14 非メタン炭化水素測定結果 (平成 16 年度)

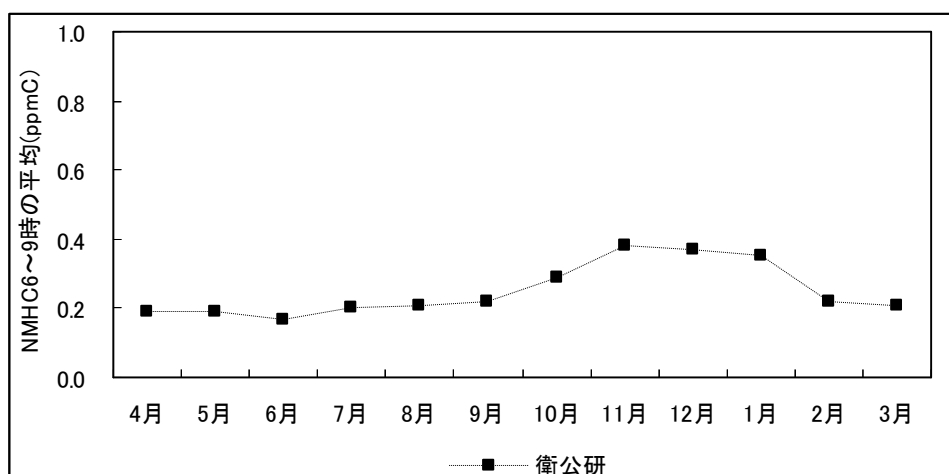
測定局	年平均値	6~9 時の年平均値	6~9 時の平均値の最大値	6~9 時の平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6~9 時の平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
衛公研(一般局)	0.25	0.29	0.97	231	64.2	130	36.1

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-15 非メタン炭化水素 6 時~9 時の平均値月別測定結果 (平成 16 年度)

月	衛公研局 (一般局)
	(ppmC)
4 月	0.19
5 月	0.19
6 月	0.17
7 月	0.20
8 月	0.21
9 月	0.22
10 月	0.29
11 月	0.38
12 月	0.37
1 月	0.35
2 月	0.22
3 月	0.21

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月



資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

図 3-2-10 非メタン炭化水素 6 時~9 時の平均値経月変化図 (平成 16 年度)

⑦ 有害大気汚染物質

平成 16 年度における有害大気汚染物質の年平均値測定結果は表 3-2-16、表 3-2-17 に示すとおりであり、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、ベンゼンが県庁自動車排ガス局で環境基準を超える値であり、その他の物質は両局とも環境基準を達成していた。

環境省による指針値が設けられているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の平成 16 年度については、表 3-2-17 に示すとおり、全て指針値を下回る値であった。

平成 16 年度におけるダイオキシン類の測定結果は表 3-2-18 に示すとおりであり、年間平均値は全ての測定地点で環境基準を達成していた。

表 3-2-16 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定結果（平成 16 年度年平均値）

測定項目	測定地点	衛公研局 (一般局)	県庁自動車排 ガス(自排局)	環境基準値
ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.3	3.5	3
トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.6	1.9	200
テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.63	0.32	200
ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2.7	3.1	150

注) 測定結果は年平均値である。

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-17 クロロホルム等 7 物質の測定結果（平成 16 年度年平均値）

測定項目	測定地点	衛公研局 (一般局)	県庁自動車排ガス (自排局)	環境省 指針値
クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.6	1.3	—
1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.046	0.039	—
1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.26	0.47	—
アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(0.031)	0.056	2
塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(0.010)	(0.014)	10
水銀及びその化合物	(ng/m^3)	2.0	—	40
ニッケル化合物	(ng/m^3)	3.3	—	25

注) 測定結果は年平均値である。() 内の数値は定量下限値未満の測定値を表す。

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-18 ダイオキシン類の測定結果（平成 16 年度）

測定地点	測定結果 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)					環境 基準値
	春	夏	秋	冬	年間 平均値	
衛生公害研究所	0.049	0.033	0.052	0.091	0.056	0.6
石和保健所分室	0.026	0.034	0.16	0.11	0.083	0.6
小笠原保健所	0.025	0.026	0.038	0.056	0.036	0.6
韮崎保健所	0.044	0.033	0.012	0.071	0.0040	0.6

注) 測定地点はいずれも一般局と同一地点である。

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

3) 騒音

① 特定施設、特定建設作業の状況

「平成 17 年版 やまなしの環境 2005」（山梨県, 平成 17 年 12 月）によると、山梨県内における騒音規制法に基づく規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、山梨県内の騒音規制法で定める特定施設数は平成 16 年度末において 8,271（工場数 1,670）である。また、特定建設作業（バックホウの作業、くい打機の作業等）についての届出は 60 件あった。

② 道路交通騒音の状況

(ア) 山梨県実施の調査結果

山梨県では、平成 16 年度に 7 市 3 町の 62.1km について道路交通騒音の面的評価が実施されている。笛吹市内では、表 3-2-19(1)に示す地点で実施されており、59 戸(=458 戸【住居等戸数合計】-399 戸【昼夜とも基準値以下戸数合計】)が環境基準を超えていた。

点的評価は、平成 16 年度に表 3-2-19(2)に示す甲府市内の地点で実施されており（笛吹市内では実施されていない）、7 地点中 2 地点で環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音の環境基準：昼間 70dB(A)、夜間 65dB(A)）を超えていた。

表 3-2-19(1) 道路交通騒音の測定結果【山梨県実施】（平成 16 年度、面的評価）

路線名	区間番号	評価対象区域 (上段：始点) (下段：終点)	区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
					昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
一般国道 20 号	1005	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町四日市場	0.3	20	12	60.0	0	0.0	0	0.0	8	40.0
一般国道 411 号	1073	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	1.0	198	188	94.9	3	1.5	2	1.0	5	2.5
一般県道 下神内川石和温泉線	6019	笛吹市石和町山崎 笛吹市石和町松本	0.6	91	66	72.5	22	24.2	0	0.0	3	3.3
一般県道 白井河原八田線	6024	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	15	10	66.7	5	33.3	0	0.0	0	0.0
一般県道 石和温泉停車場線	46020	笛吹市石和町松本 笛吹市石和町市部	0.8	57	56	98.2	0	0.0	0	0.0	1	1.8
一般県道 石和温泉停車場線	46021	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	24	22	91.7	0	0.0	0	0.0	2	8.3
一般県道 石和温泉停車場線	46023	笛吹市石和町松本 笛吹市石和町松本	0.2	14	6	42.9	0	0.0	1	7.1	7	50.0
一般県道 小石和町市部線	46025	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	1.0	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計			4.3	458	399	87.1	30	6.6	3	0.7	26	5.7

注 1) 網掛け部は、各評価対象区域内において環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を示す。

注 2) 区間番号は、平成 11 年度 道路交通センサスにおける区間番号を示す。

注 3) 本測定結果に対しては、各区間内において、騒音が基準値以下となる戸数の割合によって評価を行っている。

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

表 3-2-19(2) 道路交通騒音の測定結果【山梨県実施】(平成 16 年度、点的評価)

測定場所	道路名	道路種別	車線数	環境基準類型	測定値 (LAeq)		環境基準	
					昼間 dB	夜間 dB	昼間 70dB	夜間 65dB
甲府市伊勢 3-8-23	国道 358 号	幹線道路	4	B	69	63	適	適
甲府市善光寺 1-19-18	国道 411 号	幹線道路	2	C	68	63	適	適
甲府市貢川本町 8-37	主要地方道甲府櫛形線	幹線道路	4	B	73	69	超過	超過
甲府市国母 4-1-9	主要地方道甲府市川大門線	幹線道路	2	B	68	62	適	適
甲府市横根町 658	主要地方道甲府敷島葦崎線	幹線道路	2	-	68	62	適	適
甲府市美咲 1-11-27	主要地方道甲府敷島葦崎線	幹線道路	4	C	72	66	超過	超過
甲府市寿町 3-18	国道 52 号	幹線道路	5	C	64	57	適	適
全 7 地点中環境基準を超過する地点数							2 地点	2 地点

注) 網掛け部は環境基準を超過する地点を示す。

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005, 平成 17 年 12 月

(イ) 甲府市実施の調査結果

甲府市では、平成 16 年度～平成 17 年度に表 3-2-20 に示す 11 区間について、道路交通騒音の状況(面的評価)を把握している。

調査の結果、全評価区間では、184 戸(=4,467 戸【住居等戸数合計】-4,283 戸【昼夜とも基準値以下戸数合計])が環境基準を超えていた。

表 3-2-20 道路交通騒音の測定結果【甲府市実施】(平成 16～17 年度、面的評価)

路線名	評価対象区域 (上段：始点) (下段：終点)	区間延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
一般国道 20 号	甲府市下小河原町 甲府市国母 7 丁目	2.4	241	198	82.2	28	11.6	0	0.0	15	6.2
一般国道 52 号	甲府市富竹 2 丁目 甲府市丸の内 2 丁目	2.3	547	546	99.8	0	0.0	0	0.0	1	0.2
一般国道 358 号	甲府市中小河原町 532 甲府市伊勢 2 丁目 3-1	2.4	527	526	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0
一般国道 411 号	甲府市酒折 2 丁目 10-20 甲府市善光寺 1 丁目 16-20	1.3	438	435	99.3	0	0.0	0	0.0	3	0.7
主要地方道 甲府市川大門線	甲府市伊勢 2 丁目 3-1 甲府市国母 8 丁目 1-1	1.9	429	429	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
主要地方道 甲府南アルプス線	甲府市上石田 1 丁目 13-10 甲府市昭和町西条新田 371	2.4	346	286	82.7	9	2.6	0	0.0	51	14.7
主要地方道 甲府敷島葦崎線	甲府市横根町 694 甲府市横根町 7	0.9	494	420	85.0	0	0.0	4	0.8	70	14.2
主要地方道 甲府敷島葦崎線	甲府市朝日 5 丁目 6-9 甲府市塩部 3 丁目 16-15	0.9									
主要地方道 甲府玉穂中道線	甲府市幸町 9-30 甲府市中河原町 605	2.0	622	620	99.7	1	0.2	1	0.2	0	0.0
県道中下條甲府線	甲府市飯田 1 丁目 4-7 甲府市丸の内 1 丁目 8-1	1.3	146	146	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県道甲府精進湖線	甲府市住吉 1 丁目 13-22 甲府市中道町上曾根中道橋南詰	4.3	677	677	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		22.1	4467	4283	95.9	38	0.9	6	0.1	140	3.1

注 1) 網掛け部は、各評価対象区域内において環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を示す。

資料) 甲府市：騒音規制法の第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視報告書, 平成 18 年 3 月

(ウ) 国土交通省実施の調査結果

道路交通騒音に関しては、国道を対象に国が道路環境センサスとして毎年調査を実施しており、対象事業実施区域周辺においては、表 3-2-21 に示す一般国道（国道 20 号及び国道 52 号）沿道において調査が実施されている。

平成 17 年度の笛吹市内及び甲府市内における測定結果によると、国道 20 号線では全て環境基準を超過し、要請限度に対しても 3 地点が超過している。国道 52 号線の調査地点については 3 地点とも環境基準、要請限度を達成している。

表 3-2-21 道路交通騒音の測定結果【国土交通省実施】（平成 17 年度）

測定地点	道路名	車線数	等価騒音レベル (dB)		環境基準達成状況		要請限度達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
笛吹市一宮町東原	国道 20 号	4	73	72	×	×	○	×
笛吹市一宮町末木	〃	4	70	70	○	×	○	○
甲府市住吉 5 丁目 2 番	〃	4	71	70	×	×	○	○
甲府市中小河原町	〃	4	72	72	×	×	○	×
甲府市行徳 5 丁目 13 番	〃	4	73	71	×	×	○	×
甲府市貢川一丁目	国道 52 号	2	6	61	○	○	○	○
甲府市上石田一丁目	〃	2	68	63	○	○	○	○
甲府市中央一丁目	〃	6	65	60	○	○	○	○

注) 環境基準達成状況、要請限度達成状況における○は達成、×は非達成を示す。

環境基準：昼間 70dB、夜間 65dB、要請限度：昼間 75dB、夜間 70dB

資料) 国土交通省甲府河川国道事務所 道路 IR サイト <http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/torikumi/doro/ir/index.htm>

4) 振 動

「平成 17 年版 やまなしの環境 2005」（山梨県，平成 17 年 12 月）によると、山梨県内における振動規制法に基づく規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、振動規制法で定める特定施設数は平成 16 年度末において 6,460 施設（工場数 1,234）である。また、特定建設作業（ブレーカーを使用する作業、くい打機を使用する作業等）についての届出は 41 件あった。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では振動に関する調査は実施されていない。平成 16 年度における振動についての苦情件数は 1 件であった。

5) 悪 臭

山梨県では、平成 17 年度末現在 29 市町村に規制地域を指定している。

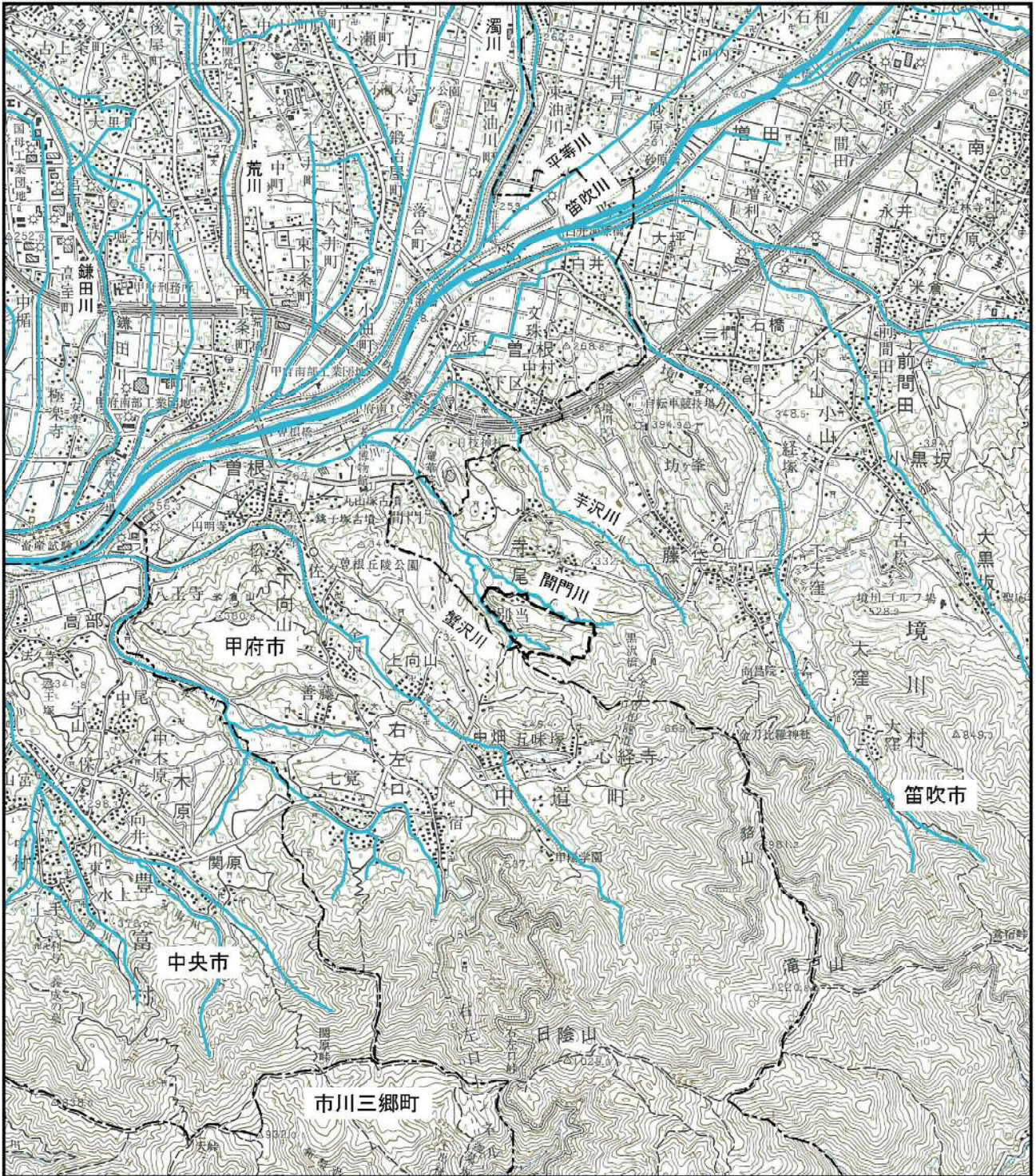
なお、対象事業実施区域及びその周辺では悪臭に関する調査は実施されていない。平成 16 年度における悪臭についての苦情件数は 100 件であった。

(2) 水環境


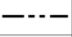

1) 水 象

① 河 川

対象事業実施区域周辺における河川としては、図 3-2-11 に示すとおり、対象事業実施区域の北側に沿って東から西に流れる間門川及び対象事業実施区域内の南側を東から西に流れ対象事業実施区域の北西約 300m の位置において間門川に合流する蟹沢川がある。間門川は対象事業実施区域の北西約 1.6km の位置において芋沢川と合流した後、富士川水系の笛吹川中流に流入している。



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。
- 資料) 山梨県管内図(平成3年4月作成)

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	河川



S=1:50000



図3-2-11 対象事業実施区域周辺の水象の状況(河川)

2) 水 質

① 河 川

「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県森林環境部大気水質保全課, 平成 18 年 3 月)によると、平成 16 年度は公共用水域の 34 水域、50 地点(河川 44、湖沼 6 地点)で水質測定が実施されている。

対象事業実施区域周辺では、間門川、蟹沢川の水が流れ込む笛吹川で測定が実施され、平成 16 年度における笛吹川の水質調査結果(生活環境項目)は表 3-2-22(1)～(2)に示すとおりである。

平成 16 年度の測定結果のうち、水素イオン濃度については、鵜飼橋地点で環境基準(A 類型: 6.5 以上 8.5 以下)を達成しない検体があり、その他の地点では、全て環境基準を達成する値であった。

溶存酸素量については、下流の桃林橋、三郡東橋において環境基準値(A 類型: 7.5mg/l以上)を下回る検体がありその他の地点では、全て環境基準を達成する値であった。

生物化学的酸素要求量(BOD)については、下流の桃林橋、三郡東橋において環境基準(A 類型: 2mg/l以下)を超える検体があったが、年間 75%値は全ての地点で環境基準を達成する値であった。

浮遊物質質量については、下流の桃林橋、三郡東橋において環境基準値(A 類型: 25mg/l以下)を超える検体がありその他 3 地点では、全て環境基準を達成する値であった。

大腸菌群数については、全ての地点において環境基準値(A 類型: 1,000MPN/100ml以下)を超える検体があった。

表 3-2-22(1) 生活環境項目測定結果(平成 16 年度: 笛吹川流域)

流域名	水域名	地点	類型	水素イオン濃度 (pH)		溶存酸素量 (DO) (mg/l)			生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/l)		
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	75%値
笛吹川	笛吹川 上流	広瀬ダム 貯水池	A	7.0～7.3	0/12	8.3～12	0/12	10	<0.5～1.0	0/12	0.5
		亀甲橋	A	7.4～7.8	0/24	8.2～13	0/24	10	<0.5～1.4	0/24	0.6
	笛吹川 下流	鵜飼橋	A	7.6～8.8	2/24	8.5～13	0/24	11	<0.5～1.5	0/24	1.2
		桃林橋	A	7.4～7.6	0/24	6.8～11	4/24	9.2	<0.5～2.4	4/24	2.0
		三郡東橋	A	7.3～7.6	0/24	6.2～12	6/24	8.8	<0.5～3.7	5/24	2.0

注) BOD の 75%値は日間平均値を表す。m: 環境基準を超える検体数、n: 総検体数。

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課: 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

表 3-2-22(2) 生活環境項目測定結果(平成 16 年度: 笛吹川流域)

流域名	水域名	地点	類型	浮遊物質質量 (SS) (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
				最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
笛吹川	笛吹川 上流	広瀬ダム 貯水池	A	<1～2	0/12	1	4.5～1.4×10 ³	2/12	2.9×10 ⁴
		亀甲橋	A	<1～12	0/24	3	1.4×10 ³ ～1.5×10 ⁴	12/12	6.4×10 ³
	笛吹川 下流	鵜飼橋	A	1～9	0/24	4	3.3×10 ³ ～1.7×10 ⁵	12/12	2.7×10 ⁴
		桃林橋	A	4～37	2/24	11	1.1×10 ³ ～5.0×10 ⁴	12/12	1.6×10 ⁴
		三郡東橋	A	4～30	2/24	11	3.8×10 ³ ～4.9×10 ⁴	11/12	2.1×10 ⁴

注) m: 環境基準を超える検体数、n: 総検体数。

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課: 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

笛吹川水域における平成 16 年度の調査結果(健康項目)は、表 3-2-23 に示すとおりであり、調査結果は、全ての地点の全ての項目について環境基準を達成している。

また、「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県森林環境部大気水質保全課、平成 18 年 3 月)によると、平成 16 年度に山梨県では 24 地点において水質に関するダイオキシン類の測定を実施している。笛吹川における測定地点は 2 地点で、いずれも環境基準(水質: 1 pg-TEQ/l)を達成している。

表 3-2-23 健康項目測定結果(平成 16 年度: 笛吹川水域)

項目	単位	広瀬橋貯水池	亀甲橋	鶉飼橋	桃林橋	三郡東橋	環境基準
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/l以下
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/l以下
六価クロム	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05mg/l以下
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/l以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	mg/l	—	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
PCB	mg/l	—	ND	—	ND	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	0.02mg/l以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	—	—	<0.0004	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002mg/l以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	0.006mg/l以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	0.02mg/l以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	0.01mg/l以下
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	0.23	0.74	—	—	1.5	10mg/l以下
ふっ素	mg/l	<0.05	<0.05	—	—	0.09	0.8mg/l以下
ほう素	mg/l	<0.04	<0.04	—	—	0.04	1mg/l以下

注) 定量下限値未満の値を、不等号「<」あるいは“ND”で表す。

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課: 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

表 3-2-24 ダイオキシン類測定結果(平成 16 年度: 笛吹川水域)

流域名	水域名	地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	環境基準 (pg-TEQ/l)
笛吹川	笛吹川上流	広瀬ダム貯水池	0.043	1
	笛吹川上流	三郡東橋	0.20	

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課: 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

② 地下水

「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県森林環境部大気水質保全課、平成 18 年 3 月)によると、山梨県では地下水の概況調査を 51 地点(井戸)、定期モニタリング調査を過去に環境基準を超過した地点を対象として 33 地点(井戸)、汚染井戸周辺地区調査を 25 地点(井戸)で実施している。

概況調査については、平成 16 年度は表 3-2-25 に示す甲府市で 9 地点、笛吹市で 2 地点の調査が実施され、環境基準を超過する項目はなかった。

定期モニタリング調査については、平成 16 年度は表 3-2-26 に示す笛吹市で 6 地点、甲府市で 2 地点の調査が実施され、砒素が笛吹市の 1 地点で、1,1-ジクロロエチレンが笛吹市の 2 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が笛吹市の 2 地点で環境基準値を超過しており、甲府市の 2 地点における測定値は全ての項目について環境基準を達成する結果であった。

汚染井戸周辺地区調査については、平成 15 年度の概況調査により硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準が超過した笛吹市八代町の 5 地点において平成 16 年度に調査が実施され、表 3-2-27 に示すとおり平成 16 年調査においても 5 地点とも環境基準を超える値であった。

また、「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県森林環境部大気水質保全課、平成 18 年 3 月)によると、平成 16 年度に山梨県では 22 地点についてダイオキシン類の調査を実施している。甲府市及び笛吹市では、表 3-2-28 に示す 2 地点において調査を実施しており、測定結果は環境基準(1 pg-TEQ/l)を達成している。

表 3-2-25 地下水の概況調査結果(平成 16 年度)

所在地	砒素	1, 1, 1- トリクロロエタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
笛吹市 御坂町竹居	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	0.46	0.08	<0.04
笛吹市 一宮町中尾	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	6.6	0.07	<0.04
甲府市 中村町	0.007	<0.0005	<0.002	<0.0005	3.5	0.08	<0.04
甲府市 下河原町	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	3.8	<0.05	<0.04
甲府市 金竹町	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	6.6	<0.05	<0.04
甲府市 善光寺	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	1.0	0.12	<0.04
甲府市 高畑	<0.005	0.0022	<0.002	<0.0005	3.1	<0.05	0.10
甲府市 蓬沢	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	0.21	0.13	0.40
甲府市 和戸	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	2.4	0.05	0.05
甲府市 上町	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.02	0.12	0.39
甲府市 小曲町	<0.005	<0.0005	<0.002	<0.0005	3.3	0.05	0.05
環境基準	0.01 以下	1 以下	0.03 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下

注 1) 定量下限値未満の値を、不等号「<」で表す。

注 2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目は他に 19 項目あるが、全て不検出であった。

表 3-2-26 地下水定期モニタリング調査結果（平成 16 年度）

項目	単位	笛吹市						甲府市		環境基準 (mg/ℓ)
		石和町 市部	八代町 大間田	石和町 井戸	石和町 砂原	御坂町 八千蔵	石和町 川中島	新田町	北口	
砒素	mg/ℓ	0.049	—	—	—	—	—	—	<0.005	0.01
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.015	0.025	0.022	—	—	<0.002	—	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	—	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	0.033	0.0088	0.012	—	—	<0.0005	—	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006
トリクロロエチレン	mg/ℓ	—	0.003	<0.002	<0.002	—	—	0.008	—	0.03
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	—	0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	—	—	—	—	—	—	<0.0002	—	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	—	—	—	11	13	—	—	10

注 1) 値は年間平均値（2回測定の平均）、網掛部は環境基準を超える値。

注 2) 甲府市北口の井戸については、全シアン、鉛、ベンゼンについても検査を実施したが、いずれも不検出であった。

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課：平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

表 3-2-27 汚染井戸周辺地区調査結果（平成 16 年度）

井戸の所在地	深度 (m)	用途	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)
笛吹市八代町南	48	農業用	12	10
笛吹市八代町南	100	農業用	14	
笛吹市八代町南	52	その他	11	
笛吹市八代町南	120	その他	17	
笛吹市八代町南	30	その他	15	

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課：平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

表 3-2-28 地下水のダイオキシン類調査結果（平成 16 年度）

市町村	地点	種別	ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
甲府市	増坪町	井戸	0.026	1
笛吹市	八代町南	井戸	0.040	

資料) 山梨県森林環境部大気水質保全課：平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 平成 18 年 3 月

3) 底 質

① 河 川

「平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県森林環境部大気水質保全課、平成 18 年 3 月)によると、平成 16 年度に山梨県内では河川 23 地点についてダイオキシン類の測定を実施しており、全ての地点で環境基準 (150 pg-TEQ/g) を達成している。

そのうち、笛吹川の底質については、笛吹川上流 広瀬ダム貯水池の 1 地点においてのみダイオキシン類の測定が実施されている。測定値は、3.7 pg-TEQ/g であり環境基準 (150 pg-TEQ/g) を達成している。

4) 土 壤 (土 壤 汚 染)

「平成 17 年版 やまなしの環境 2005」(山梨県, 平成 17 年 12 月)によると平成 16 年度に山梨県では一般環境把握調査 24 地点及び発生源周辺状況把握調査地点 16 地点でダイオキシン類の測定を実施しており、全ての地点で環境基準 (1,000 pg-TEQ/g) を達成していた。

甲府市においては、発生源周辺状況把握調査地点として 2 地点で調査が実施され、甲府市国母地点が 0.0044 pg-TEQ/g、甲府市後屋町地点が 0.0063pg-TEQ/g (笛吹市内では実施されていない)であった。

(3) 土壌及び地盤環境

1) 土 壌

対象事業実施区域及びその周辺における土壌図を図 3-2-12 に示す。

対象事業実施区域北側を流れる笛吹川周辺の低地の土壌は、主に粗粒灰色低地土、灰色低地土、細粒グライ土、粗粒グライ土といった土壌が分布している。

笛吹川から 1km 程度以南に幅約 2km で広がる台地・丘陵地においては、黒ボク土、多湿黒ボク土、淡色黒ボク土、褐色森林土が笛吹川に沿うように分布し、その南側の山地には、褐色森林土及び乾性褐色森林土が分布している。

対象事業実施区域の土壌は、およそ北側半分は淡色黒ボク土(丸山統)、南側半分は褐色森林土(氷見統)が分布し、北東側及び南西側の敷地境界付近に褐色森林土(中道 2 統)も分布している。

2) 地 形

対象事業実施区域及びその周辺における地形分類図を図 3-2-13(1)に示す。

対象事業実施区域付近における笛吹川の南側は約 1km までが主に氾濫平野・後背低地、扇状地、小扇状地からなる低地であり、その南側には砂礫台地、山地斜面、谷底平野が混在した地形となっている。

対象事業実施区域は、緩やかな山地斜面にあり、南側の一部が谷底平野となっている。

なお、甲府市南部(旧中道町)から笛吹市の南部(旧境川村)にかけての山地にはいくつかの活断層が見られ、図 3-2-13(2)に示す「活断層詳細デジタルマップ」(東京大学出版会, 2002 年 5 月)によると対象事業実施区域に近い活断層は、北側約 1km の位置に確実な活断層が、不確かな活断層が北側約 220m の位置にあるが、対象事業実施区域には存在していない。

3) 地 質

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図を図 3-2-14 に示す。

笛吹川周辺の表層地質は、沖積世の砂礫質沖積層となっている。

笛吹川から 1km 程度以南に幅約 2km で広がる台地・丘陵地における表層地質は、沖積世の砂礫質沖積層、碎屑質沖積層・扇状地堆積物、洪積世の沼沢堆積物・土石流堆積物(笛吹川層群)、洪積堆積物、ローム層が分布し、その南側の山地の表層地質は、主に新第三紀の石英安山岩質熔岩・同質火山碎屑岩、泥岩・砂岩・玄武岩質熔岩・同質火山碎屑岩・ホルンフェルス及び花崗閃緑岩となっている。

対象事業実施区域の表層地質は、主に洪積世の洪積堆積物であり西側及び南側の低地部は沖積世の砂礫質沖積層となっている。

4) 重要な地形・地質

地形 RDB 第 1 集^{※1}によると、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の断層地形(カテゴリー I : 変動地形、ランク C : 現在著しく破壊されつつある地形)が、危機にある地形に選定されている。

また、地形 RDB 第 2 集^{※2}によると、対象事業実施区域より北西側約 2km の曾根丘陵の新期断層変位地形(カテゴリー I : 変動地形、ランク C : 現在著しく破壊されつつある地形)及び北東側約 2~14km の一宮町周辺の扇状地群(カテゴリー III : 河川的作用や風化・浸食によってできる地形、ランク B : 現時点での低強度の破壊を受けている地形)が、保全すべき地形に選定されている。

しかし、対象事業実施区域には上記の RDB に示される重要な地形・地質は分布していない。

※1 : 「日本の地形レッドデータブック 第 1 集新装版—危機にある地形—」(小泉武栄、青木賢人, 2000 年 12 月)

※2 : 「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」(小泉武栄、青木賢人, 2002 年 3 月)



出典) 山梨県：土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査），昭和59年3月

凡 例

山地および丘陵地の土壌

- 黒ボク土壌
 - Am-4 下部4統
 - Am-2 御坂2統
- 乾性褐色森林土壌
 - Am-1 網倉1統
 - Am-3 御坂1統
 - Kaw-1 河口1統
 - Mt-1 三珠1統
 - Snp-1 下部1統
 - Nm-1 中道1統
 - Aw-2 足和田2統
 - Kn-1 勝沼1統
 - Kg-1 春日居1統
 - Am-2 網倉2統
- 褐色森林土壌
 - Aw-4 足和田4統

台地および低地の土壌

- 厚層黒ボク土壌
 - As 赤井統
 - Shz 七本桜統
 - Ok 大川口統
- 黒ボク土壌
 - Ok 大川口統
- 多湿黒ボク土壌
 - Fgb 越路原統
 - Enk 松木沢統
- 淡色黒ボク土壌
 - Mry 丸山統
- 褐色森林土壌
 - Iwy 岩屋統
 - Him 水見統
 - Ksy 笠山統
 - Ngw 最上統

灰色低地土壌

- Km 加茂統
- Mky 真宮統
- Kat 琴浜統
- Nkg 中島統
- Ogy 荻野統

粗粒灰色低地土壌

- Okk 追子野木統
- Njo 二条統
- Kay 栢山統
- Foy 豊中統

褐色低地土壌

- Nkg 中島統
- Ogy 荻野統

細粒グライ土壌

- Nbi 保倉統

粗粒グライ土壌

- Yui 八幡統
- Nbi 保倉統
- Yui 八幡統
- Nbi 保倉統
- Yui 八幡統

水上統

- Yui 八幡統

その他

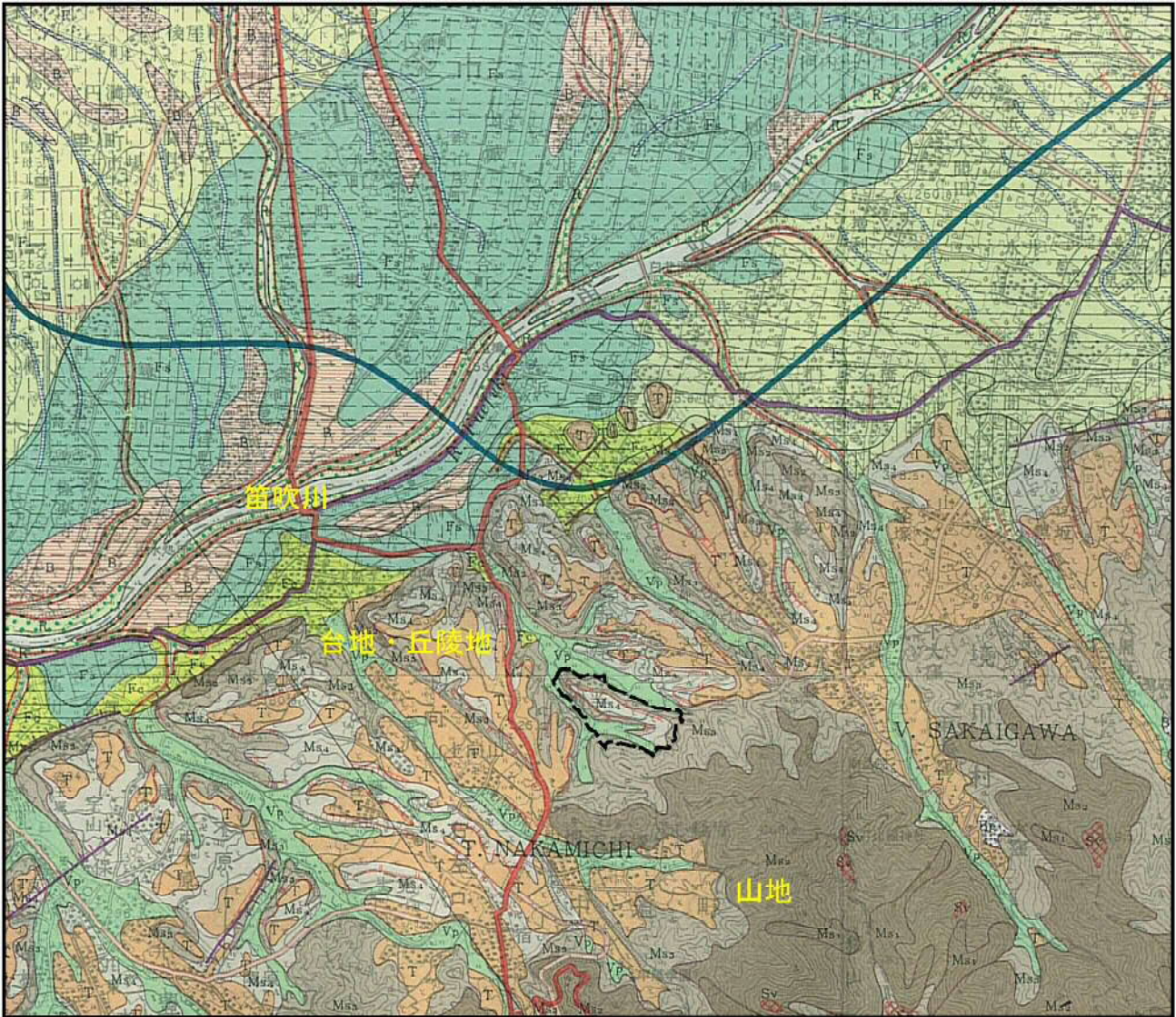
- 統の界線
- 試坑点位置及び番号
- 対象事業実施区域



S=1:50000



図3-2-12 土壌図

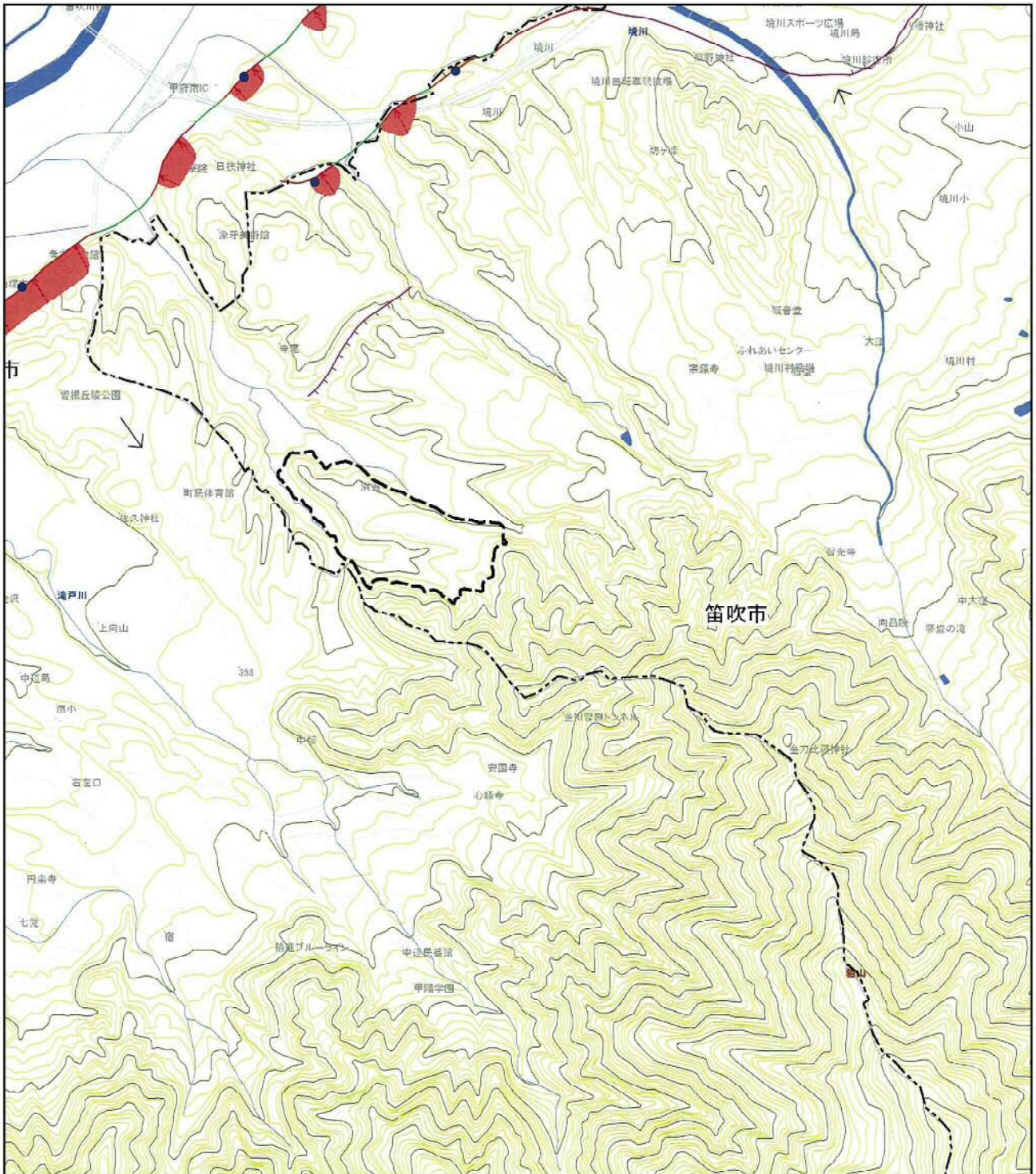


出典) 山梨県：土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)，昭和59年3月

凡 例



図3-2-13(1) 地形分類図



資料) 東京大学出版会: 活断層詳細デジタルマップ, 2002年5月

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	确实(縦ずれ)
	确实(横ずれ)
	活撓曲
	不確か(縦ずれ)
	不確か(横ずれ)
	不明(縦ずれ)
	不明(横ずれ)

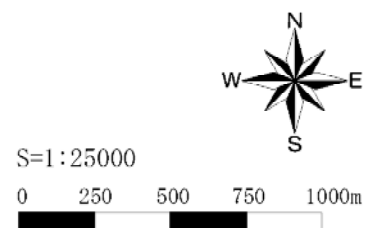
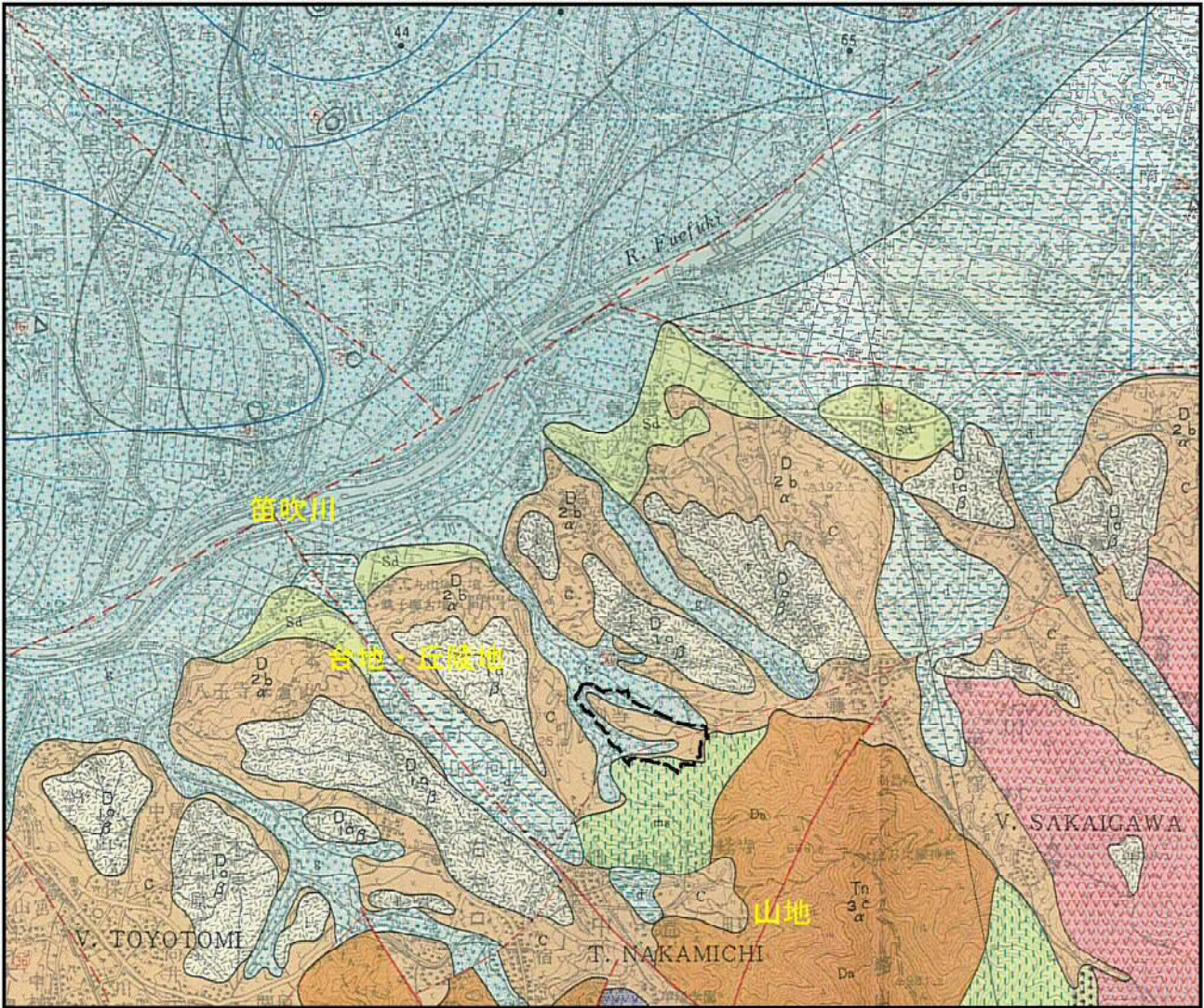


図3-2-13(2) 活断層位置図



出典) 山梨県：土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査），昭和59年3月

凡 例



図3-2-14 表層地層図

(4) 植物、動物及び生態系

1) 植 物

① 植 生

「第3回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境庁, 1985年）における対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図を図3-2-15に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の植生は、主に中央から東側にかけて桑園、南西側の低地部に水田雑草群落が分布し、一部ヤブツバキクラス域代償植生としてクヌギーコナラ群集及びアカマツ植林が分布する。

なお、対象事業実施区域及びその周辺を踏査した結果、現在は主に果樹園、畑及び水田が主体であり、南東側の休耕田の一部は湿地状となった地域がみられる。

② 植物相

「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県, 平成17年）において、対象事業実施区域周辺のメッシュ（メッシュ番号30, 31, 39, 40）（1メッシュは10km×10km）において確認されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）は表3-2-29に示すとおりである。

③ 特定植物群落

「第3回自然環境保全基礎調査」（環境庁, 平成元年）によると、対象事業実施区域の南側約4kmの位置に、滝戸山のアオギリ林及び滝戸山のシラカシ林が確認されているが、対象事業実施区域及びその周辺には特定植物群落は分布していない（図3-2-16）。

④ 巨樹・巨木林

「第4回自然環境保全基礎調査」（環境庁, 平成7年）によると、図3-2-17に示すとおり、巨樹として対象事業実施区域東側約3km及び南東側約5kmの位置にケヤキ（呼称なし）、また、北東側約5kmの位置に荒神堂のケヤキが存在しているが、対象事業実施区域及びその周辺には巨樹・巨木林は分布していない。

表 3-2-29 山梨県レッドデータブック掲載種（植物、対象事業実施区域周辺）

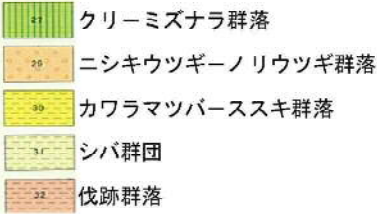
種名	科名	カテゴリー		生育環境
		山梨県	環境省	
イワツクバネウツギ	スイカヅラ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類	山地帯岩場に生育。
ウチョウラン	ラン科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類	山地帯の岩上に生育。
オノエラン	ラン科	絶滅危惧 IA 類	—	山地帯の草地や岩場に生育。
コシノコバイモ	ユリ科	絶滅危惧 IA 類	—	「日本の野生植物 I」に、日本の分布は福島県・新潟県・静岡県と記載されているが本県でも山地の林下に生育を確認。
ジョウロウスゲ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 IB 類	湖の砂地に生息。
タカサゴソウ	キク科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類	低地帯～山地帯の乾いた草地や荒地に生育。
ユウシュンラン	ラン科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類	山地～ブナ帯下部のやや湿った腐植土の多い樹林下に生える。森林の伐採など生育環境の変化による減少が危惧される。
イヌノフグリ	ゴマノハグサ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類	畑や道ばた、石垣の間に生育。
カザグルマ	キンポウゲ科	絶滅危惧 IB 類	—	藪の縁、または垣根などに生育。
セツブンソウ	キンポウゲ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類	落葉広葉樹林下や林縁で、土壌は湿り気のある砂礫地に生育。
チャセンシダ	チャセンシダ科	絶滅危惧 IB 類	—	石垣などの石の隙間に生育。
ハマスゲ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類	空き地や河岸の日当たりのよい砂地に生育。
マコモ	イネ科	絶滅危惧 IB 類	—	あまり川幅の広くない、泥砂地の水辺に生育。
ミスミソウ	キンポウゲ科	絶滅危惧 IB 類	—	山地の樹林下に生育。
ミソハギ	ミソハギ科	絶滅危惧 IB 類	—	全国各地に分布し、湿原などに生育。
モクゲンジ	ムクロジ科	絶滅危惧 IB 類	—	日本全土に点在して分布する。本県では、低山帯の斜面沿いの砂礫地に生育。
ヤシヤビシヤク	ユキノシタ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類	山地帯上部のブナなどの老木に着生。
ヨコグラノキ	クロウメモドキ科	絶滅危惧 IB 類	—	沢沿いの岩場や傾斜地に生育。
イワシャジン	キキョウ科	絶滅危惧 II 類	—	中部地方東南部、関東地方西部に分布し、やや湿り気のある山地の岩場などに生育。
ウメウツギ	ユキノシタ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	山地帯の岩場に生育。石灰岩地に多いとされるが、本県では古い安山岩地に多い。
エビネ	ラン科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	やや湿った低山の林床に生育。
カギガタアオイ	メギ科	絶滅危惧 II 類	—	やや湿った亜高山帯の林縁に生育。
カワラニガナ	キク科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	河原の礫地に生育。富士川系に多い。
カンガレイ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 II 類	—	沼や湿地に生育。
ギンラン	ラン科	絶滅危惧 II 類	—	山地の樹林下に生育。
ゼンティカ (ニッコウキスゲ)	ユリ科	絶滅危惧 II 類	—	山地帯の草原に生育。
タカアザミ	キク科	絶滅危惧 II 類	—	本州以北から北海道に分布し、原野に生育。
タコノアシ	ユキノシタ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	湖の泥湿地や湿り気のある休耕地。
ツメレンゲ	ベンケイソウ科	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	日当たりのよい岩上、河川の石積みの土手、また古い屋根の上に生える。
ハコネコメツツジ	ツツジ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	山地帯上部～亜高山帯の岩場。
ハシドイ	モクセイ科	絶滅危惧 II 類	—	山地帯の谷間、谷川沿いの湿ったところに生育。
ヒメハッカ	シソ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	湿地帯に生育。
フユザンショウ	ミカン科	絶滅危惧 II 類	—	関東以西の暖地山林。生育個体数は少ない。
ヤマナシウマノ ミツバ	セリ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 IB 類	山地の尾根の明るい樹林下や路傍。御坂山系に多い。
イヌハギ	マメ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類	全国各地に分布し、日当たりのよい原野に生育。県内では、金川の河川敷に多い。
オオバボダイジュ	シナノキ科	準絶滅危惧	—	山地帯落葉広葉樹林中に生育。
オナモミ	キク科	準絶滅危惧	—	平地の道端や休耕地に生育。
ツルシロカネソウ	キンポウゲ科	準絶滅危惧	—	神奈川県～奈良県の湿り気のある山地に生育。本県は分布の北限にあたり、県内の分布は富士山麓に偏る。
ヒメスミレサイシン	スミレ科	準絶滅危惧	—	山地帯の落葉広葉樹林下に生育。
スジヌマハリイ	カヤツリグサ科	—	—	水湿地の砂地に生育個体数は少ない。

凡 例

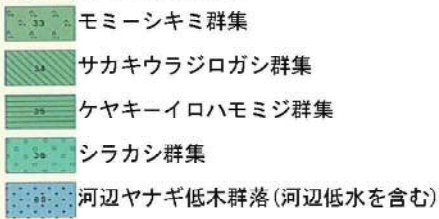
亜寒帯、亜高山帯代償植生



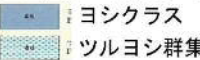
ブナクラス域代償植生



ヤブツバキクラス域自然植生



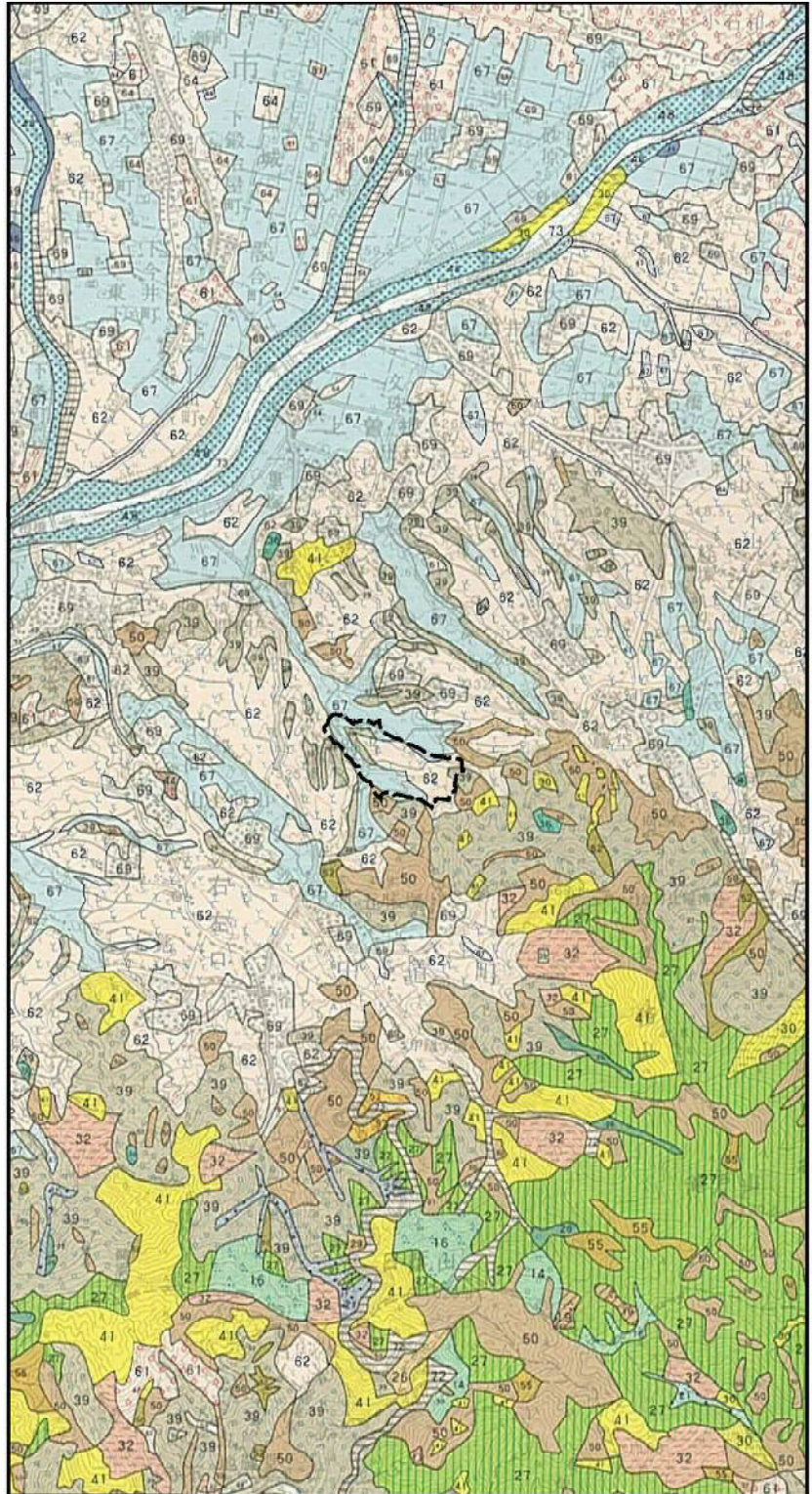
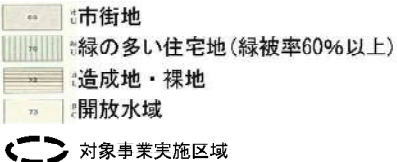
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生 (各クラス共通)



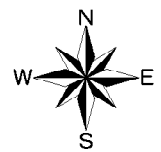
植林地、耕作地植生 (各クラス共通)



その他



出典) 環境庁：現存植生図 (第3回自然環境基礎調査 (植生調査))
山梨県, 昭和60年



S=1:50000

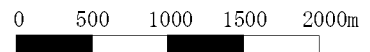
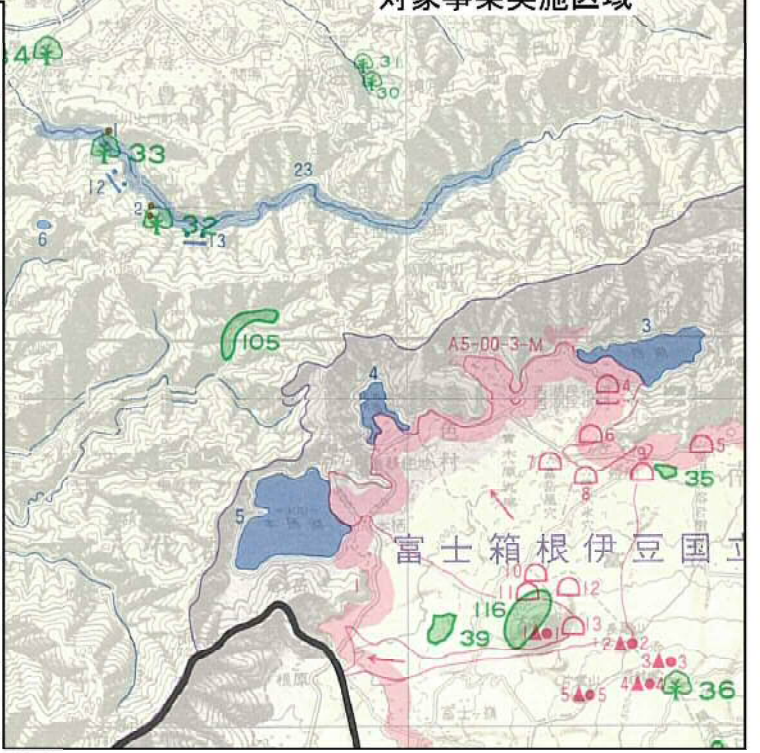


図3-2-15 現存植生図



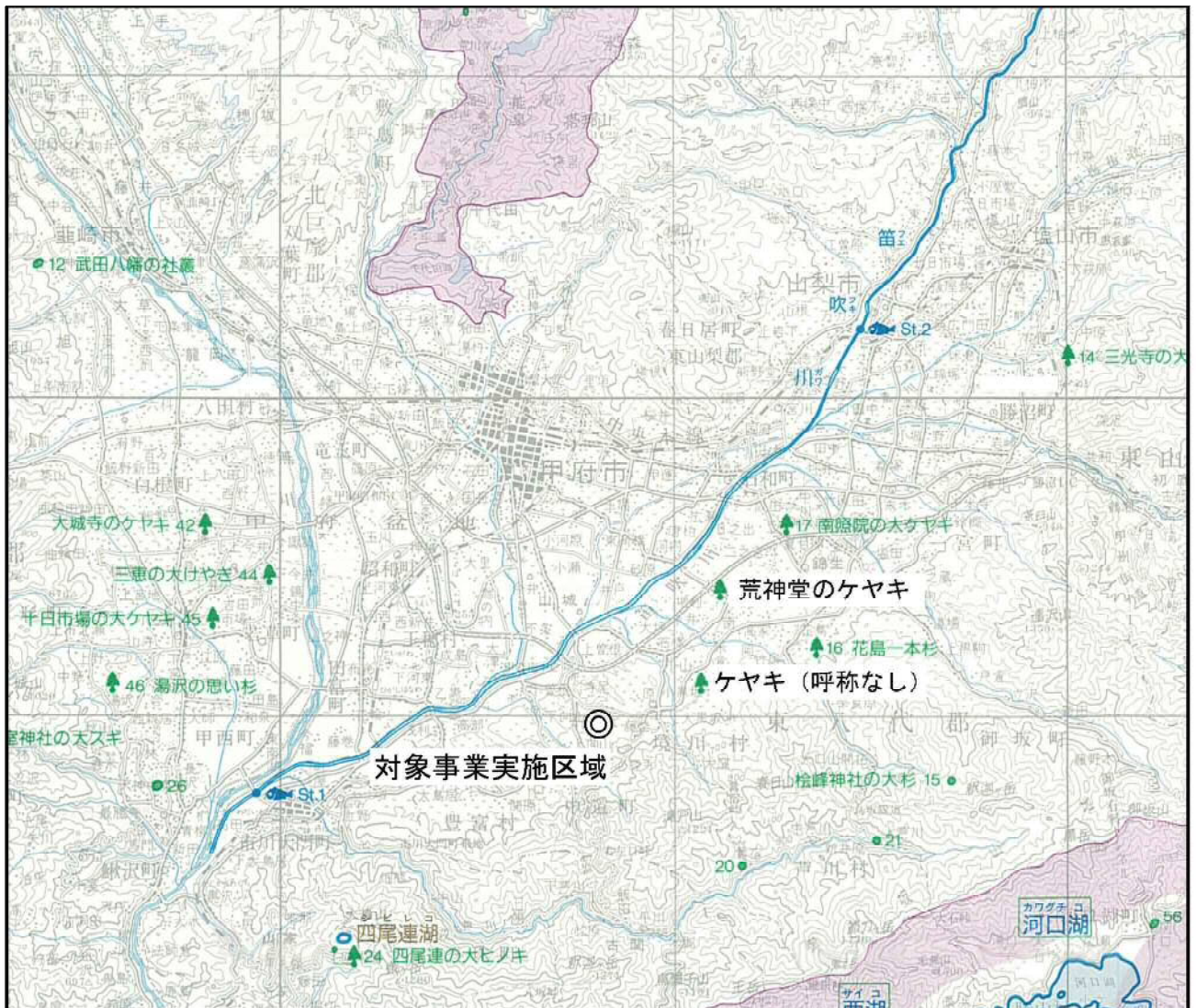
凡 例	
	特定植物群落 Specific plant community
	A1-01 火山群 Quaternary volcano (Quaternary volcanic group)
	A1-02 火山 Component volcano
	A1-03 火山性高原(台地状) Volcanic plateau
	A1-03 火山性高原(台地状をなさないもの) Volcanic highland
	A1-04 火口・カルデラ Crater・Caldera
	A1-06 流れ山群 Flow mounds
	A1-07 特徴的な稜線 Knife ridge
	A1-08 溶岩トンネル・風穴 Lava tunnel
	A1-10 地獄・泥火山 Fumarole field・Mud volcano
	A1-11 噴泉 Thermal spring
	A1-12 噴気孔 Fumarole
	A1-13 間歇泉 Geyser
	A1-14 構造土 Patterned ground
	A1-16 万年雪 Perennial snow
	A2-03 非火山性高原(台地状) Table plateau
	A2-03 非火山性高原(台地状をなさないもの) Highland
	A2-04 大断層崖 Fault scarp
	A2-05 非火山性孤峰 Solitary peak (non volcanic)
	A2-06 U字谷(氷食谷) Glaciated trough
	A2-07 カール Cirque (kar)
	A2-08 非対称山稜 Asymmetric ridge
	A2-09 特徴的な稜線 Knife ridge (non volcanic)
	A2-10 モレーン Moraine
	A2-11 二重山稜(縞状凹地) Double ridges (Multiple ridges)
	A2-12 断崖・岩壁 Cliff
	A2-13 岩塊斜面・岩海 Block field
	A2-14 構造土 Patterned ground
	A2-15 岩峰・岩柱 Tor
	A2-16 崖壁 Talus
	A2-17 天然橋・岩門・石門 Natural bridge
	A2-19 万年雪 Perennial snow
	A3-01 カルスト地形 Karst landform
	A3-02 ポリエ Polje
	A3-03 カルテンフェルト・ドリネ群 Karrenfeld・Dolines
	A3-04 鐘乳洞 Limestone cave
	A4-01 節理 Joint
	A4-02 岩脈 Dike
	A5-00 主な溶岩流 Lava flow (erupted in historic times)

	B1-01 峡谷・溪谷 Gorge・Valley
	B1-02 河成段丘 Fluvial terrace
	B1-03 自由蛇行河川 Free meander
	B1-04 芽入蛇行河川 Incised meander
	TTT B1-05 断崖・岩壁 Cliff
	B1-06 淵 Pool
	A B1-07 岩峰・岩柱 Tor
	... B1-09 風穴群 Potholes
	: B1-10 滝 Water fall
	∩ B1-11 天然橋・岩門・石門 Natural bridge
	B2-01 湖沼 Lake・Pond
	B2-02 湿原 Moor
	B3-01 溺れ谷 Drowned valley
	B3-02 海成段丘 Marine terrace
	TTT B3-03 断層海岸 Fault coast
	... B3-05 多島海 Archipelago
	... B3-06 隆起サンゴ礁 Elevated coral reef
	B3-08 砂 礫 Sand spit
	B3-09 砂 洲 Sand bar
	B3-10 陸げい砂州 Tomboles
	... B3-11 砂 丘 Sand dune
	TTT B3-12 海食崖 Sea cliff
	B3-13 波食台 Wave-cut bench
	B3-15 海食洞 Sea cave
	∩ B3-16 岩 門 Natural bridge
	∩ B3-17 潮吹穴 Blow hole
	... B3-18 風穴群 Potholes
	B3-19 潮流・渦流 Tidal current・Tidal vortices
	B4-01 節理 Joint
	B4-02 岩 脈 Dike
	∩ B4-03 湧泉群 Springs
	A5-00 地震断層・低断層崖 Earthquake fault・Scarpnet
	B5-00 地滑り・山崩れ Landslide・Landslip
	∩ 原生流域 Uninfluenced river basin
	∩ 最下透過上不可能横断工作物 Lowest shutter dam
	∩ 魚類調査地点(番号) Fish surveying points
	∩ 自然海岸(浜) Natural beach
	∩ 自然海岸(浜以外) Natural rocky coast
	∩ 国立公園 National park
	∩ 国定公園 Quasi-National park
	∩ 自然環境保全地域 Nature conservation area
	∩ 原生自然環境保全地域 Wilderness area



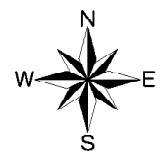
出典) 環境庁：山梨県自然環境情報図(第3回自然環境保全基礎調査)、1989年

図3-2-16 自然環境情報図(1)



凡例 LEGEND	
	巨樹 Big tree
	巨木林 (並木・樹林) Big-tree-forest
	調査対象河川 Surveyed river
	原生流域 Wilderness water-shed area
	最下流遡上不可能地点 Lowest shutter dam
	魚類調査地点 Fish surveying point
	自然性の高い連続する河川区間 Continuous undisturbed river zone
	調査対象湖沼 Surveyed lake and marsh
	非改変湖沼 Non-developed lake
	特定湖沼 Specific surveyed lake
	国立公園 National park
	国定公園 Quasi National park
	原生自然環境保全地域 Wilderness area
	自然環境保全地域 Nature conservation area

出典) 環境庁：山梨県自然環境情報図 (第4回自然環境保全基礎調査), 1995年



S=1:200000



図3-2-17 自然環境情報図 (2)

2) 動物

① 哺乳類

「第4回自然環境保全基礎調査」(環境庁,平成7年)の「自然環境情報図」及び「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省,平成16年)の「種の多様性調査 哺乳類分布調査」によると対象事業実施区域を含むメッシュにおいてはニホンイノシシ、アナグマ、カモシカ、キツネ、ツキノワグマ、ニホンジカ、タヌキの生息が確認されているが、ニホンザルは確認されていない。

「山梨県の野生動物」(山梨県,昭和55年3月)によると、旧境川村においては、コウモリ(家)、コウモリ(森)、ムササビ、ノウサギ、ホンドタヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマが確認され、旧中道町においては、ニホンリス、ホンシュウモモンガ、ノウサギ、ホンドタヌキ、ニホンイタチ、ニホンアナグマが確認されている。

「山梨県の野生鳥獣生息調査」(山梨県,平成9年)によると、平成6年度調査で旧境川村においては、ニホンザル、コウモリ、ヤマネ、ムササビ、アナグマ、ノウサギ、キツネ、イタチ、リス、イノシシが確認され、旧中道町においては、コウモリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、リス、イノシシが確認されている。

「環境資源調査 調査報告」(山梨県森林環境部,2003年3月)によると、対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、表3-2-30に示す種が確認されており、このうちニホンツキノワグマとニホンリスが絶滅のおそれのある個体群(山梨県)に指定されている。

表 3-2-30 哺乳類の確認状況(旧境川村、旧中道町)

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
アブラコウモリ	ヒナコウモリ科	—	—
ニホンアナグマ	イタチ科	—	—
ホンドイタチ	イタチ科	—	—
ホンドテン	イタチ科	—	—
ホンドキツネ	イヌ科	—	—
ホンドタヌキ	イヌ科	—	—
ニホンイノシシ	イノシシ科	—	—
ノウサギ	ウサギ科	—	—
ニホンカモシカ	ウシ科	—	—
ニホンツキノワグマ	クマ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
ニホンジカ	シカ科	—	—
ハクビシ	ジャコウネコ科	—	—
クマネズミ	ネズミ科	—	—
ハツカネズミ	ネズミ科	—	—
アカネズミ	ネズミ科	—	—
ハタネズミ	ネズミ科	—	—
アスマモグラ	モグラ科	—	—
ムササビ	リス科	—	—
ニホンリス	リス科	絶滅のおそれのある地域個体群	—

資料) 山梨県 森林環境部:環境資源調査 調査報告,2003年3月

哺乳類について、山梨県全体の「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県, 平成 17 年）に掲載されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）を表 3-2-31 に示す。

表 3-2-31 山梨県レッドデータブック掲載種（哺乳類、山梨県全体）

種 名	科 名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
ホト ^ト ノコウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 IB 類
クビ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 IB 類
フジ ^ノ ホヒゲ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類
シノ ^ノ ホヒゲ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 IB 類
モリア ^ラ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 IB 類
アズミ ^ノ トガリ ^ノ ネズミ	トガリネズミ科	絶滅危惧 IB 類	準絶滅危惧
フジ ^ノ ミス ^ノ ラモグラ	モグラ科	絶滅危惧 IB 類	準絶滅危惧
オヒキ ^ノ コウモリ	オヒキコウモリ科	絶滅危惧 II 類	情報不足
ニホン ^ノ コテン ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
ニホン ^ノ テン ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
カク ^ノ ヤコウモリ	ヒナコウモリ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 IB 類
ニホン ^ノ ウサギ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
ヒナ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
ヤマ ^ノ コウモリ	ヒナコウモリ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
モモン ^ノ ロコウモリ	ヒナコウモリ科	準絶滅危惧	—
ホト ^ト モモン ^ガ	リス科	準絶滅危惧	—
ヤマ ^ネ	ヤマネ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ホン ^ノ シュウ ^ノ カヤ ^ノ ネズミ	ネズミ科	要注目種	—
カ ^ノ ネズミ	トガリネズミ科	要注目種	—
ニホン ^ノ キ ^ノ カ ^ノ シラ ^ノ コウモリ	キクガシラコウモリ科	要注目種	普通種
ニホン ^ノ コ ^ノ キ ^ノ カ ^ノ シラ ^ノ コウモリ	キクガシラコウモリ科	要注目種	絶滅危惧 II 類
ニホン ^ノ ツ ^ノ キノ ^ノ ク ^ノ マ	クマ科	要注目種	絶滅のおそれのある地域個体群
ニッ ^ノ コム ^ノ サ ^ノ サ ^ノ ビ	リス科	要注目種	—
コウ ^ノ ヘ ^ノ モ ^ノ グ ^ノ ラ	モグラ科	要注目種	—

資料) 山梨県：2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物, 平成 17 年

② 鳥 類

「山梨県の野生鳥獣生息調査」(山梨県,平成9年)によると、旧境川村及び旧中道町においては、昭和55・56年度調査で猛禽類としてはオオタカ、チョウゲンボウ、ノスリ、ハチクマ、クマタカが確認されている。また、平成6年度調査で猛禽類としてはノスリ、クマタカが確認されている。

「環境資源調査 調査報告」(山梨県森林環境部,2003年3月)によると、旧境川村及び旧中道町においては、表3-2-32に示す種が確認されており、このうちオジロワシは絶滅危惧種Ⅱ類(環境省)に指定されている。

表 3-2-32 鳥類の確認状況（旧境川村、旧中道町）

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
カラヒワ	アトリ科	—	—
イカル	アトリ科	—	—
アマツバメ	アマツバメ科	—	—
カキクグリ	イワヒバリ科	—	—
カワウ	ウ科	—	—
ウグイス	ウグイス科	—	—
センダムシクイ	ウグイス科	—	—
ヤブサメ	ウグイス科	—	—
エゾムシクイ	ウグイス科	—	—
エナガ	エナガ科	—	—
エナガ	エナガ科	—	—
ジュウイチ	カッコウ科	—	—
ツツトリ	カッコウ科	—	—
マカモ	カモ科	—	—
カルカモ	カモ科	—	—
コカモ	カモ科	—	—
カケス	カラス科	—	—
ハシブトカラス	カラス科	—	—
ハシボソカラス	カラス科	—	—
カワセミ	カワセミ科	—	—
キジ	キジ科	—	—
コジュケイ	キジ科	—	—
コケラ	キツツキ科	—	—
アケラ	キツツキ科	—	—
コケラ	キツツキ科	—	—
ハン	クイナ科	—	—
アオサギ	サギ科	—	—
ヤマガラ	シジュウカラ科	—	—
シジュウカラ	シジュウカラ科	—	—
ヒガラ	シジュウカラ科	—	—
セキレイ	セキレイ科	—	—
ハクセキレイ	セキレイ科	—	—
トビ	タカ科	—	—
ノスリ	タカ科	—	—
オジロワシ	タカ科	情報不足	絶滅危惧 IB 類
クロツグミ	ツグミ科	—	—
ツグミ	ツグミ科	—	—
ルビタキ	ツグミ科	—	—
シロハラ	ツグミ科	—	—
ツバメ	ツバメ科	—	—
イワツバメ	ツバメ科	—	—
スズメ	ハタオリトリ科	—	—
キンバト	ハト科	—	—
トバト	ハト科	—	—
チョウゲンボウ	ハヤブサ科	—	—
キビタキ	ヒタキ科	—	—
ヒヨドリ	ヒヨドリ科	—	—
ホオジロ	ホオジロ科	—	—
アオジ	ホオジロ科	—	—
カシラダカ	ホオジロ科	—	—
ミソサザイ	ミソサザイ科	—	—
ムクドリ	ムクドリ科	—	—
メジロ	メジロ科	—	—
モズ	モズ科	—	—

資料) 山梨県森林環境部：環境資源調査 調査報告, 2003 年 3 月

鳥類について、山梨県全体の「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県, 平成 17 年）に掲載されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）を表 3-2-33 に示す。

表 3-2-33 山梨県レッドデータブック掲載種（鳥類、山梨県全体）

種 名	科 名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
イワシ	タカ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 IB 類
ライチョウ	ライチョウ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類
アカショウビン	カワセミ科	絶滅危惧 IB 類	—
クマカ	タカ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 IB 類
コノハズク	フクロウ科	絶滅危惧 IB 類	—
チゴモズ	モズ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類
ミゴイ	サギ科	絶滅危惧 IB 類	準絶滅危惧
ブッポウウ	ブッポウウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 IB 類
アカモズ	モズ科	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
オコノハズク	フクロウ科	絶滅危惧 II 類	—
オシシギ	シギ科	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
トリスズク	フクロウ科	絶滅危惧 II 類	—
ハイカ	タカ科	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
ハクマ	タカ科	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧
ハヤブサ	ハヤブサ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
ヨタカ	ヨタカ科	絶滅危惧 II 類	—
タマシギ	シギ科	絶滅危惧 II 類	—
アオハズク	フクロウ科	準絶滅危惧	—
オカカ	タカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
レンジャク	レンジャク科	準絶滅危惧	—
ゴジシ	カモメ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
コショウケンボウ	ハヤブサ科	準絶滅危惧	—
コシアカツバメ	ツバメ科	準絶滅危惧	—
コミズク	フクロウ科	準絶滅危惧	—
サコウチョウ	カササギヒタキ科	準絶滅危惧	—
サンショウクイ	サンショウクイ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
シロドリ	チドリ科	準絶滅危惧	—
ツミ	タカ科	準絶滅危惧	—
トラツグミ	ツグミ科	準絶滅危惧	—
ノゾコ	ホオジロ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ヒレンジャク	レンジャク科	準絶滅危惧	—
フクロウ	フクロウ科	準絶滅危惧	—
ミカイツブリ	カイツブリ科	準絶滅危惧	—
マジロ	ツグミ科	準絶滅危惧	—
ヤマホシロ	ホオジロ科	準絶滅危惧	—
ヨシゴイ	サギ科	準絶滅危惧	—
サシバ	タカ科	準絶滅危惧	—

資料) 山梨県：2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物, 平成 17 年

③ 両生類・爬虫類

「第2回自然環境保全基礎調査」（環境庁, 昭和56年）の動植物分布図によると、対象事業実施区域周辺では調査対象種であるモリアオガエル、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオは確認されていない。

「環境資源調査 調査報告」（山梨県森林環境部, 2003年3月）によると、対象事業実施区域及びその周辺の旧境川村及び旧中道町においては、表3-2-34に示す種が確認されており、このうちイシガメは絶滅危惧種Ⅱ類（山梨県、ただし日本固有種のみ）に指定されている。

表3-2-34 両生類・爬虫類の確認状況（旧境川村、旧中道町）

種名	科名	カテゴリー		
		山梨県	環境省	
両生類	カシカガエル	アオガエル科	—	—
	シレーケルアカガエル	アオガエル科	—	—
	タゴガエル	アカガエル科	—	—
	ヤマアカガエル	アカガエル科	—	—
	ウシカガエル	アカガエル科	—	—
	ニホンアマガエル	アマガエル科	—	—
爬虫類	イシガメ	イシガメ科	絶滅危惧Ⅱ類 (日本固有種)	—
	ミシシビアカミミガメ	ヌマガメ科	—	—
	ニホンカナヘビ	カナヘビ科	—	—

資料) 山梨県森林環境部：環境資源調査 調査報告, 2003年3月

両生類・爬虫類について、山梨県全体の「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県, 平成17年）に掲載されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）を表3-2-35に示す。

表3-2-35 山梨県レッドデータブック掲載種（両生類・爬虫類、山梨県全体）

種名	科名	カテゴリー		
		山梨県	環境省	
両生類	イモリ	イモリ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
	トノサマガエル	アカガエル科	準絶滅危惧	—
	ヒダサンショウウオ	サンショウウオ科	要注目種	—
	ナガレタゴガエル	アカガエル科	要注目種	—
爬虫類	ニホンイシガメ	イシガメ科	絶滅危惧Ⅱ類	—
	シマヘビ	ヘビ科	絶滅危惧Ⅱ類	—

資料) 山梨県：2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物, 平成17年

④ 魚類

「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 昭和56年)の動植物分布図によると、対象事業実施区域周辺では、調査対象種であるゼニタナゴは確認されていない。

「山梨県の野生動物」(山梨県, 昭和55年3月)によると、対象事業実施区域周辺の水域の本流である笛吹川においてアブラハヤ、ウグイ、カジカ、コイ、ドジョウ、ナマズ、モツゴが確認されている。

「環境資源調査 調査報告」(山梨県森林環境部, 2003年3月)によると、旧境川村及び旧中道町においては、表3-2-36に示す種が確認されており、このうちカジカ、ヤマメ、アマゴは、絶滅のおそれのある地域個体群(山梨県、いずれも在来個体群のみ)に指定されている。また、スジシマドジョウは絶滅危惧種IB類[小型種]あるいは絶滅危惧種II類[大型種](環境省)に指定されている。

表 3-2-36 魚類の確認状況(旧境川村、旧中道町)

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
カジカ	カジカ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
タモロコ	コイ科	—	—
コイ	コイ科	—	—
ギンブナ	コイ科	—	—
アブラハヤ	コイ科	—	—
オイカワ	コイ科	—	—
ウグイ	コイ科	—	—
モツゴ	コイ科	—	—
ニゴイ	コイ科	—	—
ヤマメ	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
アマゴ	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
ドジョウ	ドジョウ科	—	—
スジシマドジョウ	ドジョウ科	—	絶滅危惧IB類(小型) 絶滅危惧II類(大型)
ナマズ	ナマズ科	—	—
ヨシノボリ SP.	ハゼ科	—	—※

※ヨシノボリ SP.の中には、レッドリストに記載の種がある。

資料) 山梨県森林環境部: 環境資源調査 調査報告, 2003年3月

魚類について、山梨県全体の「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県, 平成 17 年）に掲載されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）を表 3-2-37 に示す。

表 3-2-37 山梨県レッドデータブック掲載種（魚類、山梨県全体）

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
ホケドシウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
ヤマトイナ (在来個体群)	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
ニッコウイナ (在来個体群)	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
アマゴ (在来個体群)	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
ヤマメ (在来個体群)	サケ科	絶滅のおそれのある地域個体群	—
カジカ (大卵型 河川型)	カジカ科	要注目種	—

資料) 山梨県：2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物, 平成 17 年

⑤ 昆虫類

「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 昭和56年)の動植物分布図によると、対象事業実施区域の南東側約2~3kmの位置で、調査対象種であるオオムラサキ、アメリカシロヒトリ、キボシカミキリが確認されている。

「環境資源調査 調査報告」(山梨県森林環境部, 2003年3月)によると、旧境川村及び旧中道町においては、表3-2-38に示す種が確認されており、このうちオオチャバネセセリは準絶滅危惧種(山梨県)に指定されている。

表3-2-38(1) 昆虫類の確認状況(旧境川村、旧中道町)

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
オカアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
カラスアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
カラスアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
キアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
クオアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
ナミアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
ホソオチョウ	アゲハチョウ科	—	—
ミヤマカラスアゲハ	アゲハチョウ科	—	—
アイノミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
ウラギンシジミ	シジミチョウ科	—	—
エゾミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
オミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
ジョウサンミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
ダイセンシジミ	シジミチョウ科	—	—
ツバメシジミ	シジミチョウ科	—	—
フジミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
ベニシジミ	シジミチョウ科	—	—
ミスズイロオカシジミ	シジミチョウ科	—	—
ミヤマカラスシジミ	シジミチョウ科	—	—
メスアカミドリシジミ	シジミチョウ科	—	—
ヤマトシジミ	シジミチョウ科	—	—
ルシジミ	シジミチョウ科	—	—
アサギマダラ	タテハチョウ科	—	—
イチモンジチョウ	タテハチョウ科	—	—
ウラギンヒョウモン	タテハチョウ科	—	—
コムシジ	タテハチョウ科	—	—
スミカシ	タテハチョウ科	—	—
ヒメウラナシシヤノメ	タテハチョウ科	—	—
ミドリヒョウモン	タテハチョウ科	—	—
アカタテハ	タテハチョウ科	—	—
ゴマダラチョウ	タテハチョウ科	—	—
ツマグロヒョウモン	タテハチョウ科	—	—
ヒメアカタテハ	タテハチョウ科	—	—
ヒメシヤノメ	タテハチョウ科	—	—
ルリタテハ	タテハチョウ科	—	—
キチョウ	シロチョウ科	—	—
シゲクワシロチョウ	シロチョウ科	—	—
アオハセセリ	セセリチョウ科	—	—
イチモンジセセリ	セセリチョウ科	—	—
オオチャバネセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	—
キマダラセセリ	セセリチョウ科	—	—
ダイミョウセセリ	セセリチョウ科	—	—
ミヤマセセリ	セセリチョウ科	—	—

資料) 山梨県森林環境部: 環境資源調査 調査報告, 2003年3月

表 3-2-38(2) 昆虫類の確認状況（旧境川村、旧中道町）

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
クロスジ ^ア オシヤク	シヤクガ科	—	—
ヒトツメオシロヒメシヤク	シヤクガ科	—	—
ギンモンズメ ^メ ト ^キ	シヤチホコガ科	—	—
セタ ^カ シヤチホコ	シヤチホコガ科	—	—
ウンモンズメ ^メ	スズメガ科	—	—
エゾ ^ス ズメ	スズメガ科	—	—
エビ ^カ ラスズメ	スズメガ科	—	—
コエビ ^カ ラスズメ	スズメガ科	—	—
コスズメ	スズメガ科	—	—
ヒサコ ^ス ズメ	スズメガ科	—	—
ビ ^ロ ートズメ	スズメガ科	—	—
ブ ^ト ウスズメ	スズメガ科	—	—
フトオビ ^ホ ソハ ^ス ズメ	スズメガ科	—	—
ヘ ^ニ スズメ	スズメガ科	—	—
ホソハ ^ス ズメ	スズメガ科	—	—
モンホソハ ^ス ズメ	スズメガ科	—	—
ニホ ^セ セリモ ^ト キ	セセリモ ^ト キガ科	—	—
オオ ^ヘ ニ ^ヘ リコカ ^ガ	ヒトリガ科	—	—
サラサヒトリ	ヒトリガ科	—	—
アケビ ^コ ノハ	ヤガ科	—	—
オニ ^ヘ ニシタ ^ハ	ヤガ科	—	—
カラスヨトウ	ヤガ科	—	—
コシロシタ ^ハ	ヤガ科	—	—
シロシタ ^ハ	ヤガ科	—	—
フクラスズメ	ヤガ科	—	—
マメキシタ ^ハ	ヤガ科	—	—
ムクゲ ^コ ノハ	ヤガ科	—	—
オス ^ク ロトモエ	ヤガ科	—	—
アミメコヤ ^ガ	ヤガ科	—	—
キシタ ^ハ	ヤガ科	—	—
コ ^マ ケンモン	ヤガ科	—	—
ハ ^ク ルマトモエ	ヤガ科	—	—
クスサン	ヤママユガ科	—	—
シ ^ン ジ ^ユ サン	ヤママユガ科	—	—
オニヤンマ	オニヤンマ科	—	—
ギンヤンマ	ヤンマ科	—	—
ア ^ブ ラゼ ^ミ	セミ科	—	—
チ ^ツ チ ^セ ミ	セミ科	—	—
ツ ^ク ツ ^ク ホ ^ウ ン	セミ科	—	—
ミン ^シ セ ^ミ	セミ科	—	—
テ ^ン ト ^ウ ム ^シ	テントウムシ科	—	—
カン ^タ ン	マツムシ科	—	—

資料) 山梨県森林環境部：環境資源調査 調査報告, 2003年3月

昆虫類について、山梨県全体の「2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物」（山梨県，平成 17 年）に掲載されている種（絶滅種及び情報不足の種は除く）を表 3-2-39 に示す。

表 3-2-39 山梨県レッドデータブック掲載種（昆虫類、山梨県全体）

種名	科名	カテゴリー	
		山梨県	環境省
オウレンヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 I 類
ヒョウモンモドキ	タテハチョウ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 I 類
フサヘリカミキリ	カミキリムシ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 I 類
ハチョウトンボ	トンボ科	絶滅危惧 IA 類	—
タガメ	コオイムシ科	絶滅危惧 IA 類	絶滅危惧 II 類
チャマダラセリ	セセリチョウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 I 類
ホシチャハネセリ	セセリチョウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類
ツマグロキチョウ	シロチョウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 II 類
クロシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 I 類
シルビアシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 IB 類	絶滅危惧 I 類
ヒメシロチョウ	シロチョウ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
ゴマシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
ミヤマシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
コヒョウモンモドキ	タテハチョウ科	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
シダクサロキハネセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
アカセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オチヤハネセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	—
キアキア	アゲハチョウ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
クモツマキチョウ	シロチョウ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ミヤマシロチョウ	シロチョウ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
カラスシジミ	シジミチョウ科	準絶滅危惧	—
コヒョウモン	タテハチョウ科	準絶滅危惧	—
クロヒカゲモドキ	ジャノメチョウ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
サキマダラヒカゲ	ジャノメチョウ科	準絶滅危惧	—
ヨボシカミキリ	カミキリムシ科	準絶滅危惧	—
トラフカミキリ	カミキリムシ科	準絶滅危惧	—
ヒゲナカゴフカミキリ	カミキリムシ科	準絶滅危惧	—
チョウトンボ	トンボ科	準絶滅危惧	—
ミナトシジミ(シジミセ)	セミ科	要注目地域個体群	—
タネキマダラセリ	セセリチョウ科	要注目種	準絶滅危惧
ヒサマツドリシジミ	シジミチョウ科	要注目種	—
キシマツドリシジミ	シジミチョウ科	要注目種	—
オムラサキ	タテハチョウ科	要注目種	準絶滅危惧
オヒカゲ	ジャノメチョウ科	要注目種	絶滅危惧 II 類
キマダラモドキ	ジャノメチョウ科	要注目種	準絶滅危惧
キハカヒロハカミキリ	カミキリムシ科	要注目種	—
フタスシカヒロハカミキリ	カミキリムシ科	要注目種	—
アカシオアオカミキリ	カミキリムシ科	要注目種	—
アサカミキリ	カミキリムシ科	要注目種	—
アオハダトンボ	カワトンボ科	要注目種	—
ムカシトンボ	ムカシトンボ科	要注目種	—
ササヤンマ	ヤンマ科	要注目種	—
ヤブヤンマ	ヤンマ科	要注目種	—
マルタンヤンマ	ヤンマ科	要注目種	—
オキヤンマ	ヤンマ科	要注目種	—
トラフトンボ	エゾトンボ科	要注目種	—
フジシロヤクオトウ	ヤガ科	要注目種	準絶滅危惧
ソウクオヒナシヤク	シャクガ科	要注目種	—
ゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	要注目種	—
オクワガタ	クワガタムシ科	要注目種	準絶滅危惧
ヒラタワガタ	クワガタムシ科	要注目種	—
ゴボウイココガネ	コガネムシ科	要注目種	—
クワムシ	キリギリス科	要注目種	—
オコツアリ	アリ科	要注目種	—

資料) 山梨県：2005 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物，平成 17 年

(5) 景 観

対象事業実施区域及びその周辺は、御坂山地から流れ出る河川によって形成された複合扇状地が、変位を受けて形成された丘陵地(曾根丘陵)にあたり、丘陵地が開拓された農村景観を呈している。

景観構成要素としては、田畑、果樹園及び住宅地などの人工的要素と、背後に広がる樹林地、また対象事業実施区域周辺を流れる間門川、蟹沢川など自然的要素が混在し形成されている。

また、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁,平成元年)によると、図3-2-16に示すとおり対象事業実施区域及びその周辺には自然景観資源は分布していない。

さらに、「文化財保護法」等に基づく指定文化財(名勝)も、対象事業実施区域及びその周辺には存在していない。

(6) 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を表3-2-40、図3-2-18に示す。

対象事業実施区域の周辺には、公園やアウトドア施設などが分布しているが、対象事業実施区域内には主要な人と自然との触れ合いの活動の場は分布していない。

なお、笛吹市にはレクリエーションの場として、散策コースが設定されている地域があるが、対象事業実施区域周辺には存在していない。

表 3-2-40 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

名 称	種 別	概 要
甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園	公園、施設	花の広場、展望広場、ふれあい広場、歴史植物園、日本庭園、古墳、考古博物館、バーベキュー場等、利用期間4~10月
藤壘の滝	自然公園	公園、滝、駐車場、ミズバショウ
心のふるさと境川	歴史文化公園	遺跡、文化財
左右口の里	施設	釣り堀、バーベキュー場、バンガロー、民芸館
坊ヶ峯展望台	展望台	展望台・テレビ塔
黒坂オートキャンプ場	キャンプ場	林間のオートキャンプ場、営業日3~12月
八代ふるさと公園	公園	桜の森、古墳広場、多目的広場、親水広場
鶯宿峠	山岳	登山、散策。甲府盆地や八ヶ岳・南アルプスが一望できる。
滝戸山	山岳	登山、散策。
小瀬スポーツ公園	運動公園	陸上競技場、球技場、野球場、プール、アイスアリーナ、武道館、芝生広場
笛吹川サイクリングロード	サイクリングロード	自転車道

資料) 笛吹市ホームページ 観光地図情報

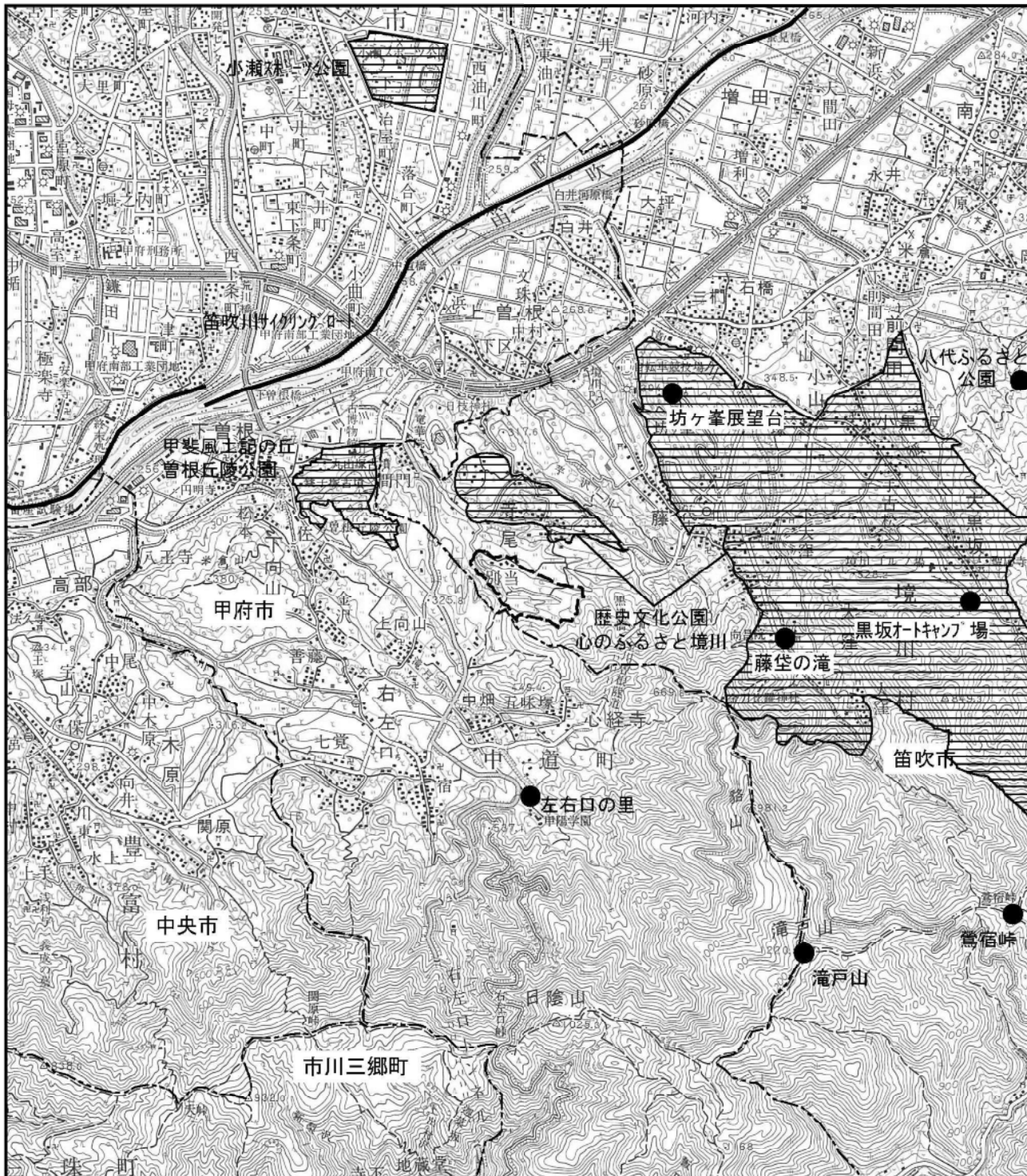
(<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/kanko/shisetsu.php>)

甲府市ホームページ 甲府市観光ガイド

(<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/kanko/index.htm>)

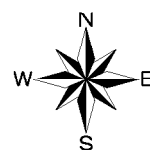
富士の国やまなし観光ネット

(<http://www.yamanashi-kankou.jp/index.html>)



注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
 注3) 平成18年2月20日に旧玉徳町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。
 資料) 甲府市ホームページ、笛吹市ホームページ、富士の国やまなし観光ネット

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	人と自然との触れ合いの活動の場



S=1:50000

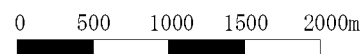


図3-2-18 人と自然との触れ合いの活動の場

(7) 歴史的・文化的環境

① 指定文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の状況を表 3-2-41 及び図 3-2-19 に示す。

対象事業実施区域に最も近い指定文化財としては、直近に桑原家文書があるが、書跡であって対象事業による影響を受けるものではない。

表 3-2-41 対象事業実施区域及びその周辺の指定文化財

市	指定	分類	No.	名称	所在地	所有者・管理者
笛吹市	県	考古資料	1	地藏堂塚古墳出土の蕨手刀	境川町三柵 3	境川総合会館
		書跡	2	桑原家文書	境川町寺尾 3147-1	個人
		彫刻	3	木造虚空蔵菩薩坐像	境川町藤袋 322	智光寺
		天然記念物	4	智光寺のカヤ	境川町藤袋 322	智光寺
			5	宗源寺のヒダリマキカヤ	境川町藤袋 4771	宗源寺
			6	藤袋のヤツブサウメ	境川町藤袋 161	個人
	市	建造物	7	常楽寺の五輪塔	境川町藤袋 2446	常楽寺
		絵画	8	諏訪南宮神社の扉絵	境川町寺尾 4023	諏訪南宮神社
		彫刻	9	木造十一面観世音立像	境川町藤袋 2446	常楽寺
		書跡	10	三柵熊野神社武田信縄の禁制	境川町三柵 932	三柵熊野神社
		古文書	11	武田信玄祈願状	境川町寺尾 4023	諏訪南宮神社
		史跡	12	牛居沢の窯跡	境川町藤袋 48-6858-13	個人
		天然記念物	13	藤袋のナシ	境川町藤袋 139-2	個人
甲府市	国	考古資料	1	深鉢形土器	中道町下曾根 923	山梨県
			2	一の沢遺跡出土遺物一括	中道町下曾根 923	山梨県立考古博物
		史跡	3	銚子塚 附丸山塚古墳	中道町下曾根	山梨県
	県	彫刻	4	木造釈迦如来坐像	中道町心経寺 1204	安国寺
			5	木造役行者及び二鬼像	中道町右左口 4104	円楽寺
		考古資料	6	銚子塚古墳出土埴輪	中道町下曾根 923	山梨県
			7	木製農具、木製剣、皮綴部材	中道町下曾根 923	山梨県
			8	立石遺跡出土品	中道町下曾根 923	山梨県
			9	丘の公園第二遺跡出土品	中道町下曾根 923	山梨県
			10	丘の公園一四番ホール遺跡出土	中道町下曾根 923	山梨県
			11	稲荷塚古墳出土、銅鈿・象嵌太刀等出土品一括	中道町下曾根 923	山梨県
			12	容器形土偶	中道町下曾根 923	山梨県
			13	右左区有文書及び関連資料一括	中道町右左口 95	中道町宿区
		天然記念物	14	兄川から出土したナウマン象等の化石	中道町下曾根 923、山梨市小原西 955	山梨県、山梨市
		(町)	建造物	15	佐久神社本殿	中道町下向山 1639
	彫刻		16	敬泉寺十一面観音立像	中道町右左口 64	敬泉寺
			17	實際寺厨子入三尊像	中道町下曾根 161	實際寺
			18	右左口人形及び関連衣装	中道町右左口 334	宿区
	有形文化財		19	五味家の民具	中道町右左口 3808	個人
			20	安福寺の舟乗り地藏	中道町下向山 1650	安福寺
			21	右左口人形浄瑠璃台本	中道町右左口 420	個人
			22	円楽寺の経筒及泥塔	中道町右左口 4104	円楽寺
	歴史資料 典籍		23	般若心経 1巻	中道町上曾根 4042	龍華院
			史跡	24	中道往還と一里塚	中道町上曾根 2846
	25			天神山古墳	中道町下向山 4137	個人 2名
	26			伝 板額御前の供養塚	中道町上向山 269	個人
	天然記念物		27	円楽寺のイチョウ	中道町右左口 4104	円楽寺
		28	王子権現の大サクラ	中道町右左口 4513	王子権現	

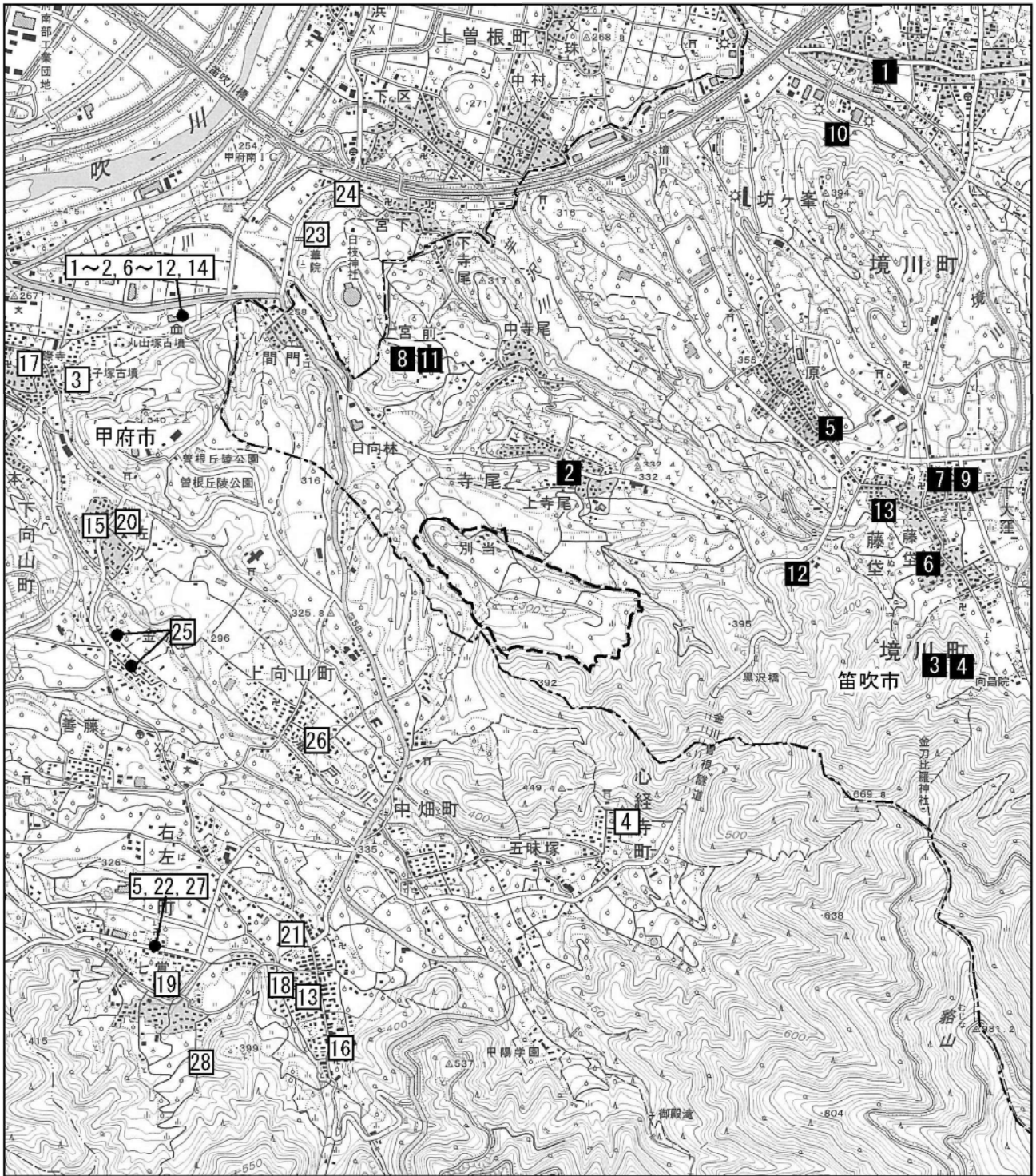
注 1) 表中のNo.は、図 3-2-19 と対応する。

注 2) 甲府市における (町) 指定は、旧中道町において指定されたものであり、現甲府市としては現在見直し中である。

資料) 笛吹市：笛吹市文化財ガイドマップ

甲府市：中道町内指定文化財概要

山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
 資料) 笛吹市：笛吹市文化財ガイドマップ
 甲府市：中道町内指定文化財概要
 山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	指定文化財(笛吹市内)
	指定文化財(甲府市内)



S=1:25000

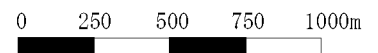


図3-2-19 対象事業実施区域及びその周辺の指定文化財位置図

② 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地位置図を図 3-2-20 に示す。

対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財として、表 3-2-42 に示す馬場遺跡、前付遺跡、大祥寺遺跡が分布している。

また、対象事業実施区域周辺にも、数多くの集落跡、散布地、古墳などが分布している。

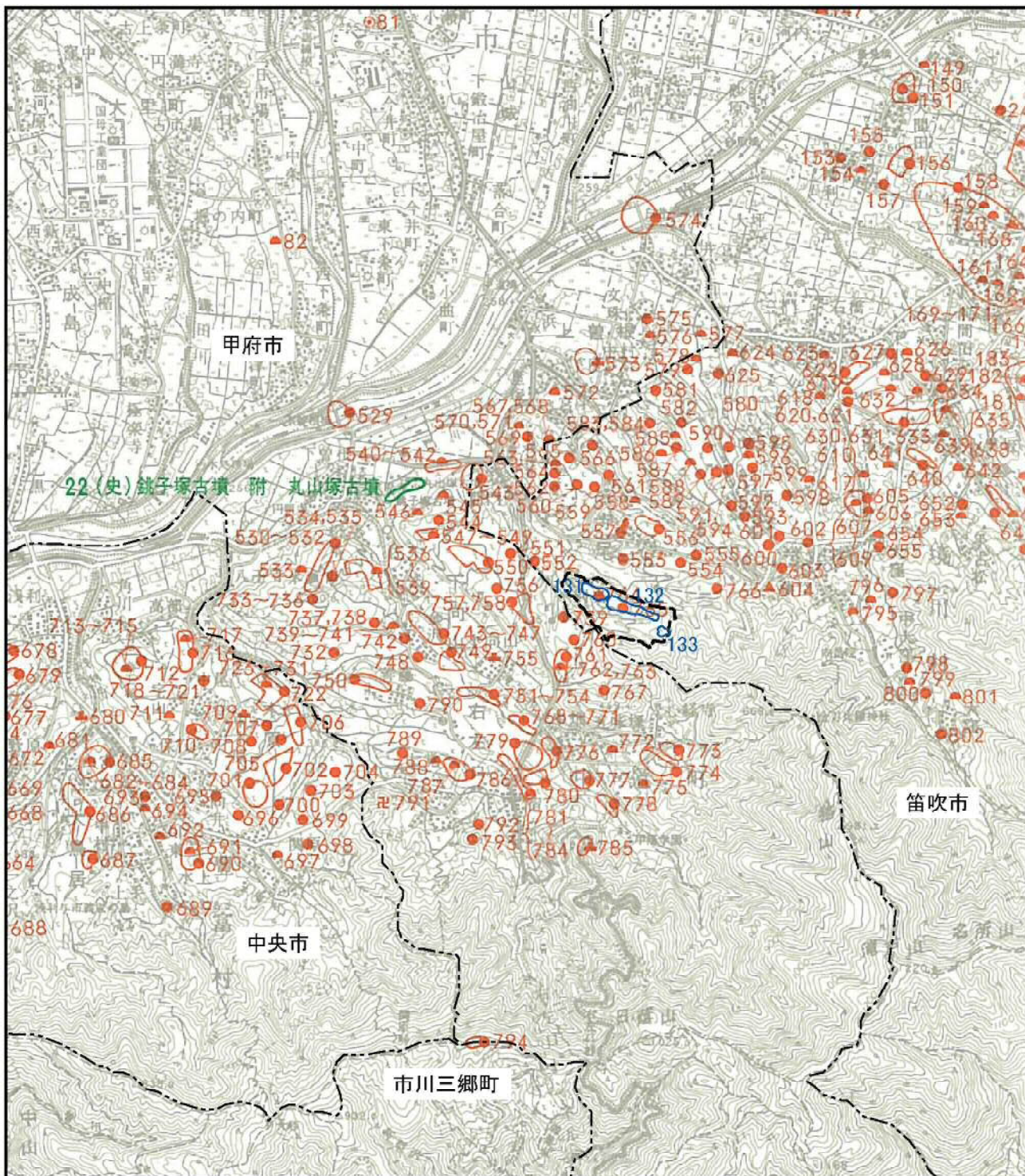
表 3-2-42 対象事業実施区域における周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	名 称	種 類
131	馬場遺跡	散布地
132	前付遺跡	散布地
133	大祥寺遺跡	—

注) 表中の番号は、図 3-2-20 の青字の番号と対応する。

資料) 境川村：境川村遺跡分布地図, 1998 年

(財)国土地理協会：全国遺跡地図 19 山梨県, 昭和 56 年



注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。
 出典1) (財) 国土地理協会: 全国遺跡地図 19 山梨県, 昭和56年
 出典2) 境川村: 境川村遺跡分布地図, 1998年

凡 例			
	対象事業実施区域		城、館等
	行政界		寺院
	国指定史跡名勝天然記念物		窯、たたら等
	集落跡、貝塚、散布地、洞穴遺跡等		その他
	古墳、横穴等		
	都城、城柵、官衙等		

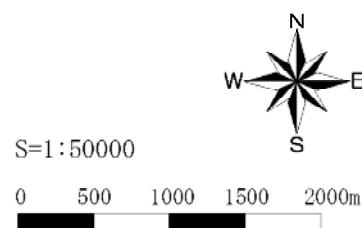


図3-2-20 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

(8) その他の事項

1) テレビジョン電波

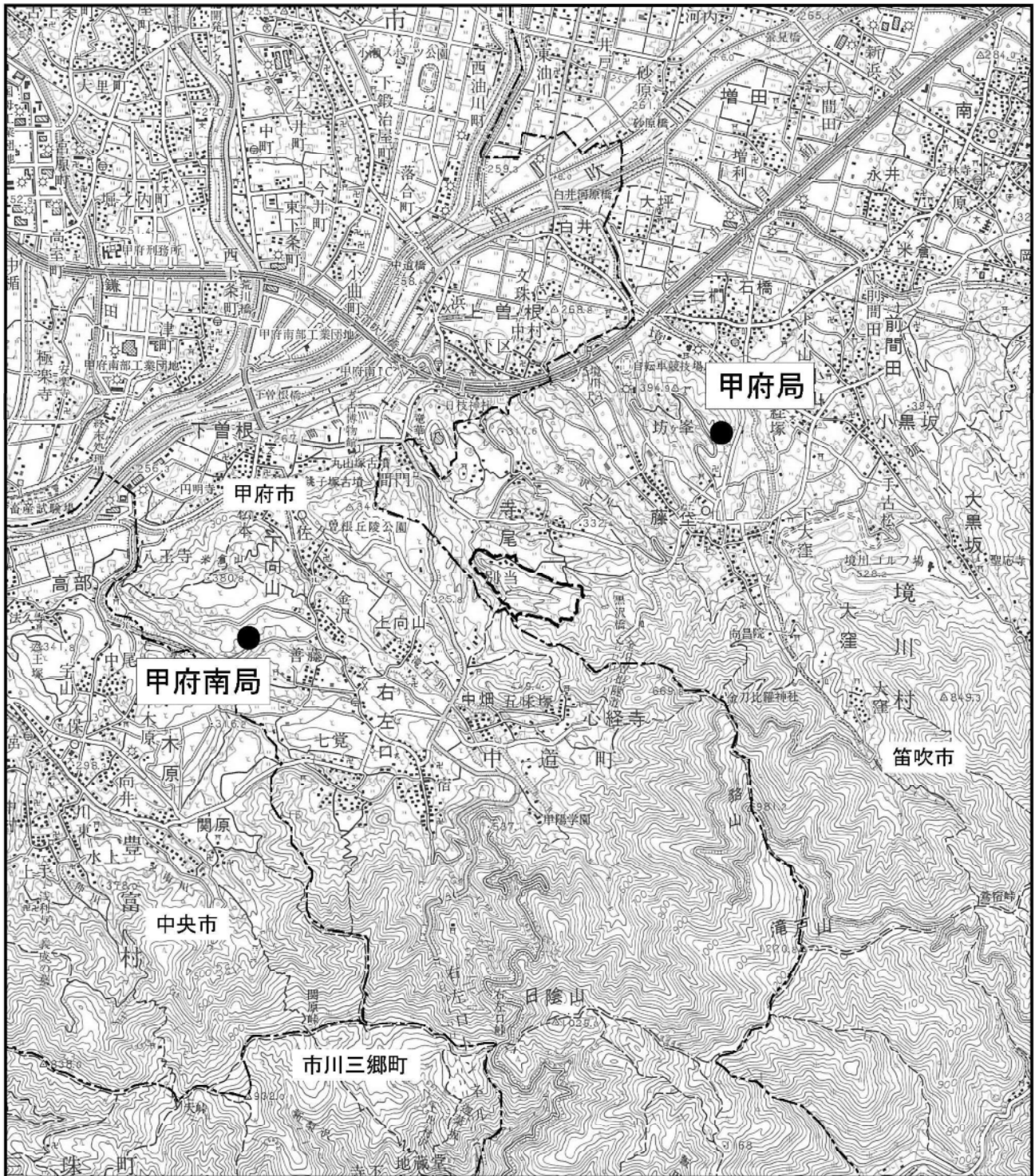
対象事業実施区域及びその周辺を対象とするテレビジョン放送局は、図 3-2-21 に示す甲府局及び甲府南局（親局は甲府局）がある。各放送局の概要は表 3-2-43 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、甲府局及び甲府南局から受信している状況である。

表 3-2-43 テレビジョン放送局概要

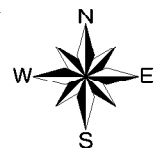
局名	系 統	親局	送信 チャンネル	出力 (W)	ERP (W)	送信空中線 海拔高 (m)	送信空中線	
							東経	北緯
甲 府	G (NHK 総合)	—	01	3	16.0K	447.6	138.37.00	35.35.38
	E (NHK 教育)	—	03	3	15.5K	429.5	138.37.00	35.35.38
	YBS (山梨放送)	—	05	3	17.5K	432.7	138.36.57	35.35.45
	UTY (テレビ山梨)	—	37	10	100K	432.7	138.36.55	35.35.46
甲府南	G (NHK 総合)	甲府	01	30	1.10K	396	138.34.22	35.34.54
	E (NHK 教育)	甲府	03	30	1.10K	396	138.34.22	35.34.54

資料) 日本放送協会・(財)日本民間放送連盟監修：全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧，(株)NHK アイテック，2001年7月

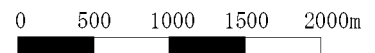


- 注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

資料) 日本放送協会・(財)日本民間放送連盟監修：全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧、(株)NHKアイテック、2001年7月



S=1:50000



凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	テレビジョン放送局

図3-2-21 テレビジョン放送局位置

2) 公害苦情件数

「平成 17 年版 やまなしの環境 2005」(山梨県,平成 17 年 12 月)によると、平成 16 年度における旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧春日居町、旧境川村、旧芦川村の公害苦情受理件数は表 3-2-36 に示すとおりであり、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情がある。

また、「平成 17 年版 やまなしの環境 2005」(山梨県,平成 17 年 12 月)によると、山梨県における苦情の発生源は、野焼焼却に伴うものが 196 件 (33.8%) と最も多く、次いで廃棄物投棄が 58 件 (10.0%)、家庭生活 (ペット、機器など) が 52 件 (9.0%)、以下、産業排水、焼却 (施設)、産業機械が 6.0% で続く結果であった。

表 3-2-36 公害苦情件数 (平成 16 年度)

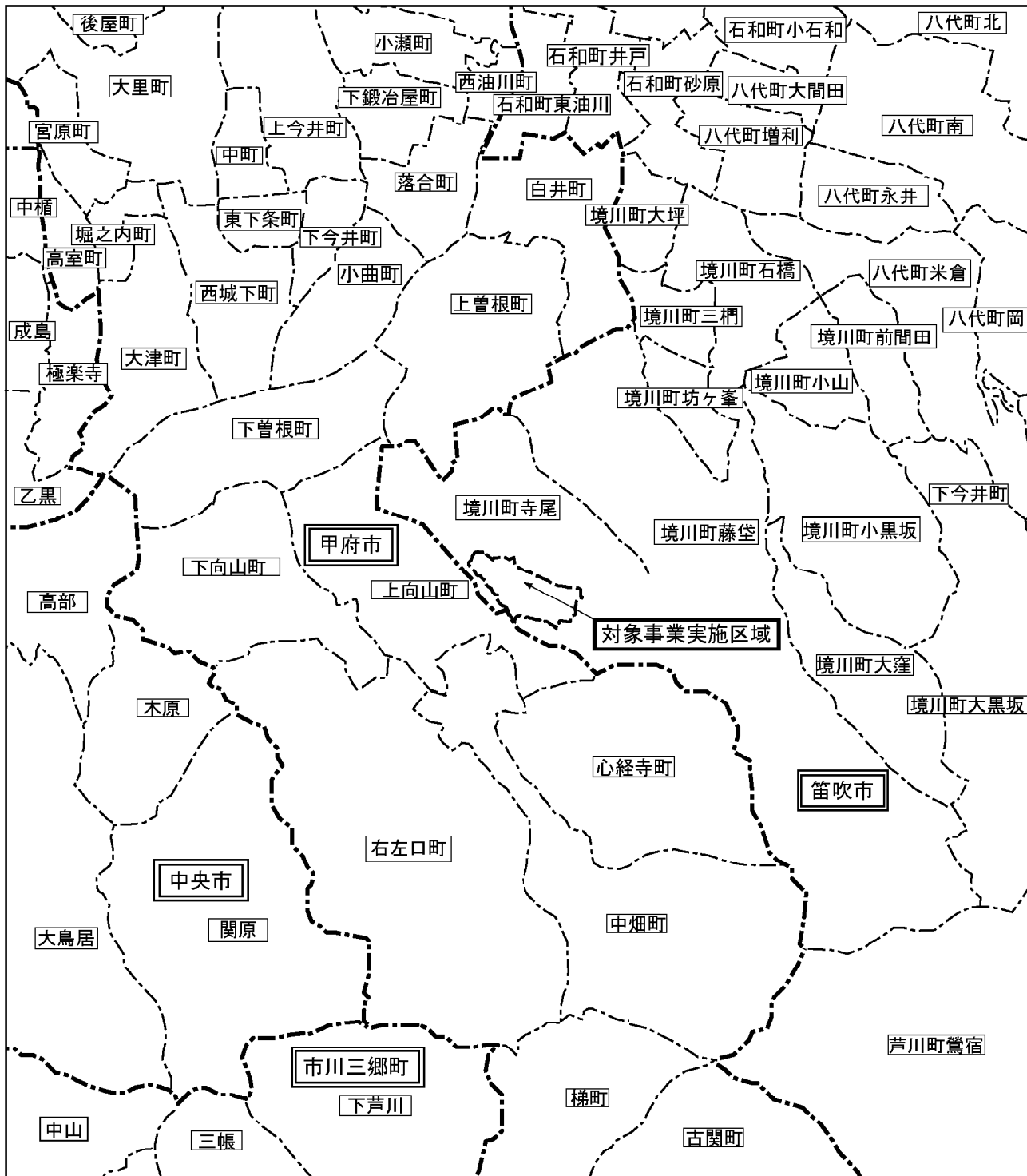
市町村	典型 7 公害								典型 7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計		
旧甲府市	51	5	0	21	0	0	31	108	6	114
旧中道町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
旧上九一色村	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3
旧石和町	2	3	0	1	0	0	1	7	1	8
旧御坂町	0	1	0	2	0	0	0	3	0	3
旧一宮町	1	4	0	0	0	0	0	5	1	6
旧八代町	1	0	0	0	0	0	1	2	1	3
旧境川村	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
旧芦川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧春日居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	55	14	0	24	0	0	37	130	9	139

資料) 山梨県：平成 17 年版 やまなしの環境 2005,平成 17 年 12 月

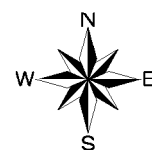
3.2.2 社会的状況

(1) 行政区画

対象事業実施区域は、図 3-2-22 に示すとおり笛吹市の北西側の境川町寺尾地区に位置し、甲府市との市境に近く、周辺は主に甲府盆地の南東部から山地へと向かう途中の丘陵部（曾根丘陵）となっている。また、笛吹市は、平成 16 年 10 月 12 日に旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川町が合併し誕生し、平成 18 年 8 月 1 日には旧芦川村とも合併している。



- 注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。
- 注5) 図中の境川町寺尾と境川町藤袋の南側の境界については現在未確定の状況である。
- 資料) 都市地図 山梨県、昭文社2006年
 ゼンリン住宅地図 山梨県笛吹市 2005年1月、株式会社ゼンリン



S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界 (市町村界)
	字界

図3-2-22 対象事業実施区域周辺地域の字界図

(2) 人 口

1) 人口及び世帯数

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の人口及び世帯数の推移（平成7年度、平成12年度及び平成17年度国勢調査結果）を表3-2-44、図3-2-23に示す。

甲府市では、世帯数は増加傾向にあるが、人口は減少傾向にある。

笛吹市では、人口及び世帯数は若干の増加傾向にあり、旧石和町における人口の増加が大きい。

山梨市では、世帯数は若干の増加傾向にあるが、人口は減少傾向にある。

甲州市では、世帯数がほぼ横ばいの傾向にあるが、人口は減少傾向にある。

表 3-2-44 人口及び世帯数

地域	項目	平成7年度	平成12年度	平成17年度	
甲府市	人口総数	206,393	202,073	200,097	
	世帯数総数	79,173	80,701	82,561	
	旧甲府市	人口	201,124	196,154	194,245
		世帯数	77,806	79,161	80,915
	旧中道町	人口	5,269	5,556	5,505
		世帯数	1,367	1,540	1,646
	旧上九一色村	人口	—	363	347
		世帯数	—	—	—
笛吹市	人口総数	66,839	71,025	71,711	
	世帯数総数	21,035	23,520	25,029	
	旧石和町	人口	24,286	26,989	—
		世帯数	8,932	10,257	—
	旧御坂町	人口	11,840	12,067	—
		世帯数	3,306	3,568	—
	旧一宮町	人口	10,929	11,036	—
		世帯数	3,017	3,302	—
	旧八代町	人口	7,886	8,336	—
		世帯数	2,038	2,312	—
	旧境川村	人口	4,386	4,551	—
		世帯数	1,203	1,324	—
	旧春日居町	人口	6,861	7,456	—
		世帯数	2,275	2,500	—
	旧芦川村	人口	651	590	521
		世帯数	264	257	234
	山梨市	人口総数	39,521	39,797	38,686
		世帯数総数	12,006	12,846	13,094
旧山梨市		人口	31,825	32,505	—
		世帯数	9,670	10,537	—
旧牧丘町		人口	6,248	5,920	—
		世帯数	1,866	1,882	—
旧三富村		人口	1,448	1,372	—
		世帯数	470	427	—
甲州市	人口総数	38,046	36,925	35,922	
	世帯数総数	11,618	11,547	11,666	
	旧塩山市	人口	27,117	26,126	25,227
		世帯数	8,426	8,353	8,395
	旧勝沼町	人口	8,967	9,258	9,199
		世帯数	2,436	2,685	2,768
	旧大和村	人口	1,962	1,541	1,496
		世帯数	756	509	503

注1) 統計値は、各年度の10月1日現在の値。

注2) 平成7年度、平成12年度の甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。なお、甲府市の平成7年度、平成12年度、平成17年度の世帯数及び、甲府市の平成7年度の人口は旧上九一色村の値を含まない旧甲府市、旧中道町の値を合計した値。また、平成12年度、平成17年度の旧上九一色村の人口は、現在の甲府市に含まれる上九地域の値を示した。

注3) 平成17年度の甲府市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注4) 平成17年度の笛吹市の値は、旧笛吹市と旧芦川村の値を合計した値。

資料1) 甲府市：甲府市新総合計画 平成17年度

資料2) 山梨県ホームページ：「やまなしの統計」（平成12年度、平成17年度 国勢調査結果）

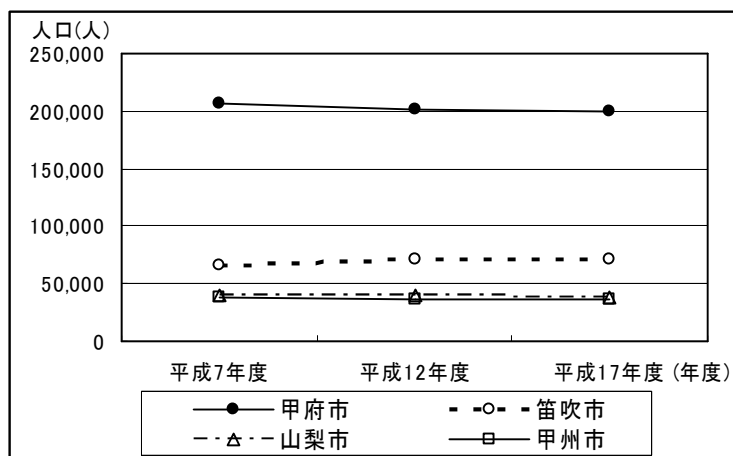


図 3-2-23 人口の推移

2) 人口密度

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 17 年における人口密度を表 3-2-45 に示す。

4 市の中では、甲府市の人口密度が最も高く、次いで笛吹市、甲州市、山梨市の順であり、山梨市及び甲州市はほぼ等しい値である。

表 3-2-45 人口密度

地 域	面積 (k m ²)	人口 (人)	人口密度 (人/k m ²)
甲府市	212.41	200,097	942
笛吹市	201.92	71,711	355
山梨市	289.87	38,686	133
甲州市	264.01	35,922	136

注) 甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。ただし、甲府市の値は、平成 18 年 3 月に合併した上九一色村の一部（梯地区、古関地区）の人口が含まれていない。

資料 1) 山梨県ホームページ：「やまなしの統計」（平成 17 年度 国勢調査結果）

資料 2) 国土地理院ホームページ：「全国都道府県市区町村別面積調査」

3) 人口動態

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の人口動態を表 3-2-46(1)～(2)に示す。

甲府市では、平成 14 年、平成 15 年と約 700～800 人ずつ人口が減少したのに比べ、平成 16 年は社会動態の減少が小さくなり人口の減少が半分以下に収束している。

笛吹市では、平成 14 年及び平成 15 年は人口が約 300 人ずつ増加したが、平成 16 年は自然動態の増加が小さくなり、社会動態が減少に転じたため約 150 人減少している。

山梨市では、平成 14 年から平成 16 年に約 200 人ずつ人口が減少しており、自然動態及び社会動態の双方で人口が減少している。

甲州市では、平成 14 年には約 100 人、平成 15 年から平成 16 年は約 200 人ずつ人口が減少しており、自然動態及び社会動態の双方で人口が減少している。

表 3-2-46(1) 人口動態（甲府市、笛吹市）

単位：人

地 域	年 次	人口	自然動態			社会動態			人口 増加数	
			出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加		
甲府市	平成 14 年	200,961	1,679	1,606	73	10,820	11,663	-843	-770	
	平成 15 年	200,094	1,687	1,758	-71	10,671	11,478	-807	-878	
	平成 16 年	199,819	1,663	1,736	-73	10,507	10,751	-244	-317	
	旧甲府市	平成 14 年	195,388	1,633	1,556	77	10,582	11,475	-893	-816
		平成 15 年	194,462	1,646	1,693	-47	10,398	11,273	-875	-922
		平成 16 年	194,195	1,614	1,681	-67	10,298	10,551	-253	-320
	旧中道町	平成 14 年	5,573	46	50	-4	238	188	50	46
		平成 15 年	5,632	41	65	-24	273	205	68	44
		平成 16 年	5,624	49	55	-6	209	200	9	3
旧上九一色村	平成 14 年	1,602	9	12	-3	59	80	-21	-24	
	平成 15 年	1,584	12	18	-6	62	74	-12	-18	
	平成 16 年	1,563	5	26	-21	72	77	-5	-26	
笛吹市	平成 14 年	71,930	750	616	134	3,821	3,676	145	279	
	平成 15 年	72,254	718	629	89	3,903	3,686	217	306	
	平成 16 年	72,134	661	651	10	3,452	3,609	-157	-147	
	旧石和町	平成 14 年	27,516	341	204	137	1,940	1,982	-42	95
		平成 15 年	27,603	328	200	128	2,038	2,086	-48	80
		平成 16 年	—	—	—	—	1,594	1,916	-322	—
	旧御坂町	平成 14 年	12,053	111	102	9	459	472	-13	-4
		平成 15 年	12,116	108	112	-4	459	397	62	58
		平成 16 年	—	—	—	—	406	370	36	—
	旧一宮町	平成 14 年	11,065	89	116	-27	433	420	13	-14
		平成 15 年	11,111	99	109	-10	431	372	59	49
		平成 16 年	—	—	—	—	418	435	-17	—
	旧八代町	平成 14 年	8,510	80	89	-9	379	289	90	81
		平成 15 年	8,540	76	85	-9	338	299	39	30
		平成 16 年	—	—	—	—	349	298	51	—
	旧境川村	平成 14 年	4,582	36	38	-2	174	161	13	11
		平成 15 年	4,640	33	49	-16	212	143	69	53
		平成 16 年	—	—	—	—	162	135	27	—
	旧春日居町	平成 14 年	7,622	91	58	33	412	325	87	120
		平成 15 年	7,689	72	66	6	401	351	50	56
		平成 16 年	—	—	—	—	519	414	105	—
旧芦川村	平成 14 年	582	2	9	-7	24	27	-3	-10	
	平成 15 年	555	2	8	-6	24	38	-14	-20	
	平成 16 年	510	3	9	-6	4	41	-37	-43	

注 1) 各年ともに、10 月 1 日現在の集計値。

注 2) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古関(ふるせき)・梯(かけはし)以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。

注 3) 平成 16 年度の笛吹市の値は、6 市が合併した旧笛吹市と旧芦川村の値を合計した値。その他の年は、合併前の市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（山梨県 人口動態統計 平成 14 年～平成 16 年）

表 3-2-46(2) 人口動態 (山梨市、甲州市)

単位：人

地 域	年 次	人口	自然動態			社会動態			人口増 加数	
			出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加		
山梨市	平成 14 年	39,495	336	418	-82	1,399	1,529	-130	-212	
	平成 15 年	39,278	330	391	-61	1,235	1,395	-160	-221	
	平成 16 年	39,103	328	413	-85	1,258	1,358	-100	-185	
	旧山梨市	平成 14 年	32,366	295	323	-28	1,191	1,304	-113	-141
		平成 15 年	32,194	285	293	-8	1,020	1,187	-167	-175
		平成 16 年	32,110	292	311	-19	1,057	1,125	-68	-87
	旧牧丘町	平成 14 年	5,842	34	74	-40	188	176	12	-28
		平成 15 年	5,797	37	80	-43	164	166	-2	-45
		平成 16 年	5,717	30	82	-52	150	183	-33	-85
旧三富村	平成 14 年	1,287	7	21	-14	20	49	-29	-43	
	平成 15 年	1,287	8	18	-10	51	42	9	-1	
	平成 16 年	1,276	6	20	-14	51	50	1	-13	
甲州市	平成 14 年	36,817	312	365	-53	1,104	1,170	-66	-119	
	平成 15 年	36,538	299	339	-40	942	1,140	-198	-238	
	平成 16 年	36,352	295	398	-103	1,000	1,109	-109	-212	
	旧塩山市	平成 14 年	25,994	218	248	-30	770	802	-32	-62
		平成 15 年	25,772	203	218	-15	642	824	-182	-197
		平成 16 年	25,651	206	278	-72	724	778	-54	-126
	旧勝沼町	平成 14 年	9,293	85	92	-7	271	311	-40	-47
		平成 15 年	9,271	83	105	-22	264	256	8	-14
		平成 16 年	9,232	82	99	-17	238	279	-41	-58
旧大和村	平成 14 年	1,530	9	25	-16	63	57	6	-10	
	平成 15 年	1,495	13	16	-3	36	60	-24	-27	
	平成 16 年	1,469	7	21	-14	38	52	-14	-28	

注 1) 各年ともに、10月1日現在の集計値。

注 2) 山梨市、甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(山梨県 常住人口調査結果報告)

(3) 産 業

1) 産業人口

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成12年における産業別就業者数を表3-2-47に示す。

甲府市ではサービス業の就業者が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食業の順となっている。笛吹市及び山梨市ではサービス業が最も多く、次いで農業の順となっている。

甲州市では、農業が最も多く、次いで、その他サービス業となっている。

表 3-2-47 産業別就業者数

単位：(人)

業 種	甲府市				笛吹市							
	旧甲府市	旧中道町	旧上九一色村		旧石和町	旧御坂町	旧一宮町	旧八代町	旧境川村	旧春日居町	旧芦川村	
総数	100,112	97,075	3,037	946	39,047	14,401	6,666	6,374	4,736	2,544	4,004	322
農業	3,013	2,249	764	226	8,096	1,166	1,798	2,307	1,398	616	707	104
林業	61	59	2	-	40	10	17	5	-	2	2	4
漁業	8	8	-	-	18	13	-	-	-	-	5	-
鉱業	35	33	2	-	11	4	1	2	-	1	3	-
建設業	9,400	9,096	304	68	3,743	1,352	663	468	487	391	327	55
製造業	19,309	18,727	582	70	5,927	2,264	1,020	847	810	433	509	44
電気・ガス・ 熱供給・水道業	688	673	15	2	189	70	31	21	14	3	50	-
運 輸・通信業	4,392	4,257	135	49	1,697	736	273	234	174	127	147	6
卸 売・小売業, 飲食店	25,991	25,579	412	142	7,252	3,478	1,095	869	690	375	716	29
金融・保険業	3,594	3,536	58	7	669	247	103	110	73	40	96	-
不動産業	1,271	1,266	5	17	263	152	33	18	18	9	31	2
サービス業	27,573	26,942	631	303	9,958	4,549	1,425	1,311	888	460	1,270	55
公 務	4,071	3,945	126	31	1,112	350	200	173	140	86	140	23
分類不能の産業	706	705	1	31	72	10	7	9	44	1	1	-

業 種	山梨市				甲州市			
	旧山梨市	旧牧丘町	旧三富村		旧塩山市	旧勝沼町	旧大和村	
総数	21,044	16,974	3,438	632	19,831	13,614	5,421	796
農業	4,306	3,018	1,221	67	4,859	2,521	2,265	73
林業	57	25	19	13	73	54	5	14
漁業	6	-	5	1	2	2	-	-
鉱業	6	3	2	1	11	6	2	3
建設業	2,069	1,580	393	96	2,121	1,631	340	150
製造業	3,577	3,060	447	70	2,912	2,145	618	149
電気・ガス・ 熱供給・水道業	120	95	21	4	138	112	24	2
運 輸・通信業	947	769	145	33	860	590	217	53
卸 売・小売業, 飲食店	3,480	2,957	423	100	3,345	2,494	717	134
金融・保険業	467	416	44	7	433	308	114	11
不動産業	88	82	5	1	82	71	10	1
サービス業	5,151	4,359	590	202	4,314	3,183	966	165
公 務	747	596	116	35	660	479	140	41
分類不能の産業	23	14	7	2	21	18	3	-

注1) 平成12年10月1日現在の集計値。

注2) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古関・梯以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」(平成12年 国勢調査報告)

2) 産業構造

① 商業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成14年及び平成16年の商店数、従業者数、年間商品販売額を表3-2-48(1)～(2)に、商店数、従業者数、年間商品販売額の推移を図3-2-24に示す。

4市を比較すると、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに甲府市が最も多く、次いで笛吹市、山梨市、甲州市の順となっている。

平成14年から平成16年にかけての変化をみると、商店数、従業者数は4市とも減少しているが、甲府市の減少がその他3市と比較して大きい。年間商品販売額は、甲府市では増加しているが、その他3市ではやや減少している。

表3-2-48(1) 商店数・従業者数・年間商品販売額（甲府市、笛吹市）

地域	年次	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	
甲府市	平成14年	4,078	25,875	84,105,927	
	平成16年	3,747	23,861	87,124,126	
	旧甲府市	平成14年	4,009	25,352	82,579,472
		平成16年	3,678	23,399	85,620,967
	旧中道町	平成14年	69	523	1,526,455
		平成16年	69	462	1,503,159
	旧上九一色村	平成14年	20	68	57,128
		平成16年	16	59	39,736
笛吹市	平成14年	859	5,343	10,615,383	
	平成16年	806	5,243	10,049,165	
	旧石和町	平成14年	298	2,586	5,499,352
		平成16年	281	2,575	5,272,022
	旧御坂町	平成14年	184	729	1,200,635
		平成16年	179	782	1,103,313
	旧一宮町	平成14年	193	1,177	2,254,489
		平成16年	171	1,074	1,971,698
	旧八代町	平成14年	68	272	822,128
		平成16年	69	293	843,798
	旧境川村	平成14年	36	203	272,194
		平成16年	31	178	331,743
	旧春日居町	平成14年	74	367	562,495
		平成16年	70	334	521,489
	旧芦川村	平成14年	6	9	4,090
		平成16年	5	7	5,102

注1) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古関・梯以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注2) 商店数、従業者数は各年とも6月1日現在における値。年間商品販売額は、平成13年4月1日～平成14年3月31日及び平成15年4月1日～平成15年3月31日の値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（商業統計調査結果報告～山梨の商業～平成14年、平成16年）

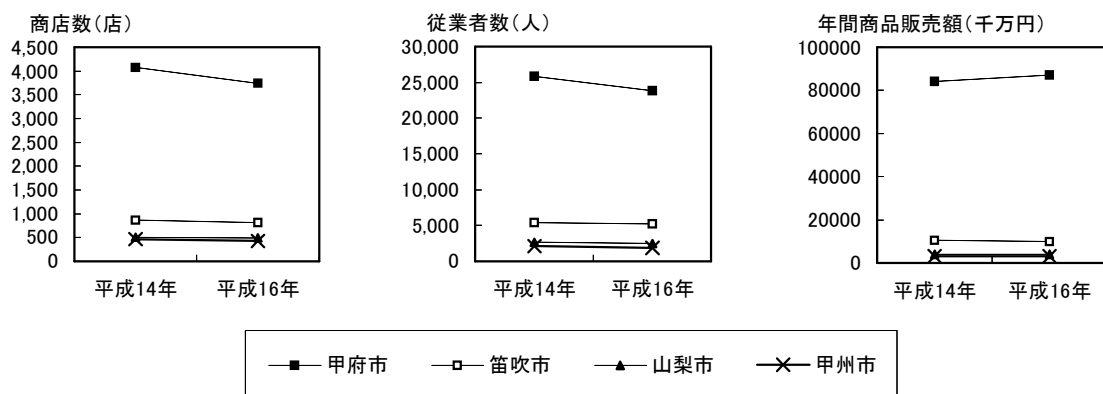
表 3-2-48(2) 商店数・従業者数・年間商品販売額（山梨市、甲州市）

地 域	年 次	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	
山梨市	平成 14 年	501	2,627	4,128,500	
	平成 16 年	486	2,451	4,012,971	
	旧山梨市	平成 14 年	401	2,301	3,775,304
		平成 16 年	392	2,160	3,697,174
	旧牧丘町	平成 14 年	80	258	291,653
		平成 16 年	74	220	268,185
	旧三富村	平成 14 年	20	68	61,543
		平成 16 年	20	71	47,612
甲州市	平成 14 年	471	2,132	3,285,366	
	平成 16 年	428	1,885	3,206,937	
	旧塩山市	平成 14 年	356	1,609	2,631,870
		平成 16 年	324	1,404	2,573,163
	旧勝沼町	平成 14 年	99	461	572,235
		平成 16 年	89	422	560,637
	旧大和村	平成 14 年	16	62	81,261
		平成 16 年	15	59	73,137

注 1) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古閑・梯以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注 2) 商店数、従業者数は各年とも 6 月 1 日現在における値。年間商品販売額は、平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日及び平成 15 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日の値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（商業統計調査結果報告～山梨の商業～平成 14 年、平成 16 年）



資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（商業統計調査結果報告～山梨の商業～平成 14 年、平成 16 年）

図 3-2-24 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

② 工業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等を表 3-2-49(1)～(2)に、事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等の推移を図 3-2-25 に示す。

4 市を比較すると、事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等ともに甲府市が最も多く、次いで笛吹市、甲州市、山梨市の順となっている。

平成 14 年から平成 16 年にかけての変化をみると、事業所数は笛吹市では年々減少しているが、その他 3 市は年次によって増減している。従業者数は、4 市とも年次によって増減しているが大きな変化はない。年間製造品出荷額等は、甲府市及び甲州市では年々増加しているが、笛吹市及び山梨市では年次によってやや増減している。

表 3-2-49(1) 事業所数・従業員数・製造品出荷額（甲府市、笛吹市）

地 域	年 次	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	
甲府市	平成 14 年	457	11,684	31,486,121	
	平成 15 年	463	10,493	31,597,862	
	平成 16 年	405	11,169	32,313,419	
	旧甲府市	平成 14 年	434	10,564	29,654,929
		平成 15 年	442	9,635	29,478,154
		平成 16 年	381	10,220	28,493,117
	旧中道町	平成 14 年	23	1,120	1,831,192
		平成 15 年	21	858	2,119,708
		平成 16 年	24	949	3,820,302
	旧上九一色村	平成 14 年	0	0	0
		平成 15 年	—	—	—
		平成 16 年	—	—	—
笛吹市	平成 14 年	152	4,583	11,586,559	
	平成 15 年	143	4,631	10,927,561	
	平成 16 年	128	4,476	12,003,137	
	旧石和町	平成 14 年	40	478	741,358
		平成 15 年	29	389	597,804
		平成 16 年	*	*	*
	旧御坂町	平成 14 年	34	1,288	3,899,906
		平成 15 年	34	1,414	3,493,745
		平成 16 年	*	*	*
	旧一宮町	平成 14 年	32	963	1,579,532
		平成 15 年	34	968	1,480,539
		平成 16 年	*	*	*
	旧八代町	平成 14 年	19	681	1,923,145
		平成 15 年	19	637	1,941,208
		平成 16 年	*	*	*
	旧境川村	平成 14 年	18	1,025	3,167,352
		平成 15 年	19	1,054	3,095,598
		平成 16 年	*	*	*
	旧春日居町	平成 14 年	5	116	255,576
		平成 15 年	4	134	299,622
		平成 16 年	*	*	*
旧芦川村	平成 14 年	4	32	19,690	
	平成 15 年	4	35	19,045	
	平成 16 年	4	35	19,192	

注 1) 各年とも 12 月 31 日現在における値

注 2) 平成 16 年度の笛吹市の値は、6 市が合併した旧笛吹市と旧芦川村の値を合計した値。

その他の甲府市、笛吹市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（山梨県 工業統計調査結果報告 平成 14 年～平成 16 年）

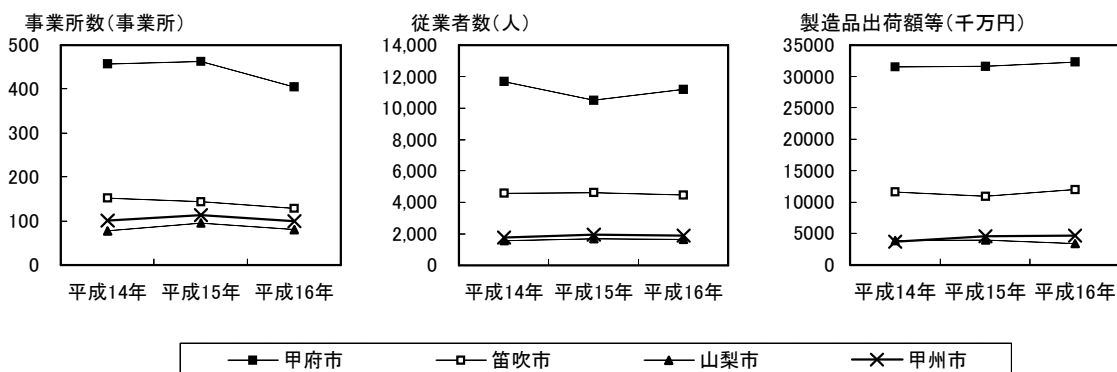
表 3-2-49(2) 事業所数・従業員数・製造品出荷額（山梨市、甲州市）

地 域	年 次	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額等（万円）	
山梨市	平成 14 年	77	1,593	3,912,656	
	平成 15 年	95	1,679	3,934,709	
	平成 16 年	80	1,648	3,359,057	
	旧山梨市	平成 14 年	67	1,426	3,669,766
		平成 15 年	81	1,479	3,643,389
		平成 16 年	69	1,452	3,117,689
	旧牧丘町	平成 14 年	10	167	242,890
		平成 15 年	14	200	291,320
		平成 16 年	11	196	241,368
旧三富村	平成 14 年	0	0	0	
	平成 15 年	—	—	—	
	平成 16 年	—	—	—	
甲州市	平成 14 年	101	1,768	3,667,969	
	平成 15 年	113	1,960	4,589,587	
	平成 16 年	100	1,887	4,670,930	
	旧塩山市	平成 14 年	61	1,077	2,113,382
		平成 15 年	71	1,214	2,997,601
		平成 16 年	62	1,142	2,899,629
	旧勝沼町	平成 14 年	36	642	1,493,546
		平成 15 年	37	692	1,537,791
		平成 16 年	33	696	1,703,417
	旧大和村	平成 14 年	4	49	61,041
		平成 15 年	5	54	54,195
		平成 16 年	5	49	67,884

注 1) 各年とも 12 月 31 日現在における値

注 2) 山梨市、甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（山梨県 工業統計調査結果報告 平成 14 年～平成 16 年）



資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（山梨県 工業統計調査結果報告 平成 14 年～平成 16 年）

図 3-2-25 事業所数・従業員数・製造品出荷額等の推移

③ 農業・林業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 17 年の農業就業人口、農家数、経営耕地面積、作付面積を表 3-2-50 に示す。

4 市の農業就業人口、農家数、経営耕地面積の値は笛吹市が最も大きく、次いで甲州市、山梨市、甲府市の順になっている。4 市ともに、専業農家よりも兼業農家の数が多い。

甲府市では、ぶどう、稲、野菜類の作付面積が大きく、笛吹市、山梨市及び甲州市はぶどう、ももの作付面積が大きい。

また、平成 11 年度における甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における森林面積は表 3-2-51 に示すとおりであり、4 市では山梨市の森林面積が最も大きく、次いで、甲州市、甲府市、笛吹市の順となっている。なお、山梨県全体では、県有林面積が多いことが特徴であるが、いずれの地域においても、森林面積のおよそ半分が民有林となっている。

表 3-2-50 農業就業人口・農家数・経営耕地面積・作付面積（販売農家）

項目	甲府市				笛吹市						
	旧甲府市	旧中道町	旧上九一色村		旧石和町	旧御坂町	旧一宮町	旧八代町	旧境川村	旧春日居町	旧芦川村
農業就業人口(人)	2,793	1,939	854	153	8,499				8,404		95
農家数(戸)	1,430	985	445	54	4,147				4,087		60
専業農家	449	302	119	28	1,397				1,368		29
兼業農家	1,009	683	326	26	2,750				2,719		31
第1種	271	157	114	21	1,317				1,312		5
第2種	738	526	212	5	1,433				1,407		26
経営耕地面積(a)	98,399	64,477	33,922	35,338	294,032				292,127		1,905
田	30,324	23,539	6,785	99	4,742				4,485		257
畑	15,803	7,876	7,927	35,204	16,486				14,825		1,661
樹園地	52,272	33,062	19,210	35	272,817				272,817		X
作付面積(a)											
稲	16,872	14,984	1,888	X	—				—		—
麦類	36	36	—	—	—				—		—
雑穀	193	58	135	—	251				155		96
いも類	323	263	60	X	382				155		127
豆類	250	192	58	X	500				393		107
工芸農作物	X	X	—	—	222				X		222
野菜類	16,571	8,777	7,794	103	10,184				9,251		933
ぶどう	30,511	28,406	2,105	—	99,124				99,124		—
もも	7,564	348	7,216	—	139,128				139,128		—
すもも	4,794	548	4,246	X	11,133				11,133		—
うめ	742	191	551	X	3,450				3,450		—
かき	1,630	1,302	328	X	515				515		—
りんご	23	23	X	X	320				320		—

項目	山梨市				甲州市			
	旧山梨市	旧牧丘町	旧三富村		旧塩山市	旧勝沼町	旧大和村	
農業就業人口	4,415	3,158	1,198	59	5,328	2,958	2,269	101
農家数(戸)	2,218	1,547	638	33	2,680	1,511	1,101	68
専業農家	817	587	221	9	959	530	416	13
兼業農家	1,401	960	417	24	1,721	981	685	55
第1種	488	336	148	4	701	330	363	8
第2種	913	624	269	20	1,020	651	322	47
経営耕地面積(a)	146,642	105,974	38,873	1,795	177,015	97,615	75,528	3,872
田	1,561	529	1,032	—	1,429	1,429	—	X
畑	6,069	1,991	3,614	464	5,426	3,799	454	1,173
樹園地	139,012	103,454	34,227	1,331	170,152	92,387	75,074	2,691
作付面積(a)								
稲	124	72	52	—	186	186	—	—
麦類	—	—	—	X	—	—	—	—
雑穀	51	X	51	X	58	—	—	58
いも類	216	31	170	15	203	155	8	40
豆類	249	X	197	52	86	37	—	49
工芸農作物	56	—	56	—	—	—	—	—
野菜類	1,389	329	988	72	823	528	99	196
ぶどう	71,361	43,198	27,583	580	94,789	31,718	62,258	813
もも	49,234	47,770	1,253	211	44,928	35,296	9,226	406
すもも	3,100	1,975	848	277	12,686	11,283	639	764
うめ	991	781	210	X	923	844	28	51
かき	2,206	1,763	443	X	4,307	4,098	209	—
りんご	1,531	102	1,295	134	406	235	128	43

注1) 「兼業農家」とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家。「第1種兼業農家」とは農業所得を主とする兼業農家。「第2種兼業農家」とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

注2) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古関・梯以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注3) Xは数字が秘匿されているもの。

資料) 山梨県：「2005年農林業センサス 農林業経営体調査結果報告」(平成18年3月)

表 3-2-51 森林面積

市町村	森林面積 (ha)	国有林面積 (ha)	官行造林地林面積 (ha)	県有林面積 (ha)	民有林面積 (ha)
甲府市	13,627	1,172	0	4,255	8,200
旧甲府市	10,831	1,172	-	3,090	6,569
旧中道町	927	-	-	555	372
旧上九一色村古関	1,869	-	-	610	1,259
笛吹市	11,808	0	114	4,264	7,430
旧石和町	137	-	-	99	38
旧御坂町	4,008	-	-	1,592	2,416
旧一宮町	1,299	-	-	866	433
旧八代町	1,238	-	-	750	488
旧境川村	1,029	-	-	324	705
旧春日居町	668	-	-	159	509
旧芦川村	3,429	-	114	474	2,841
山梨市	23,672	71	23	12,589	10,989
旧山梨市	2,108	71	-	555	1,482
旧牧丘町	8,568	-	23	4,532	4,013
旧三富村	12,996	-	-	7,502	5,494
甲州市	21,090	0	0	9,781	11,299
旧塩山市	15,026	-	-	7,117	7,909
旧勝沼町	1,875	-	-	829	1,046
旧大和村	4,189	-	-	1,835	2,344

注 1) 平成 11 年 4 月 1 日現在の値

注 2) 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注 3) 官行造林地：公有林野等官行造林法（大正 9 年法律第 7 号）に基づき、国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

資料) 山梨県ホームページ：「やまなし統計データバンク」（平成 11 年 山梨県林業統計書）

④ 漁業

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の平成 15 年の漁業経営体数、従事者数を表 3-2-52 に示す。

いずれも、漁業経営体は少なく、全て養殖業となっている。

表 3-2-52 漁業経営体数・従事者数（養殖業）

地名	漁業経営体数	従事者数（人）
甲府市	4	6
旧甲府市	4	6
旧中道町	—	—
旧上九一色村	—	—
笛吹市	7	28
旧石和町	6	25
旧御坂町	—	—
旧一宮町	—	—
旧八代町	—	—
旧境川村	—	—
旧春日居町	1	3
旧芦川村	—	—
山梨市	6	14
旧山梨市	2	5
旧牧丘町	3	7
旧三富村	1	2
甲州市	2	3
旧塩山市	2	3
旧勝沼町	—	—
旧大和村	—	—

注) 平成 15 年 11 月 1 日現在の値

資料) 関東農政局甲府統計・情報センター：2003 年（第 11 次）漁業センサス結果報告, 平成 17 年 3 月

(4) 土地利用

1) 土地利用状況

平成4年（土地利用計画の基準年）及び平成16年（現況）における山梨県全体並びに甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市を含む国中地域の利用区分別の土地利用状況を表3-2-53に示す。

国中地域では、平成4年から平成16年の間に、農用地、森林、原野が減少し、宅地や道路等の面積が増加している。

表3-2-53 地目別民有地面積

単位：ha

項目	山梨県全域		国中地域	
	基準年 (H4年)	現況値 (H16年)	基準年 (H4年)	現況値 (H16年)
農用地	31,363	26,011	27,382	23,154
農地	31,052	26,000	27,325	23,143
採草放牧地	311	11	57	11
森林	346,858	345,951	237,427	236,826
原野	2,616	1,974	170	4
水面・河川・水路	9,151	9,255	6,149	5,938
道路	9,799	10,839	7,519	8,233
宅地	15,617	17,480	12,192	13,596
住宅地	9,063	10,688	7,364	8,616
工業用地	1,307	1,184	1,078	981
事務所・店舗等	5,247	5,608	3,750	3,999
その他	31,133	35,027	22,626	25,714
合計	446,537		313,465	

注1) 国中地域とは、山梨県内の次の全圏域を含む地域を指す。

- ・甲府圏：甲府市、甲斐市、中央市、昭和町
- ・旧峡南圏：南アルプス市
- ・東山梨圏：甲州市、山梨市
- ・東八代圏：笛吹市、旧芦川村
- ・峡南圏：市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、見延町、南部町
- ・峡北圏：韮崎市、北杜市

注2) 表の数値は、平成16年10月1日現在の値

資料) 山梨県企画部：山梨の土地, 平成18年6月

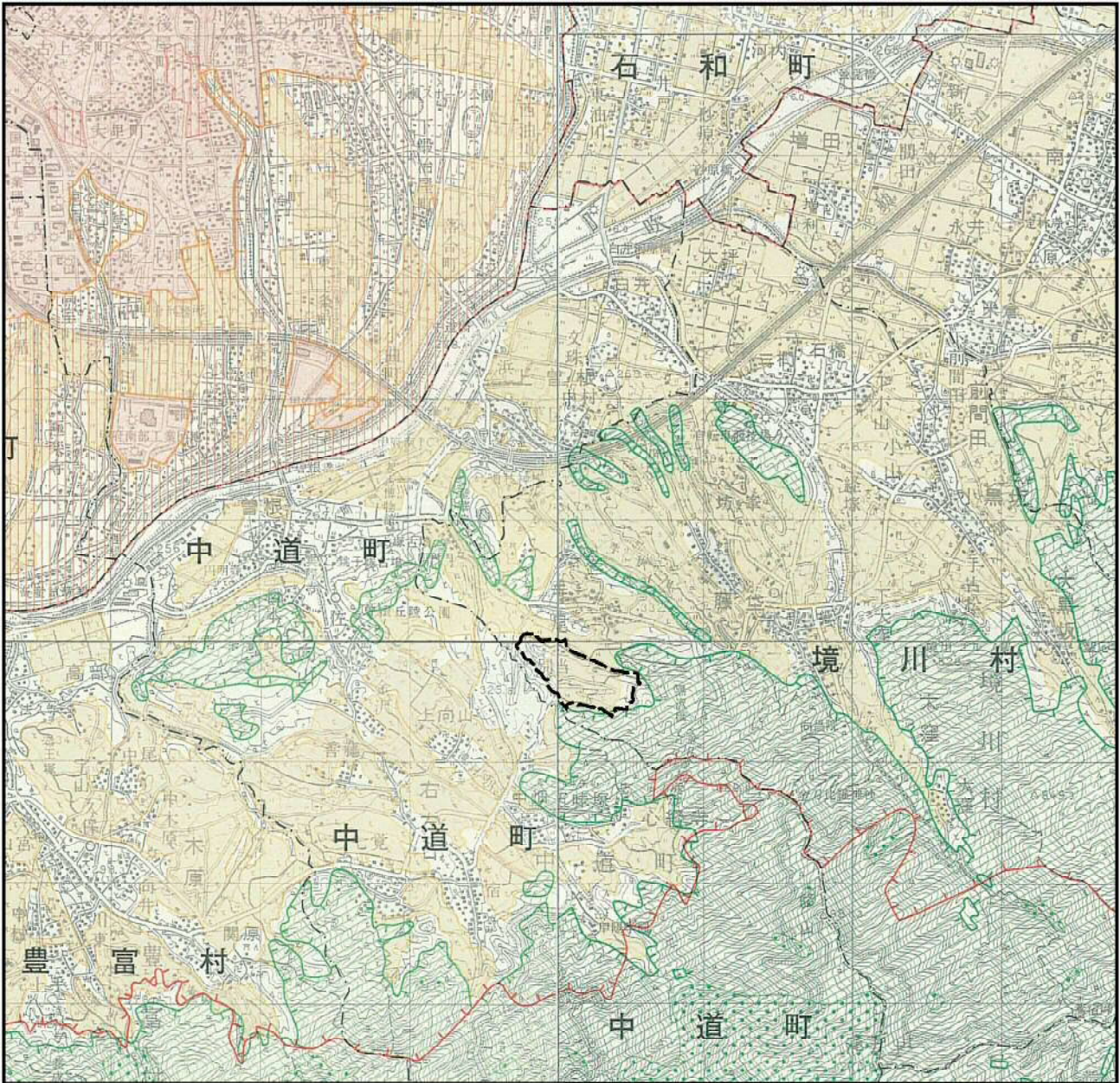
2) 土地利用計画

対象事業実施区域周辺における土地利用基本計画を図3-2-26に示す。

対象事業実施区域は「都市計画法」に基づく都市計画区域となっているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない。

また、対象事業実施区域は一部を除いて、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域となっており、農用地区域にも指定されている。

図3-2-27に示す「山梨県土地利用規制現況図」（山梨県, 平成7年3月）によると、対象事業実施区域は「森林法」に基づく森林地域の境界付近に位置している。



出典) 山梨県：山梨県土地利用基本計画図，平成13年3月

注1) 平成16年10月12日，平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

五 地 域	参 考 表 示	記 号
都 市 地 域		
	市 街 化 区 域	
	市 街 化 調 整 区 域	
	そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	
農 業 地 域		
	農 用 地 区 域	
森 林 地 域		
	国 有 林	
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
	保 安 林	

五 地 域	参 考 表 示	記 号
自 然 公 園 地 域		
	特 別 地 域	
	特 別 保 護 地 区	
自 然 保 全 地 域		
	特 別 地 区	

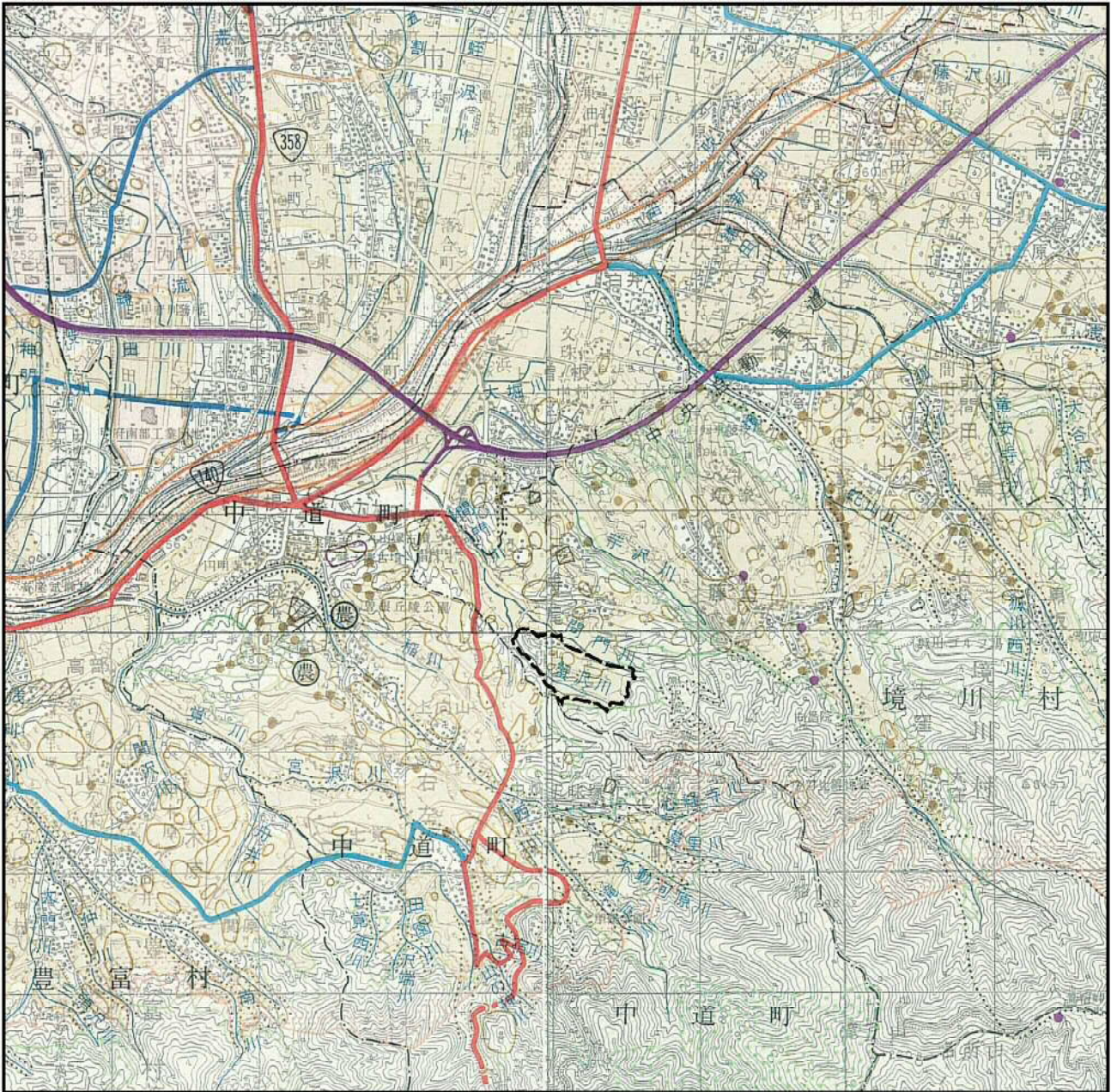
対象事業実施区域

S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m



図3-2-26 土地利用基本計画図



出典) 山梨県：山梨県土地利用規制等現況図, 平成7年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

地域	都市地	地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	河川区	急傾斜地	砂防	道	路	行政
個別規制法による規制区域等	都市計画区域	市街化調整区域	その他都市計画区域	農用地	農用地	森林	河川区(二級河川)	急傾斜地	砂防指定地	道	路	行政
	都市計画区域	市街化調整区域	その他都市計画区域	農用地	農用地	森林	河川区(二級河川)	急傾斜地	砂防指定地	道	路	行政
記号および模様												

対象事業実施区域

S=1:50000

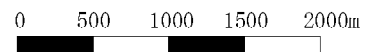


図3-2-27 土地利用規制等現況図

(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

1) 幼稚園、保育所、学校

対象事業実施区域及びその周辺の幼稚園、保育所、学校の分布状況を、表 3-2-54、図 3-2-28(1)に示す。

対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 0.5km の位置に中道保育所、南西へ約 1km の位置に中道南小学校がある。それ以外の施設は、中央市の大鳥居地区に 2 ヶ所、甲府市の市街地及びその周辺に多数、笛吹市の境川町黒小坂地区から八代町にかけての地域に多数存在している。

表 3-2-54 対象事業実施区域周辺の幼稚園、保育所、学校

	分類	番号	名称	住所
甲府市	幼稚園	1	甲府みなみ幼稚園／大里園	甲府市大里町 4338
	保育所	1	中道保育所	甲府市下向山 988-1
		2	甲南立正保育園	甲府市下今井町 703
		3	大鎌田保育園	甲府市大里町 4530
		4	かほる保育園	甲府市小瀬町 274-3
		5	二川保育園	甲府市大津町 1322
		6	新生保育園	甲府市上町 350
		7	大里保育園	甲府市大里町 2057-32
		8	なでしこ保育園	甲府市大里町 2262-1
		9	柏保育園	甲府市上曾根 258-1
	学校	1	山城小学校	甲府市上今井町 474-2
		2	大里小学校	甲府市大里町 3785-2
		3	大國小学校	甲府市後屋町 150
		4	中道南小学校	甲府市下向山町 4366
		5	中道北小学校	甲府市上曾根町 3206-2
		6	城南中学校	甲府市大里町 2590-1
		7	上条中学校	甲府市古上条町 95
		8	笛南中学校	甲府市下曾根町 268
		9	甲府商科専門学校	山梨県甲府市西下条 1020
10		甲府商業高等学校	甲府市上今井町 300	
11		甲府南高等学校	中小河原町 222 番地	
12		駿台甲府小学校 駿台甲府中学校 駿台甲府高等学校	甲府市上今井町 884-1	
中央市	幼稚園	—	—	—
	保育所	10	豊富保育園	中央市大鳥居 3790
	学校	9	豊富小学校	中央市大鳥居 3800-1
笛吹市	幼稚園	—	—	—
	保育所	11	市立八代御所保育所	笛吹市八代町米倉 37
		12	博愛保育園	笛吹市八代町北 1762
		13	八代保育園	笛吹市八代町南 931
		14	境川保育園	笛吹市境川町小黒坂 1640-1
	学校	10	八代小学校	笛吹市八代町岡 780
11		境川小学校	笛吹市境川町小黒坂 1941	
12		浅川中学校	笛吹市八代町岡 1111	

注) 施設分類ごとの番号は、図 3-2-28(1)の図中の番号に対応する。

資料) 笛吹市ホームページ : <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

甲府市ホームページ : <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市消防本部ホームページ : <http://www.kfd.or.jp/>

山梨県版 習いたいネット : <http://www.narитай.net/>

2) 病院、福祉施設、文化施設

対象事業実施区域及びその周辺の病院、福祉施設、文化施設の分布状況を、表 3-2-55、図 3-2-28(2) に示す。

対象事業実施区域に近い施設としては、西へ約 1km の位置に健康の杜センター アネシス、西へ約 1.5km の位置に中道 YLO 会館、北西へ約 1.5km の位置に県立考古博物館、北東へ約 1.5km の位置に境川坊ヶ峯ふれあいセンターがある。それ以外の施設は、甲府市の上曽根地区に 1ヶ所、笛吹市の境川町三柵地区及び黒小坂地区から旧八代町にかけての地区に存在している。

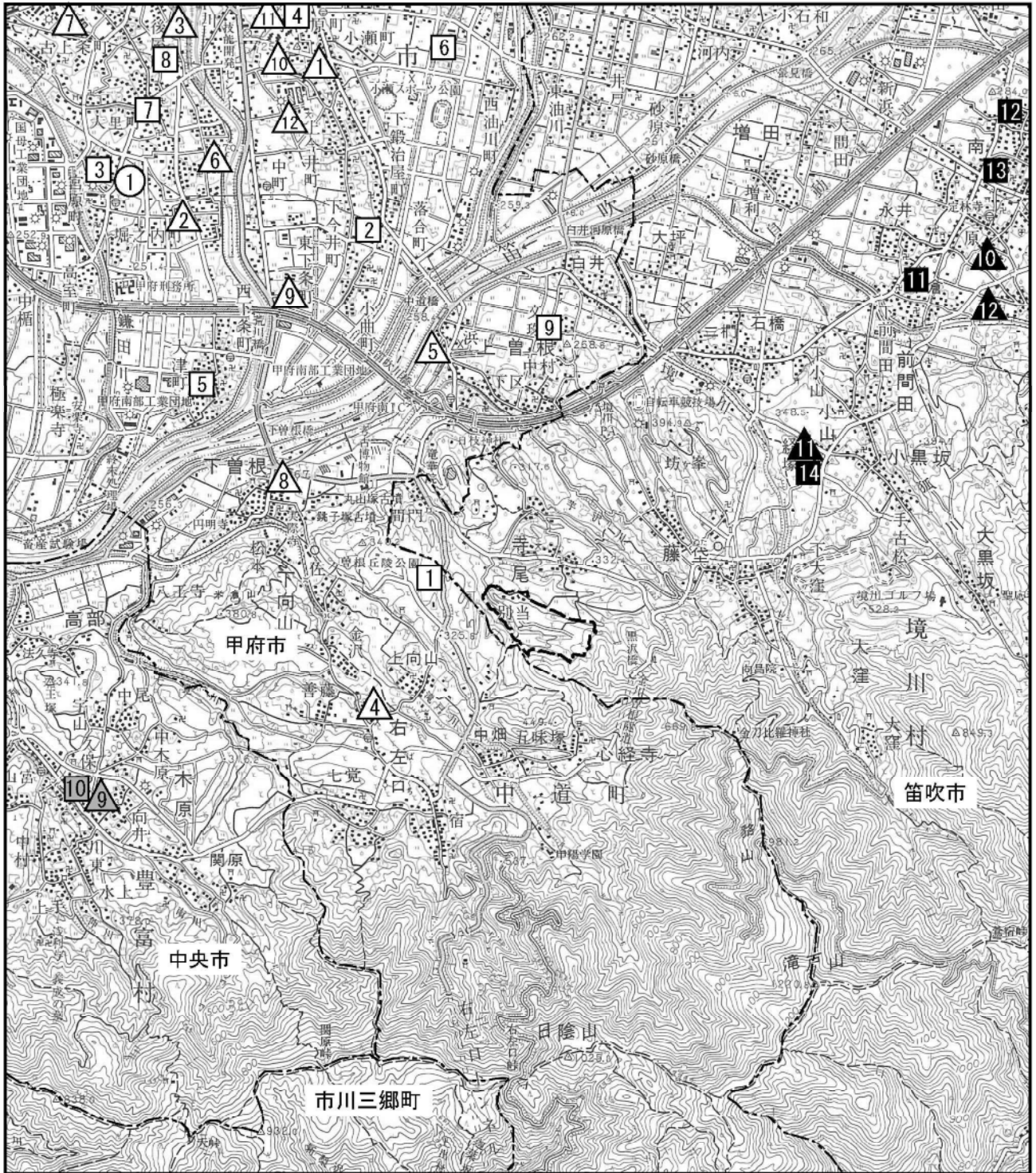
表 3-2-55 対象事象実施区域周辺の病院、福祉施設、文化施設

	分類	番号	名 称	住 所
甲府市	病院	—	—	—
	福祉施設	1	健康の杜センター アネシス	甲府市下向山町 910
		2	中道 YLO 会館	甲府市下向山町 1516-1
		3	上曽根いきいきプラザ	甲府市上曽根町 671-2
	文化施設	1	山城甲文館	甲府市上今井町 2510
2		県立考古博物館	甲府市下曽根 923	
笛吹市	病院	1	境川診療所 (内科・歯科)	笛吹市境川町石橋 2207
	福祉施設	4	若彦路ふれあいセンター	笛吹市八代町南 544
		5	笛吹市働く婦人の家	笛吹市八代町南 929-4
		6	笛吹市八代福祉センター	笛吹市八代町南 326□1
		7	笛吹市八代児童センター	笛吹市八代町南 545-1
		8	笛吹市八代地域振興交流センター	笛吹市八代町南 4632-1
		9	境川坊ヶ峯ふれあいセンター	笛吹市境川町藤袋 2588
		10	笛吹市境川児童館	笛吹市境川町黒小坂 1652
	文化施設	3	笛吹市八代総合会館	笛吹市八代町南 527
		4	笛吹市境川総合会館	笛吹市境川町三柵 3
5		笛吹市八代郷土館	笛吹市八代町南 796	

注) 施設分類ごとの番号は、図 3-2-28(2) の図中の番号に対応する。

資料) 笛吹市ホームページ : <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

甲府市ホームページ : <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>



- 注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	功唯園
	保育所
	学校
	甲府市
	笛吹市
	中央市

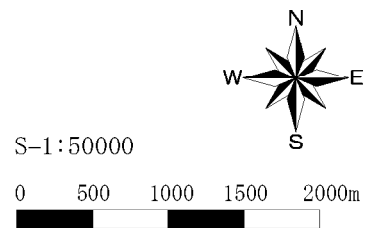
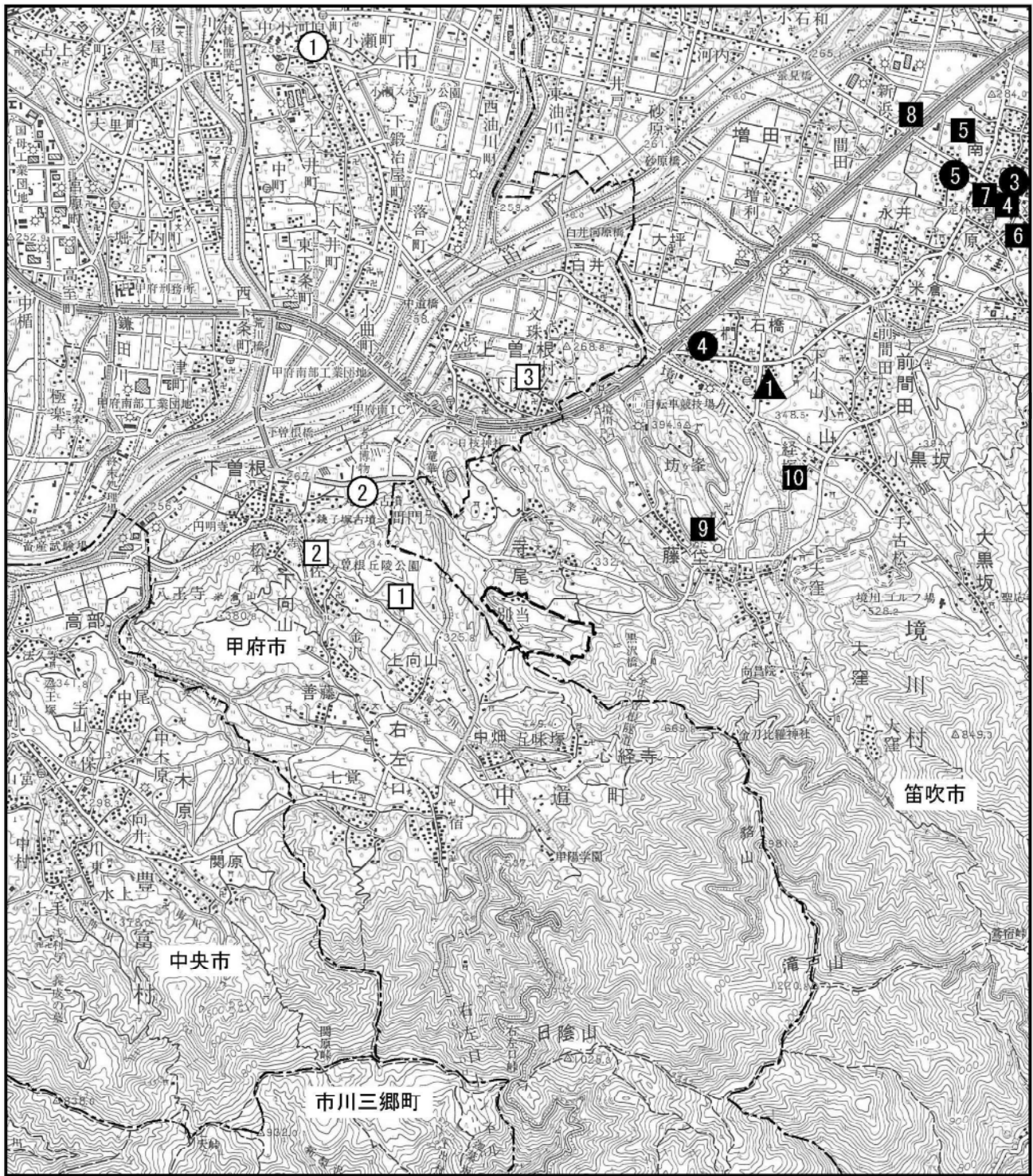


図3-2-28(1) 対象事業実施区域周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図(1)



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	文化施設
	福祉施設
	病院
	甲府市
	笛吹市

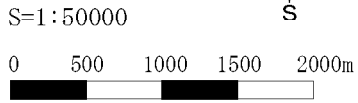
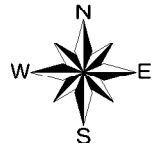


図3-2-28(2) 対象事業実施区域周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図(2)

(6) 水利用

1) 水域利用の状況

対象事業実施区域周辺における水利用の状況を図 3-2-29 に示す。

「山梨地域主要水系 利水現況図（富士川）」（国土庁土地局, 昭和 58 年 3 月）によると、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川においては、周辺は水田地帯へ農業用水としての取水が行われている。

2) 地下水の利用状況

「山梨地域主要水系 利水現況図（富士川）」（国土庁土地局, 昭和 58 年 3 月）（図 3-2-29）によると、対象事業実施区域の北東側約 1km の位置及び東側約 1.5km の位置に農業用の深井戸が設置されている。

3) 漁業権の設定状況

山梨県では、流域、水域毎に全部で 18 の漁業組合が設置されている。対象事業実施区域の北側端を流れる間門川及び対象事業実施区域内を流れる蟹沢川は笛吹川の支流であり、これら支流が合流する笛吹川の中流域に関しては山梨中央漁業協同組合が漁業権者である。（表 3-2-56）

山梨中央漁業組合では、表 3-2-57 に示す種に対して漁業権を設定している。

表 3-2-56 漁業組合

平成 15 年度末現在

漁協名	所在地	組合員数
山梨中央	甲府市下飯田 2-8-34	754

資料) 山梨県ホームページ 花き農産課 :

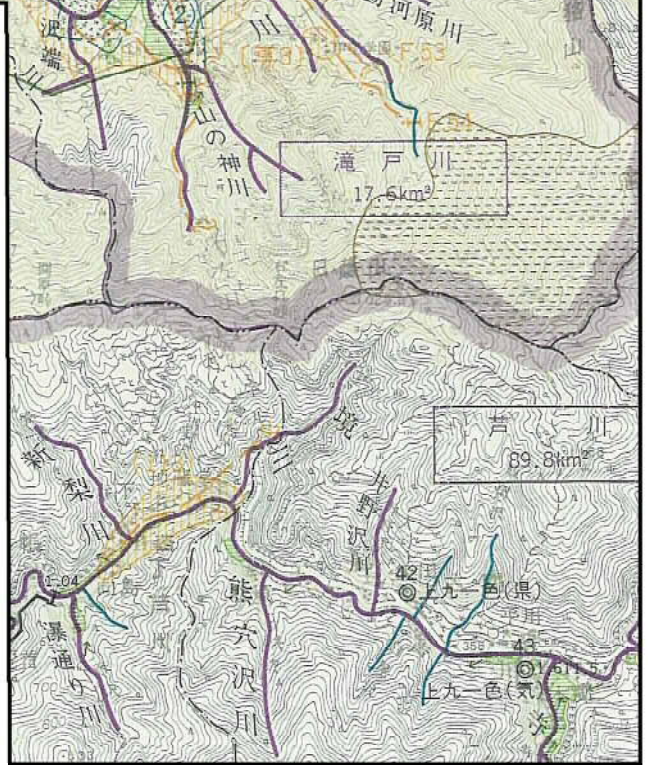
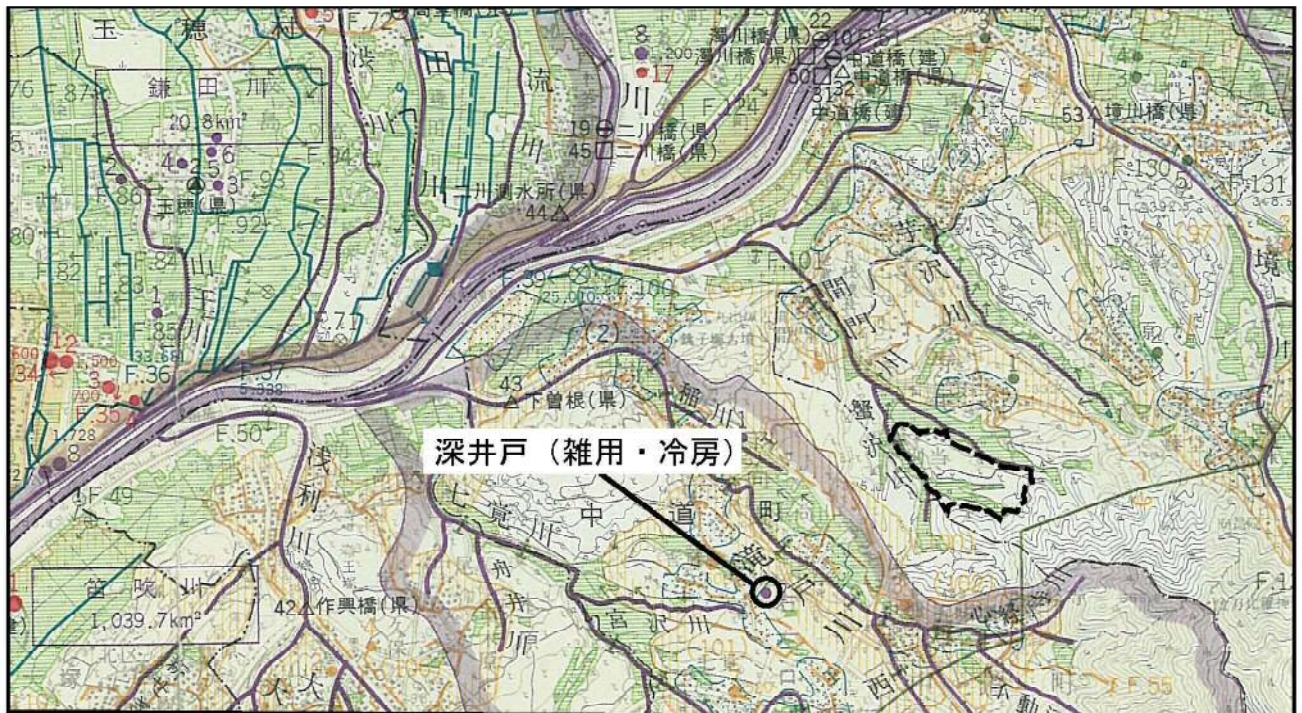
<http://www.pref.yamanashi.jp/nouseibu/kaki/index.htm>

表 3-2-57 漁業権の設定状況

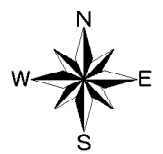
公示番号	漁協名	漁業権魚種
内共第 2 号	山梨中央	あゆ、やまめ（標準和名あまご）、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい、ふな

資料) 山梨県漁業協同組合連合会ホームページ :

<http://www16.ocn.ne.jp/~ygyoren/index.html>



出典) 国土庁土地局：山梨地域主要水系利水現況図土地局（富士川）、昭和58年3月



S=1:50000

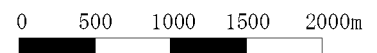


図3-2-29 対象事業実施区域周辺の水利用状況

(7) 交通

対象事業実施区域周辺の幹線交通における自動車交通量調査結果を表 3-2-58 に、幹線道路の道路網及び交通量調査地点を図 3-2-30 に示す。

対象事業実施区域内には、北側にある県道鶯宿中道線の支道が通っている。また、対象事業実施区域の西側に一般国道 358 号線が南北に通っており、県道鶯宿中道線が接続している。

表 3-2-58 対象事業実施区域周辺の自動車交通量調査結果

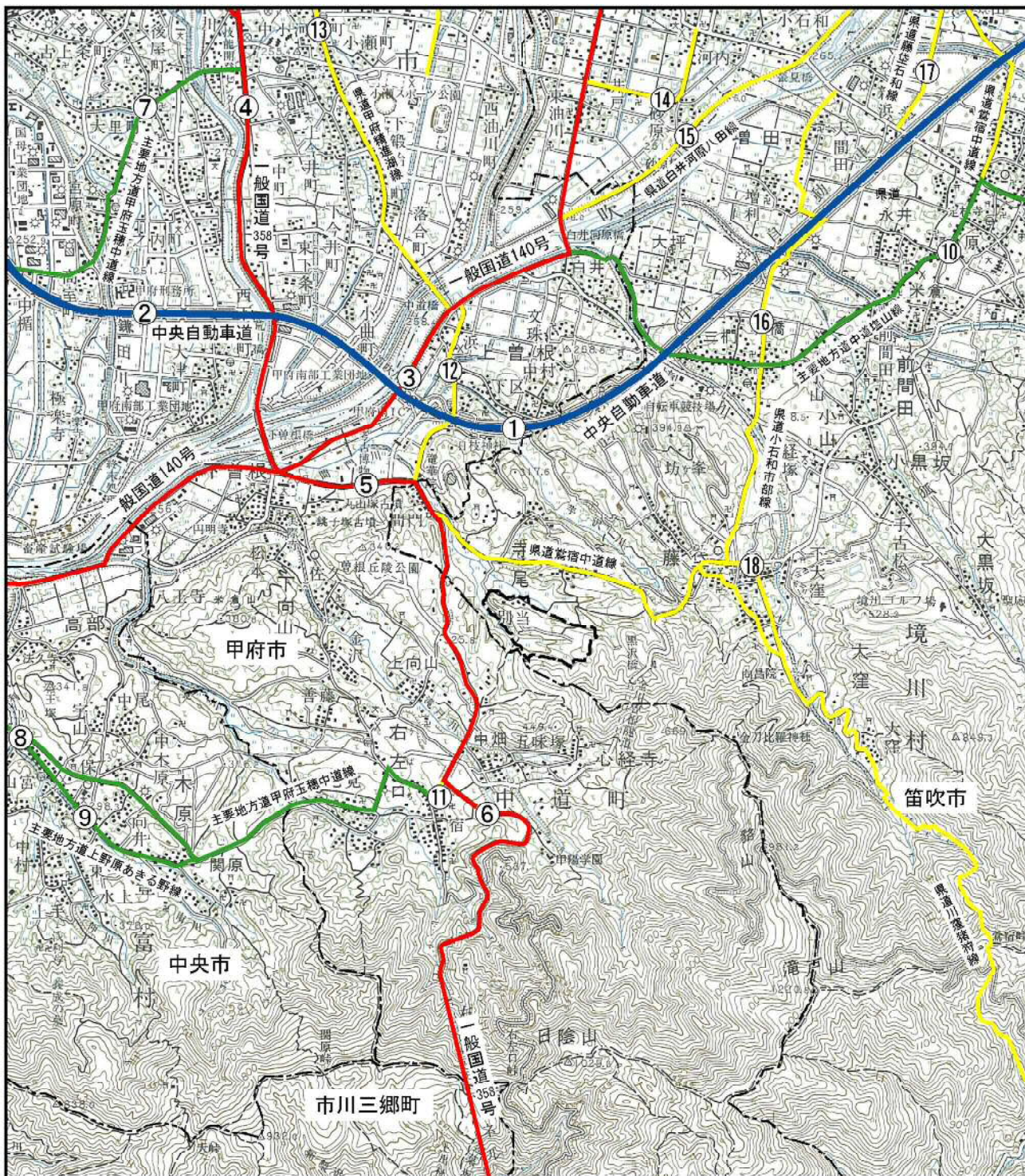
番号	路線名	区間 番号	観測 地点名	交通量(台)					
				平日			休日		
				昼間	夜間	合計	昼間	夜間	合計
①	中央自動車道	5	一宮御坂 IC～甲府南 IC 間	22,570	10,459	33,029	25,291	9,431	34,722
②	中央自動車道	6	甲府南 IC～甲府昭和 IC 間	21,476	10,021	31,497	25,611	8,941	34,552
③	一般国道 140 号	1051	東八代郡中道町下 曾根中央下	10,705	3,533	14,238	8,829	3,002	11,831
④	一般国道 358 号	1065	甲府市上今井町 662	17,651	5,825	23,476	13,238	4,501	17,739
⑤	一般国道 358 号	1064	東八代郡中道町下 曾根 923	11,174	3,687	14,861	8,653	2,942	11,595
⑥	一般国道 358 号	41015	————	5,605	1,401	7,006	8,004	1,841	9,845
⑦	主要地方道 甲府玉穂中道線	4062	甲府市大里町 2014	10,980	4,063	15,043	8,987	2,876	11,863
⑧	主要地方道 甲府玉穂中道線	64063	(東八代郡豊富村 大鳥居 3621)	4,192	1,593	5,785	3,068	1,197	4,265
⑨	主要地方道 上野原あきる野線	44015	————	4,568	1,051	5,619	3,880	970	4,850
⑩	主要地方道 中道塩山線	64072	(東八代郡八代町 永井 1394-1)	3,269	1,242	4,511	1,933	754	2,687
⑪	県道甲府精進湖線	46007	————	4,403	1,673	6,076	3,581	680	4,261
⑫	県道川窪猪狩線	46006	————	491	44	535	524	31	555
⑬	県道甲府精進湖線	6010	甲府市小瀬町 318-1	8,505	2,315	10,820	5,503	1,521	7,024
⑭	県道白井河原八田線	46018	————	4,403	1,673	6,076	3,581	680	4,261
⑮	県道白井河原八田線	46019	————	2,942	1,118	4,060	1,848	351	2,199
⑯	県道小石和市部線	46025	————	6,045	2,297	8,342	4,880	927	5,807
⑰	県道藤袋石和線	46026	————	4,403	1,673	6,076	3,581	680	4,261
⑱	県道田中勝沼線 ^{注1)} (県道鶯宿中道線)	6028	東山梨郡勝沼町上 岩崎 184	895	251	1,146	2,060	577	2,637

資料) 国土交通省道路局：平成 11 年度道路交通センサス，交通工学研究会，1999 年

注 1) 上記資料では「県道田中勝沼線」の表記となっている。

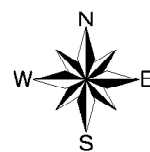
注 2) 観測地点名欄の () 書きは、観測統合区間及び中間中止区間であり平成 9 年度観測時の地点名を示している。

注 3) 観測地点名欄が「————」の欄の数値は、実測値ではなく所轄管理者判断による推定値。



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉徳町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	高速自動車道
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	交通量調査地点



S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m

図3-2-30 対象事業実施区域周辺の幹線道路及び交通量調査地点

(8) 環境整備

1) 下水道の整備状況

対象事業実施区域周辺の下水道一般平面図を図 3-2-31 に示す。また、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成 16 年 3 月末現在の下水道整備状況を表 3-2-59 に示す。

4 市ともに、公共下水道または浄化槽が利用されており、甲府市（旧上九一色村の区域を除く）、笛吹市、甲州市の水洗化率はおよそ 95%と高いが、山梨市では 70%と低くなっている。

なお、本事業では施設稼働時のプラント排水（余剰分）、生活排水、最終処分場の浸出水処理水を下水道へ放流する計画であるが、具体的な下水道への放流方法、放流水質については、今後の環境影響評価手続きの中で、峡東流域下水道計画と調整を図った上で定める。

表 3-2-59 下水道整備状況

	総人口 (人)	公共下水道 人口 (人)	コミュニティ プラント (人)	浄化槽人口 (人)	合計 (人)	水洗化率 (%)
甲府市	195,339	167,068	0	21,220	188,288	96.4
旧甲府市	189,652	164,647	0	18,076	182,723	96.3
旧中道町	5,687	2,421	0	3,144	5,565	97.9
旧上九一色村	1,651	208	139	667	1,014	61.4
笛吹市	72,150	23,628	0	44,290	67,918	94.1
旧石和町	26,943	7,154	0	18,769	25,923	96.2
旧御坂町	12,445	2,376	0	8,959	11,335	91.1
旧一宮町	11,415	4,881	0	5,944	10,825	94.8
旧八代町	8,736	2,809	0	4,935	7,744	88.6
旧境川村	4,815	2,312	0	2,209	4,521	93.9
旧春日居町	7,162	4,096	0	2,910	7,006	97.8
旧芦川村	634	0	0	564	564	89.0
山梨市	39,612	8,734	0	18,995	27,729	70.0
旧山梨市	32,164	7,857	0	14,147	22,004	68.4
旧牧丘町	6,134	877	0	3,738	4,615	75.2
旧三富村	1,314	0	0	1,110	1,110	84.5
甲州市	37,709	12,857	0	23,709	36,566	97.0
旧塩山市	26,502	8,810	0	17,041	25,851	97.5
旧勝沼町	9,652	2,647	0	6,596	9,243	95.8
旧大和村	1,555	1,400	0	72	1,472	94.7

注 1) 平成 16 年 3 月末現在の値

注 2) 旧上九一色村の値は現甲府市に含まれる古関・梯以外の地域も含む値。甲府市の値は、旧甲府市と旧中道町の値を合計した値とした。笛吹市、山梨市及び甲州市の値は、合併前の市町村の値を合計した値。

注 3) 浄化槽とは、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計値。

資料) 山梨県森林環境部：平成 16 年度 山梨の一般廃棄物（平成 16 年度一般廃棄物処理事業実態調査のまとめ）、平成 18 年 3 月

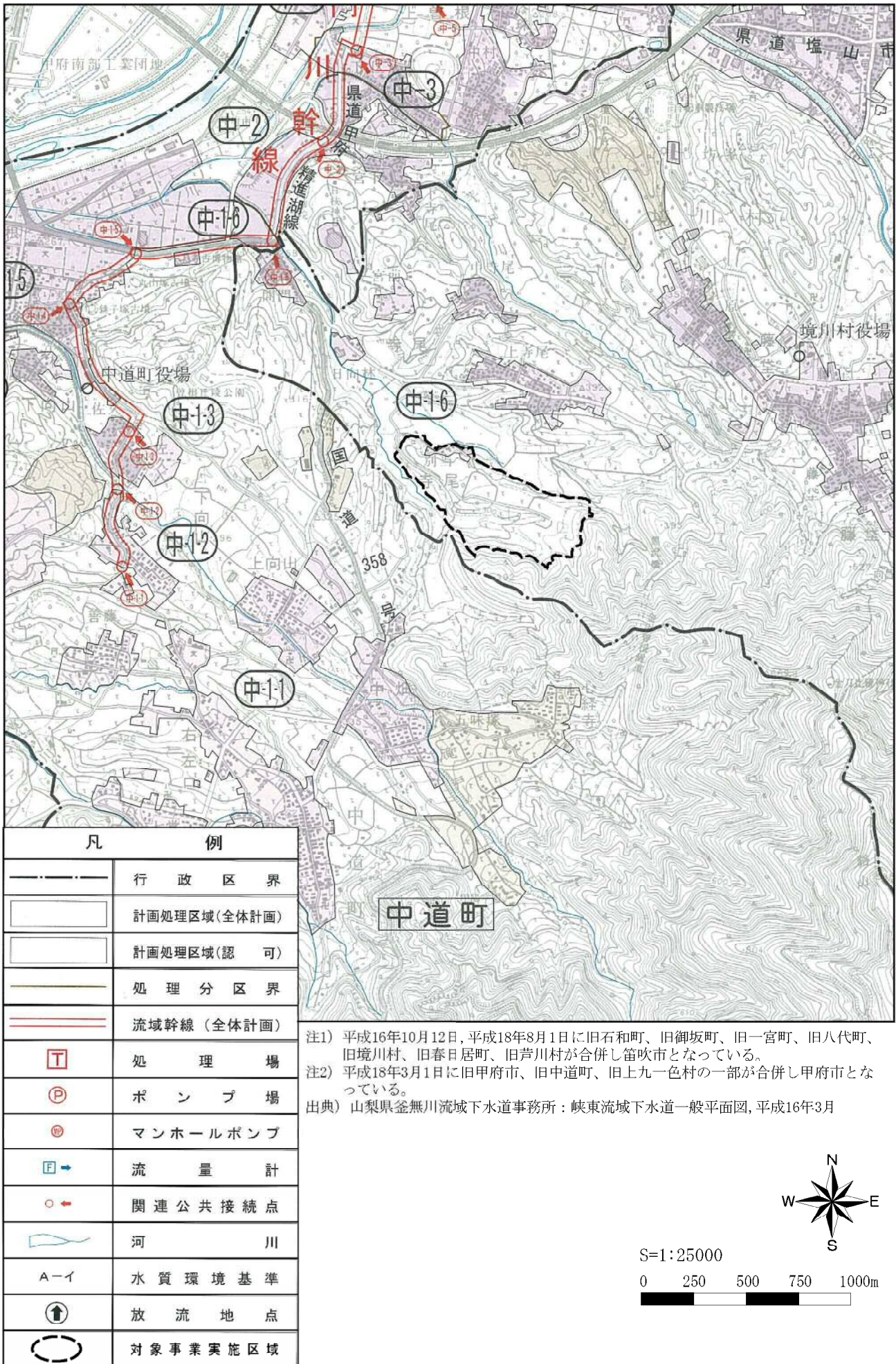


図3-2-31 下水道一般平面図

2) 上水道の普及状況

甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市における平成17年3月31日現在の水道給水普及状況を表3-2-60に示す。

「山梨県の水道」(山梨県福祉保健部衛生薬務課, 平成18年1月)によると、4市とも上水道の普及率は96%以上と高い。

表 3-2-60 水道給水普及状況

地 域	行政区域内人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
甲府市	199,935	235,868	199,134	99.6
旧甲府市	193,795	227,800	193,063	99.6
旧中道町	5,767	7,800	5,698	98.8
旧上九一色村(古関・梯)	373	268	373	100.0
笛吹市	73,094	78,527	72,284	98.9
旧笛吹市	72,521	77,327	71,711	98.9
旧芦川村	573	1,200	573	100.0
山梨市	39,542	46,661	38,757	98.0
甲州市	37,476	45,730	36,124	96.4
旧塩山市	26,356	26,147	25,342	96.2
旧勝沼町	9,597	17,590	9,462	98.6
旧大和村	1,523	1,993	1,320	86.7

注) 平成17年3月31日現在の値。普及率は、現在給水人口を行政区域内人口で除して%表示とした値。

上記値は上水道、簡易水道、専用水道を合計した値。

現甲府市、笛吹市、甲州市は旧市町村の値を合計した値。

資料) 山梨県福祉保健部衛生薬務課：山梨県の水道(平成16年4月1日～平成17年3月31日),
平成18年1月

3) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物処理施設の状況

「平成 16 年度 やまなしの一般廃棄物」（山梨県森林環境部, 平成 18 年 3 月）によると、平成 17 年 12 月 1 日現在、山梨県内には、一般廃棄物処理を行っている一部事務組合は 10 団体あり、そのうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に関連するものは表 3-2-61 に示すとおりである。

表 3-2-61 一般廃棄物の処理を行う一部事務組合

	一般事務組合	構成市町村
ごみ	東山梨環境衛生組合	山梨市〔旧牧丘町、旧三富村〕、笛吹市〔旧春日居町〕、甲州市〔旧勝沼町、旧大和村〕
	青木が原ごみ処理組合	笛吹市〔旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村〕、中道町、芦川村、豊富村、上九一色村、富士河口湖町〔旧勝山村、旧足和田村〕、鳴沢村
し尿	青木ヶ原衛生センター	上九一色村、富士河口湖町、鳴沢村

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物（平成 16 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ），平成 18 年 3 月

注) 市町村名は、平成 17 年 12 月 1 日現在の名称。

(ア) ごみ焼却施設

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、ごみ焼却施設が 11 施設あり、施設規模は全体で 1,279 トン/日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-62 に示す 5 施設（うち 1 施設〔衛生センター、甲州市〕は休止中）である。

表 3-2-62 ごみ焼却施設

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	運転開始年月
甲府市	環境センター 附属焼却工場	甲府市上町	甲府市（笛吹市、芦川村、中道町） ：1 市（1 市 1 町 1 村）	360	全連続	流動床	3	H7.9
甲州市	衛生センター （休止中）	甲州市塩山 三日市場	甲州市 : 1 市 （休止：H16.11.1～）	40	機械化 バッチ	ストーカ	2	H5.12
山梨市	環境センター ごみ焼却場	山梨市南	山梨市 : 1 市	35	機械化 バッチ	ストーカ	2	S60.4
大月都留 広域事務 組合	ごみ処理施設	大月市初狩 町	都留市、大月市（甲州市、道志村） ：2 市（1 市 1 村）	104	全連続	ストーカ 灰溶融	2	H14.2
東山梨 環境衛生 組合	環境衛生セン ター	山梨市牧丘 町	山梨市 笛吹市 甲 州市 : 3 市	25	機械化 バッチ	ストーカ	2	H8.4

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物（平成 16 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ），平成 18 年 3 月

注) 構成市町村の（ ）の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 17 年 12 月 1 日現在の名称。

(イ)粗大ごみ処理施設

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、粗大ごみ処理施設が 4 施設あり、施設規模は全体で 175 トン/日である。このうち現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-63 に示す 1 施設である。

表 3-2-63 粗大ごみ処理施設

設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期
甲府市	甲府市上町	甲府市 (笛吹市) : 1 市 (1 市)	100	併用*	5	H3~5

※びん類手選別ライン、缶類圧縮ラインを併用

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 16 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ), 平成 18 年 3 月

注) 構成市町村の () の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 17 年 12 月 1 日現在の名称。

(ウ)リサイクルプラザ、ごみ燃料化施設

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、リサイクルプラザ (資源ごみを選別、回収・資源化する施設) が 4 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、ごみ燃料化施設 (可燃ごみや廃プラスチックなどを乾燥、圧縮等することにより固形燃料化する施設 [RDF 化施設]) が 1 施設あるが、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものはない。

(エ)埋立処分地施設

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、埋立処分地施設 (一般廃棄物を最終処分する施設) が 4 施設あり、埋め立て容量は全体で 226,000 m³ である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは、表 3-2-64 に示す 3 施設であるが、平成 15 年度に稼動した 1 施設 (所在地: 甲府市西高橋) を除いて、既に埋立が完了している。

表 3-2-64 埋立処分地施設

設置主体	施設所在地	構成市町村	処理能力		処理方式		埋立終了 予定年度
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式	
甲府市	甲府市小曲町	甲府市	76,200m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気性 埋立	接触ばっ気法	H7 度未完了
	甲府市増坪町	甲府市	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気性 埋立	回転円板	H14.6 完了
	甲府市西高橋	甲府市	53,500m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気性 埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H20.3 予定

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 16 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ), 平成 18 年 3 月

注) 市町村名は、平成 17 年 12 月 1 日現在の名称。

(オ) し尿処理施設

平成 17 年 12 月現在、山梨県内には、し尿処理施設が 14 施設あり、施設規模は全体で 796 キロリットル / 日である。このうち、現在の甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市に係るものは表 3-2-65 に示す 5 施設である。

表 3-2-65 し尿処理施設

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	運転開始年月	汚泥処理
甲府市	甲府市衛生センター	甲府市小曲町	甲府市 (笛吹市) : 1 市 (1 市)	100	二段活性 + 高度処理	H1. 4	焼却
甲州市	衛生センターし尿処理場	甲州市塩山千野	甲州市 : 1 市	20	標準脱窒	H15. 4	堆肥化
山梨市	環境センターし尿処理場	山梨市南	山梨市 : 1 市	45	二段活性	S58. 4	焼却
笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原	笛吹市 : 1 市	40	消化	S52. 3	脱水
青木ヶ原衛生センター	衛生センター	上九一色村精進大和田	富士河口湖町、上九一色村、鳴沢村 (山梨市、甲州市、笛吹市、中道町、豊富村、芦川村) : 1 町 2 村 (3 市 1 町 2 村)	50	嫌気性	S46. 12	脱水

資料) 山梨県森林環境部：山梨の一般廃棄物 (平成 16 年度一般廃棄物処理事業実施調査のまとめ) , 平成 18 年 3 月

注) 構成市町村の () の市町村は、処理委託市町村を示す。市町村名は、平成 17 年 12 月 1 日現在の名称。

② 産業廃棄物処理施設の状況

「平成 16 年度山梨県産業廃棄物実態調査 (平成 15 年度実績) 結果」(山梨県森林環境部環境整備課, 平成 16 年 12 月) によると、山梨県内から排出される産業廃棄物の量は、平成 15 年度で 171 万 3 千トンと推定されている。山梨県の平成 10 年度及び平成 15 年度における産業廃棄物の排出量等は表 3-2-66 に示すとおりであり、総排出量は、5 年間で約 14 万トン増加している。

産業廃棄物の内容は、砂利の洗浄や工場排水の中和、下水処理などに伴う汚泥が 99 万 7 千トンとほとんどで、次いで建設現場から出るがれき類、金属くず、廃プラスチックなどとなっている。

これら産業廃棄物は、排出事業者自らあるいは専門の処理業者により、極力資源として再生利用され、それ以外のものは破碎、圧縮、焼却などの中間処理による減量化後に埋立て処分される。

山梨県内には産業廃棄物の最終処分場は安定型の処分場が一ヶ所あるが、産業廃棄物の最終処分量は平成 15 年度で 22 万 4 千トンと推計されており、そのうち 17 万 4 千トンが事業者により自家処理され、残り 5 万トンのほとんどが、処理業者によって県外へ運ばれ最終処分されている。

表 3-2-66 産業廃棄物の排出量等 (山梨県)

項目	単位：万トン	
	平成 10 年度	平成 15 年度
総排出量	157. 2	171. 3
資源化量	49. 9	74. 0
減量化量	71. 8	74. 0
最終処分量	34. 0	22. 4
その他量	1. 5	0. 8

資料) 山梨県森林環境部環境整備課：平成 16 年度山梨県産業廃棄物実態調査 (平成 15 年度実績) 結果, 平成 16 年 12 月

(9) 関係法令等の指定、規制等

1) 関係法令による指定地域、地区の指定状況

対象事業実施区域における環境の保全を目的とする法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表 3-2-67 に示す。

これによると、対象事業実施区域及び周辺は、次の法令による地域・区域等の指定がなされている。

① 都市計画法

本法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

対象事業実施区域を含む笛吹市全域は、都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定はない（図 3-2-32）。

② 農業振興地域の整備に関する法律

本法は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域についてその地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。

対象事業実施区域及び周辺は、農業振興地域（農用地区域）に指定されている（図 3-2-32）。

③ 国土利用計画法

本法は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

対象事業実施区域内の中央部の大半及び対象事業実施区域の周辺（北側）は、農業地域（農用地区域）に指定されている（図 3-2-33(1)）。

④ 河川法

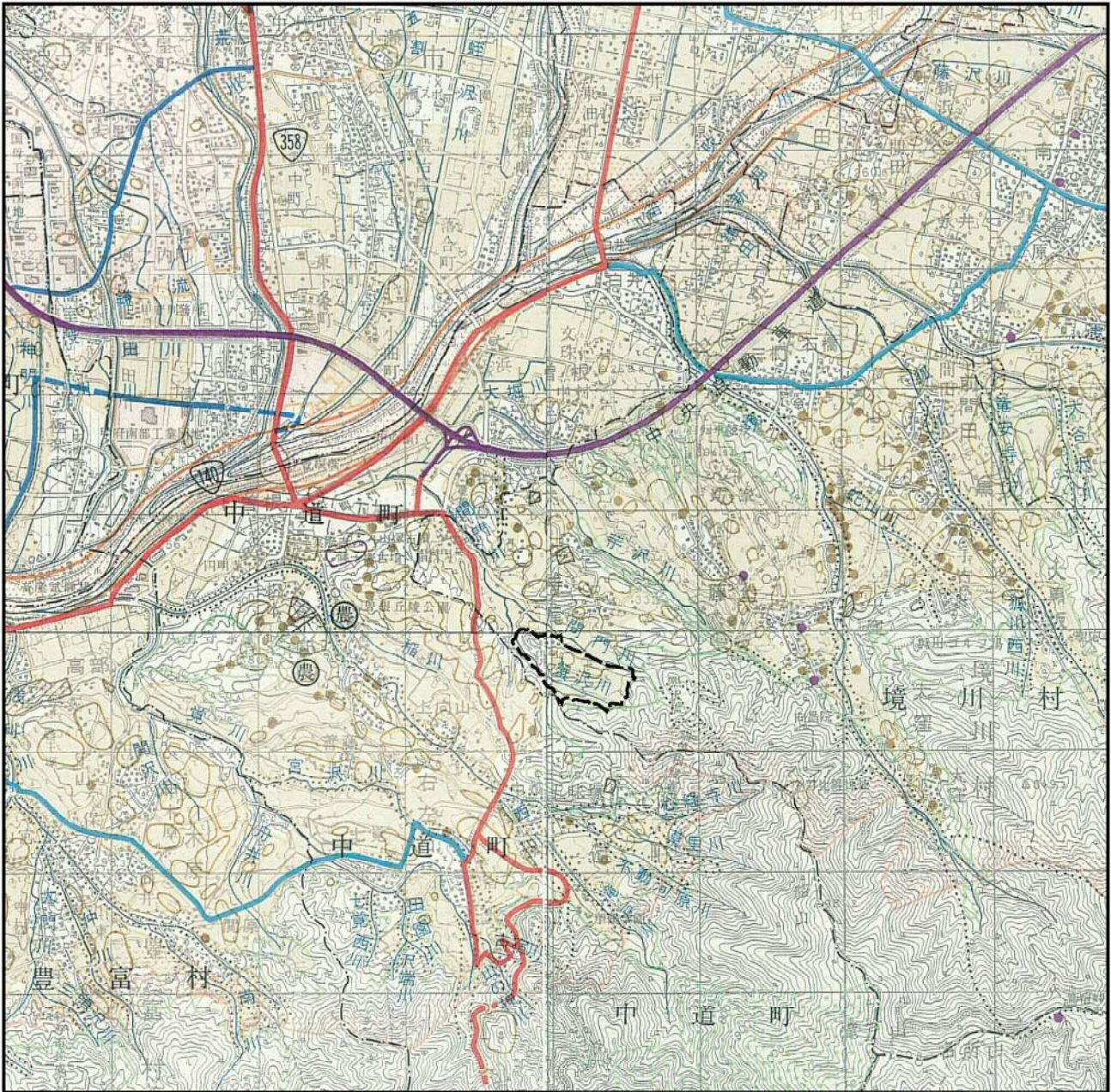
本法は、河川について「水系一貫管理の原則」による治水・利水の総合管理を行い、国土の保全と開発に寄与することで公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的としている。

対象事業実施区域を流れる蟹沢川及び、対象事業実施区域の北側端を流れる間門川は河川区域に指定されている（図 3-2-32）。

表 3-2-67 法令等に基づく主な地域・地区等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	周辺
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	山梨県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	やまなしの歴史文化公園に関する条例	歴史文化公園（心のふるさと境川） ※位置は、図 3-2-18 参照。	×	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護区、銃猟禁止区域、鉛散弾規制区域、休猟区	×	×
	森林法	地域森林計画対象民有林、保安林	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区	×	×
土地利用	都市計画法	都市計画区域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○
	国土利用計画法	農業地域	○	○
防災	河川法	河川区域	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
文化財	文化財保護法等に基づく指定文化財	重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区	×	×
景観	山梨県景観条例	景観形成地域	×	×

注) 指定の有無は、平成 19 年 1 月現在。



出典) 山梨県：山梨県土地利用規制等現況図, 平成7年3月

注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町, 旧御坂町, 旧一宮町, 旧八代町, 旧境川村, 旧春日居町, 旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市, 旧中道町, 旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町, 旧田富町, 旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

都 市 地 域		農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域		知 事 の 指 定 する 区 域 (選 定 基 準 等 参 照)																			
都 市 計 画 区 域	市 街 化 調 整 区 域	市 街 化 調 整 区 域	農 業 振 興 地 域	農 用 地 域	回 有 林	地 域 森 林 計 画 対 豊 民 有 林	保 安 林	自 然 公 園	特 別 保 護 地 域	特 別 保 護 地 域	自 然 環 境 保 全 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 域	風 致 地 域	鳥 獣 保 護 区 ・ 特 別 保 護 区	景 観 形 成 地 域	史 跡 ・ 名 勝 ・ 天 然 記 念 物	埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地	伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	河 川 区 域 (一 級 河 川)	河 川 及 び 河 川 保 全 区 域	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地	地 す べり 防 止 区 域 (農 林 等 行 所 管)	砂 防 指 定 地	道 高 速 道 路	路 一 般 道 路	行 政 界 (市 町 界 界 界)		
記号および紋様																													

対象事業実施区域

S=1:50000

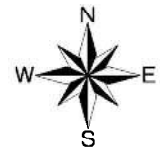
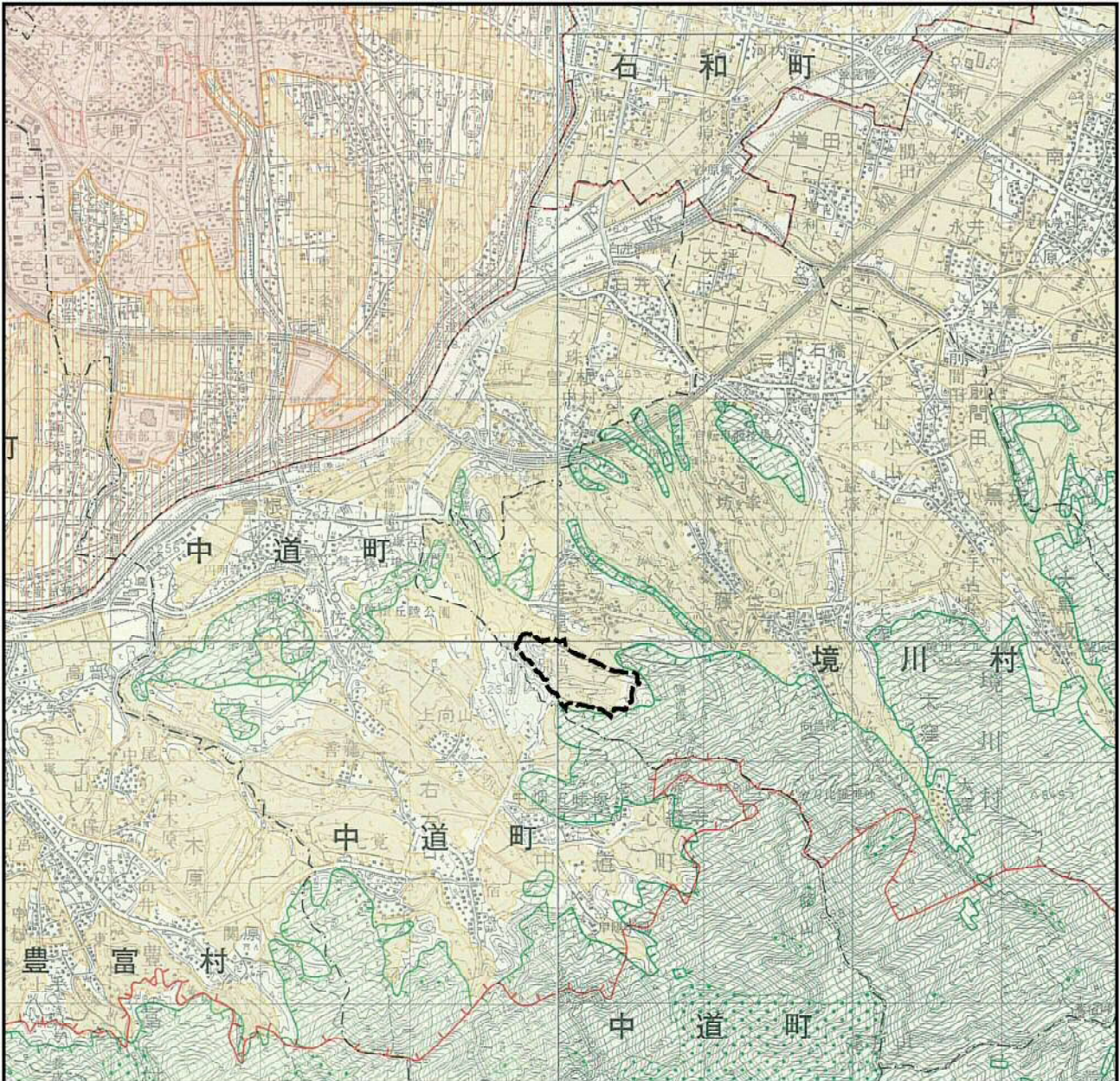


図3-2-32 土地利用規制等現況図



出典) 山梨県：山梨県土地利用基本計画図，平成13年3月

注1) 平成16年10月12日，平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。

注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。

凡 例

五 地 域	参 考 表 示	記 号
都 市 地 域		
	市 街 化 区 域	
	市 街 化 調 整 区 域	
	其 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	
農 業 地 域		
	農 用 地 区 域	
森 林 地 域		
	国 有 林	
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
	保 安 林	

五 地 域	参 考 表 示	記 号
自 然 公 園 地 域		
	特 別 地 域	
	特 別 保 護 地 区	
自 然 保 全 地 域		
	特 別 地 区	

対象事業実施区域



S=1:50000

0 500 1000 1500 2000m



図3-2-33 土地利用基本計画図

2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」(山梨県条例第12号)に基づく規制基準等がある。

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表3-2-68に示す。

表3-2-68 法令に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	事業との関連性	
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準	○	
	大気汚染防止法	排出基準 (硫黄酸化物、窒素酸化物、はいじん、塩化水素)	○	
	山梨県生活環境の保全に関する条例	規制基準(ばい煙)	×	
		規制基準(粉じん)	×	
	緊急時の措置	×		
騒音	環境基本法	環境基準	○ ^{注1)}	
	騒音規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○	
		自動車騒音の要請限度	○ ^{注1)}	
	山梨県生活環境の保全に関する条例	規制基準(特定工場等)	○	
		設置の届出(特定施設、特定建設作業)	○	
	甲府市公害防止条例	規制基準(特定施設、指定作業場)	○	
笛吹市騒音防止条例	拡声器使用等の制限	×		
振動	振動規制法	規制地域・規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○	
		自動車振動の要請限度	○ ^{注1)}	
悪臭	悪臭防止法	規制地域・規制基準(敷地境界線、排出口、排水水)	○	
	甲府市公害防止条例	規制基準	○	
水質	環境基本法	水質	環境基準(生活環境項目)	×
			環境基準(健康項目)	×
		地下水水質	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準	○	
	水質汚濁防止法	排水基準(一律排水基準)	×	
	山梨県生活環境の保全に関する条例	排水基準(上乘せ基準)	×	
		污水に係る規制基準	×	
	甲府市公害防止条例	規制基準(污水及び廃液)	×	
	下水道法及び笛吹市下水道条例	排除基準	○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)	排水基準	○		
底質	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	×	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	×	
	土壌汚染対策法	指定区域	×	
日照障害	建築基準法	日影による中高層の建築物の高さの制限	×	
地盤沈下	工業用水法	指定地域	×	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	
	山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱	指導基準、指導手順	○	
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	採取許可の申請、許可の基準	○	

注1) 工事中の資機材等運搬車両及び供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴うもの

① 大気汚染

(ア) 環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3-2-69 に示すとおりであり、全国一律に定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 7 条の規定に基づき、大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準が表 3-2-70 のように定められている。

表 3-2-69 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によつて測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9 年 2 月 4 日 環境省告示第 4 号
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシベンゾイル、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 3. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。また、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3-2-70 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は年平均値とする。

また、大気中炭化水素濃度の指針（表 3-2-71）は、光化学オキシダントの環境基準を達成するうえで必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標として、中央公害対策審議会が示したものである。

表 3-2-71 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

昭和 51 年 8 月 17 日 環大企第 220 号

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値の 0.06ppm に対応する午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。	ガスクロ分離 FID 検出器による直説法又は全炭化水素とメタンの差量法

(イ) 規制基準

ア) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」に基づき、同法に定めるばい煙発生施設及び粉じん発生施設に対して規制が行われている。

対象事業において計画されている廃棄物焼却炉は、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に該当する。廃棄物焼却炉について、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設の排出基準は表 3-2-72 に示すとおりである。

表 3-2-72 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉抜粋）

昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通産省令第 1 号

物質名	ばい煙発生施設		排出基準
硫黄酸化物	政令で定める地域ごとに設定される K の値を一定の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算出される 1 時間あたりの硫黄酸化物の排出量として定められている。(K 値規制方式と呼ばれるもので K の値が小さいほど規制が厳しい。) $q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の量 (Nm ³ /h) K : K 値(地域別に定める定数) He : 排出口の高さ (大気汚染防止法施行規則の定めに従って補正された値)		山梨県 : K 値 17.5
ばいじん	廃棄物焼却炉 (新設)	処理能力 4t/h 以上	0.04g/Nm ³
		処理能力 2t/h 以上 4t/h 未満	0.08g/Nm ³
		処理能力 2t/h 未満	0.15g/Nm ³
窒素酸化物	①浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉に限る)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	450ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	450ppm
	②特殊廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	700ppm
	③廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm
		最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	250ppm
	④廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	最大排ガス量 4 万 Nm ³ /h 以上	250ppm
	塩化水素	廃棄物焼却炉	700mg/Nm ³

備考) 1. 対象となる施設は、火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200kg/h 以上の施設。

イ) ダイオキシソ類対策特別措置法

ダイオキシソ類については、「ダイオキシソ類対策特別措置法」に基づき同法に定める特定施設に対して規制が行われている。

「ダイオキシソ類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉に対して表 3-2-73 に示す大気排出基準が設定されており、「ダイオキシソ類対策特別措置法」における廃棄物焼却炉の対象規模又は能力は、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上であることとしている。

表 3-2-73 廃棄物焼却炉に対するダイオキシソ類の大気排出基準

平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号

施設の種類		新設施設の排出基準
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.1ng-TEQ/Nm ³
	2t/h 以上、4t/h 未満	1ng-TEQ/Nm ³
	2t/h 未満	5ng-TEQ/Nm ³

備考) 1. 対象となる施設は、火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上とする。

ウ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-74 に示すばい煙及び粉じんに係る指定工場、特定施設に対し、規制基準を設定しているが、対象事業は指定工場、特定施設に該当しない。

なお、「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、指定工場等のばい煙等の排出に対し、表 3-2-75 に示す場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められる場合には、ばい煙等の排出量の減少その他必要な措置を講じることが定められている。

表 3-2-74 ばい煙及び粉じんに係る指定工場、特定施設(山梨県生活環境の保全に関する条例)

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号

項目	対象	内容
ばい煙	指定工場	大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)別表第 1 の 14 の項から 26 の項までの中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ当該各項の下欄に該当するものを有する工場又は事業場 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設及び別表第 2 の 1 に掲げる施設(専ら非常時に用いられるものを除く。以下「ばい煙発生施設等」という。)の燃料の燃焼能力の総合計が重油換算 1 時間当たり 1,500ℓ以上の工場又は事業場
	特定施設	廃棄物焼却炉(焼却能力が 1 時間当たり 100kg 以上 200kg 未満又は火格ごう子面積が 1m ² 以上 2m ² 未満のものに限る。)
粉じん	特定施設	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設

表 3-2-75 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく緊急時の措置

物質	内容
硫酸化合物	1. 一時間値百万分の〇・五以上である大気汚染状態が三時間継続した場合 2. 一時間値百万分の〇・七以上である大気汚染状態が二時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の一時間値が一立方メートルにつき三・〇ミリグラム以上である大気汚染状態が三時間継続した場合
一酸化炭素	一時間値百万分の五〇以上である大気汚染状態になった場合
二酸化窒素	一時間値百万分の一以上である大気汚染状態になった場合
オキシダント	一時間値百万分の〇・四以上である大気汚染状態になった場合

② 騒音

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 3-2-76 に示すとおりである。

環境基準は類型指定された地域に対して、類型毎の基準が適用される。対象事業実施区域は地域の類型指定はない。

表 3-2-76 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の 類型	時間 の 区 分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	表 3-2-77 に示す地域類型の当てはめに準ずる。
A 及び B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	

- 備考) 1. 時間区分は次のとおりとする。
 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地 域 の 区 分	時間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

- 備考) 1. 時間区分は次のとおりとする。
 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時
 2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等
 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下の通りとする。
 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで
 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

表 3-2-77 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

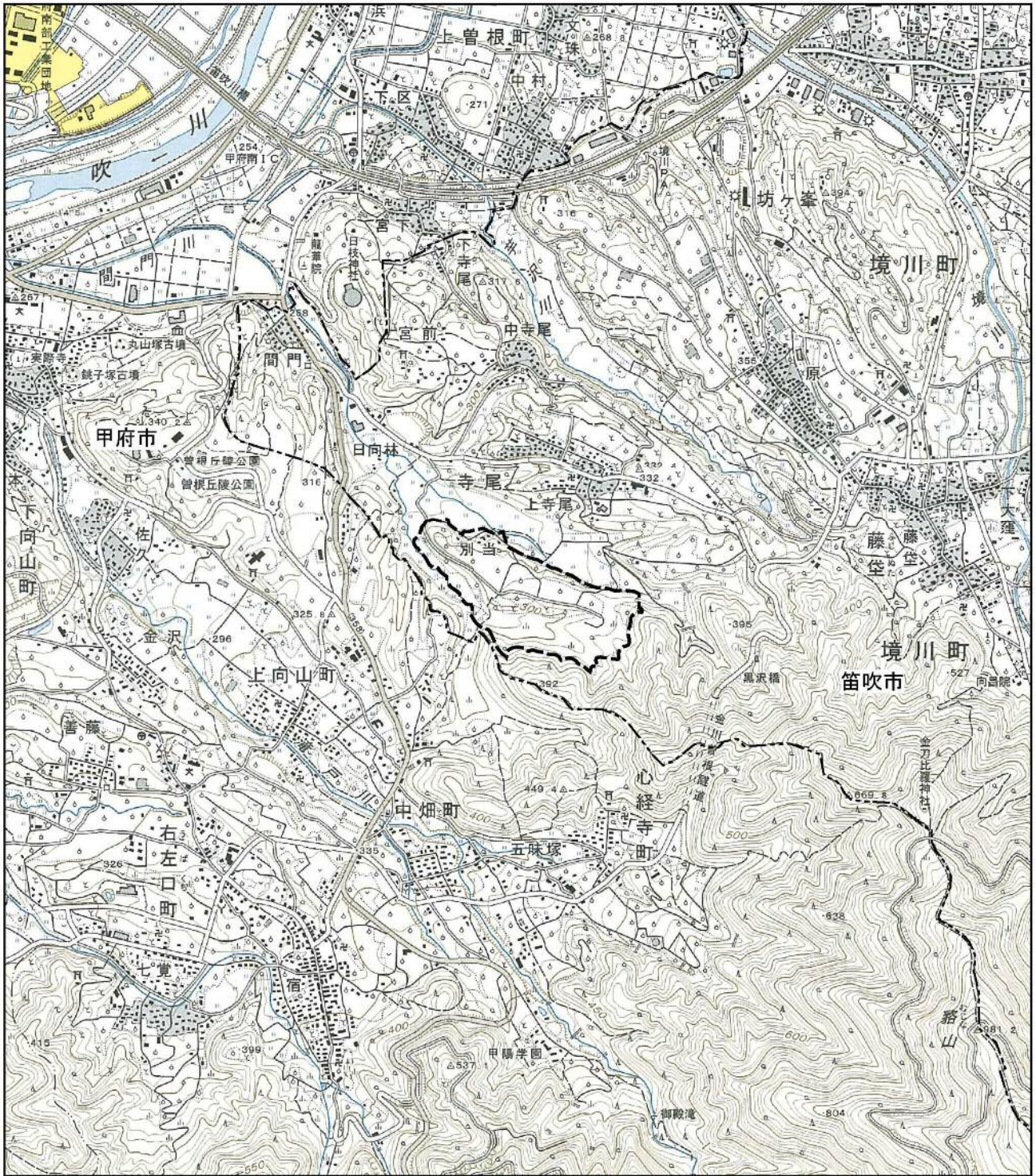
平成 7 年 8 月 31 日山梨県告示第 368 号

市町村名	地 域			備考
	A 類型	B 類型	C 類型	
甲府市、 笛吹市	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域 特 別 工 業 地 区 特 別 業 務 地 区	地域類型の指 定状況は図 3-2-34を参照。

注) 都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区については、B 類型から除き、C 類型とする。

備考) 1. A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。

2. この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。



注1) 平成16年10月12日、平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	A類型
	B類型
	C類型



S=1:25000



※ 図中の範囲には、A類型、B類型の指定地域はない。

図3-2-34 対象事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の類型指定状況

(イ) 規制基準

ア) 騒音規制法

ア 特定施設

施設の稼働に係る騒音については、表 3-2-78 に示す「騒音規制法」に基づき定められる特定施設に対して表 3-2-79 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-78 騒音規制法に定める特定施設

騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号）

施設、規模・能力
金属加工機械 ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が 3.75kw 以上) ・液圧プレス(矯正プレスを除く) ・機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上) ・せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る)
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
織機(原動機を用いるものに限る)
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 15kw 以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上) ・丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が 15kw 以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25kw 以上) ・かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上)
抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る)

表 3-2-79 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に関する基準

昭和 52 年 2 月 17 日 山梨県告示第 66 号

区域の区分		時間の区分		
		昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで、午後 7 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
第一種区域	地域の当てはめ	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	は図 3-2-35 の色分けによって指定。	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域		70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 備考) 1. この規制基準を適用する地域及び区域は、図 3-2-35 に着色された部分とする。
 2. 第二種区域、第三種区域及び第四種区域に所在する以下の施設
 (1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校
 (2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所
 (3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 (4) 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
 (5) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 2 に規定する特別養護老人ホーム) の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、それぞれこの表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 特定建設作業

建設作業については、「騒音規制法」に基づく特定建設作業 (表 3-2-80) に係る規制があり、表 3-2-81 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域 (第 1 号区域) に指定されている。

表 3-2-80 特定建設作業の概要 (騒音規制法)

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

作 業 内 容
1. くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
4. 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
7. トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
8. ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業

表 3-2-81 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号

規制値・規制区域区分等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所におけ る作業期間		日曜日休日に おける作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日 を超えないこ と	禁 止	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧縮機を使用する作業								
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラント を設けて行う作業								
6. バックホウを使用する作業								
7. トラクターショベルを使用す る作業								
8. ブルドーザーを使用する作業								
備 考	作 業 の 地 界 に お け る 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。	原則として 1 日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上 の時間を超え て作業を行っ てはならない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			
適 用 除 外		A, B, C, D, E	A, B	A, B	A, B, C, D, E, F			

備考) 1. 規制区域区分の第 1 号区域、第 2 号区域とは、表 3-2-82 (昭和 52 年 2 月 16 日山梨県告示第 67 号) に示した指定地域。

2. 表中の A～F は次の場合をいう。

- A：災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B：人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C：鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D：道路法第 34 条(道路の占用許可)、第 35 条(協議)による場合
- E：道路交通法第 77 条第 3 項(道路の占用許可)、第 80 条第 1 項(協議)による場合
- F：電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

表 3-2-82 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制に関する地域の指定

昭和 52 年 2 月 16 日 山梨県告示第 67 号

市町村名	地 域	
	第 1 号区域	第 2 号区域
甲府市、 笛吹市	表 3-2-79 に示した第一種区域、第二種区域及び第三種区域 ならびに表 3-2-79 に示した第四種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲 おおむね 80 メートル以内の区域 1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校 2. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所 3. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同 条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する もの 4. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館 5. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老 人ホーム	規制区域のうち第 1 号区域以外の区域

ウ 自動車騒音の要請限度

自動車騒音(道路交通騒音)は「騒音規制法」に基づき、表 3-2-83 に示すとおり規制されている。

なお、自動車騒音の要請限度に係る地域区分は、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」(平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号)に基づき指定されており、対象事業実施区域及びその周辺は、b 区域となっている。

表 3-2-83 騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区 域 の 区 分		範 囲 (道路端から)	時 間 の 区 分	
			昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		適用なし	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域			70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域			75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	2 車線以下	15m	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上	20m		

備考) 1. 地域区分は、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の規定に基づく知事が定める区域」(平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号)に基づき、以下のとおりとする。

a 区域：第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

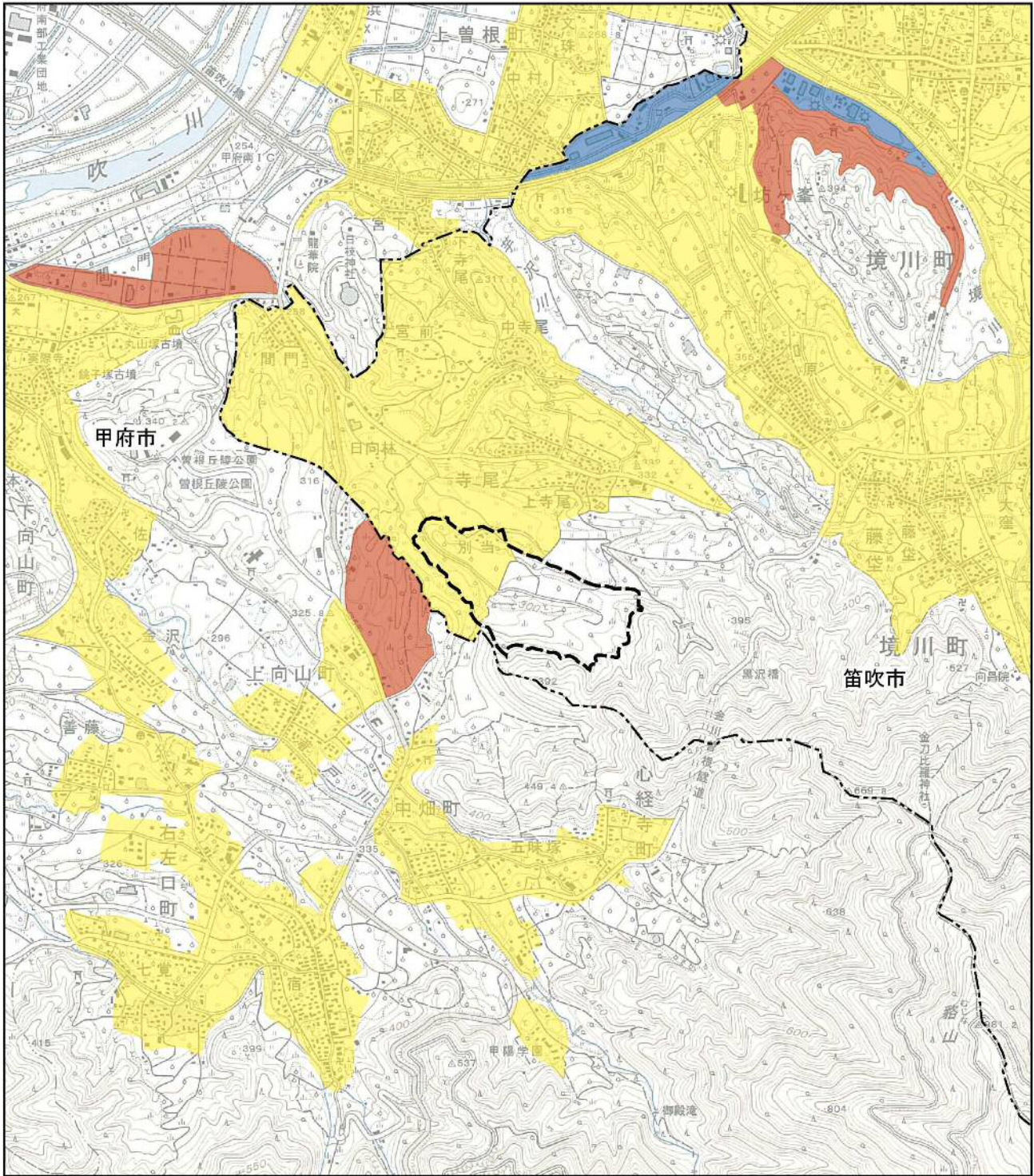
b 区域：第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域

c 区域：第三種区域及び第四種区域

2. 評価の指標は等価騒音レベル

3. 時間区分は次のとおり

昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域
	第四種区域



S=1:25000



※ 図中の範囲には、第一種区域の指定地域はない。

図3-2-35 対象事業実施区域周辺における騒音規制法に基づく規制地域指定状況

イ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

ア 特定施設

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-84 に示す特定施設に対して「騒音規制法」と同じ表 3-2-79 に示す規制地域の区分毎に規制されている。

「山梨県生活環境の保全に関する条例」における規制地域の状況は、「騒音規制法」と同様に図 3-2-35 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-84 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則 9 号

施設名	規模又は能力
送風機	クーリングタワーに用いるもので、原動機の定格出力 1.5kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が 98kN 以上 294kN 未満のものに限る。
空気圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
石材切削機	すべてのもの。
コルゲートマシン	すべてのもの。
コンクリートブロックマシン	すべてのもの。
冷媒圧縮機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。

備考) この表に掲げる騒音に係る特定施設が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外に設置されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

イ 特定建設作業

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-85 に示す特定建設作業に係る規制があり、表 3-2-86 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、図 3-2-35 に示すとおり規制地域（第 1 号区域）に指定されている。

表 3-2-85 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

作業内容
1. くい打機を使用する作業(アースオーガーと併用する作業に限る。)
2. パワーショベル(原動機として最高出力 100 馬力以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を使用する作業
3. バックホウ(原動機の定格出力が 80 キロワット未満のものに限る。)を使用する作業
4. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。))

備考) この表に掲げる作業が騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあつては、この表は適用しない。

表 3-2-86 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

規制値・規制区域区分等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所におけ る作業期間		日曜日休日に おける作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日 を超えないこ と		禁 止
2. パワーショベルを使用する 作業	75 デシベル							
3. バックホウを使用する作業								
4. コンクリートカッターを使用 する作業								
備 考	作業場 の敷地 境界に おける 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。	原則として 1 日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上 の時間を超え て作業を行っ てはならない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			
適用除外		A, B, C, D, E		A, B, G		A, B		A, B, C, D, E, F

備考) 1. 規制区域区分の第 1 号区域、第 2 号区域とは、表 3-2-87 (昭和 51 年 3 月 16 日 規則第 9 号) に示した指定地域。

2. 表中の A～F は次の場合をいう。

- A: 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B: 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C: 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D: 道路法第 34 条(道路の占用許可)、第 35 条(協議)による場合
- E: 道路交通法第 77 条第 3 項(道路の占用許可)、第 80 条第 1 項(協議)による場合
- F: 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合
- G: 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合

表 3-2-87 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく

特定建設作業に伴う騒音の規制に関する地域の指定

昭和 51 年 3 月 16 日 山梨県規則第 9 号

平成 12 年 10 月 26 日 山梨県告示第 482 号

市町村名	地 域	
	第 1 号区域	第 2 号区域
甲府市、 笛吹市	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事が指定する地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号)別表の第 1 号の規定により、知事が指定した区域及び甲府市の地域のうち知事が指定する区域 (表 3-2-79 に示した、第一種区域、第二種区域、第三種区域)	騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により知事が指定した地域のうち、①に掲げる区域以外の区域 (表 3-2-79 に示した、第四種区域)

ウ) 甲府市公害防止条例

「甲府市公害防止条例」では、表 3-2-88 に示す指定施設及び指定作業場に対して「騒音規制法」と同じ表 3-2-79 に示す規制地域の区分毎に規制されている。

「甲府市公害防止条例」における規制地域の状況は、「騒音規制法」と同様に図 3-2-35 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第二種区域）に指定されている。

表 3-2-88 甲府市公害防止条例に基づく騒音に係る指定施設及び指定作業場

昭和 47 年 1 月 11 日 規則第 2 号

施設・作業場	指定施設及び指定作業場の内容
指定施設	貴石又は半貴石加工用切断機及びバレル
	機械プレス(呼び加圧能力が 30 トン未満のものであること。)
	集じん機(家庭用のものを除く。)
指定作業場	板金作業場(びょう打ち作業を含む。)

③ 振 動

(ア) 規制基準

ア 特定施設

振動については、環境基準は定められておらず、施設の稼働に係る振動については、「振動規制法」に基づき表3-2-89に示す特定施設に対して表3-2-90に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図3-2-36に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第一種区域 [工場振動]）に指定されている。

表 3-2-89 特定施設の概要(振動規制法)

昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

施 設 、 規 模 ・ 能 力
金属加工機械 ・ 液圧プレス(矯正プレスを除く) ・ 機械プレス ・ せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上) ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上)
圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
織機(原動機を用いるものに限る)
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2.95kw 以上)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力が 10kw 以上)
木材加工機械 ・ ドラムバーカー ・ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上)
印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kw 以上)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機 (ジョルト式のものに限る)

表 3-2-90 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に関する基準

昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 100 号

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		(午前 8 時から午後 7 時まで)	(午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第一種区域	地域の当てはめは図 3-2-36 の色分けによって指定。	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域		65 デシベル	60 デシベル

備考) 1. 規制基準を適用する地域及び区域は、図 3-2-36 に着色された部分とする。

2. 第一種区域及び第二種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校
- 2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所
- 3) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4) 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 5) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

イ 特定建設作業

建設作業については、「振動規制法」に基づく特定建設作業（表 3-2-91）に係る規制があり、表 3-2-92 に示すとおり規制地域の区分毎に規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図 3-2-36 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域（第一号区域 [建設作業振動]）に指定されている。

表 3-2-91 振動規制法に基づく特定建設作業

昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

作 業 内 容
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

表 3-2-92 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

特定建設作業の種類	基準値	作業ができない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜日、休日における作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
くい打機等を使用する作業	75 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間 を超え ないこと	14 時間 を超え ないこと	連続して 6 日を超え ないこと	禁 止
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							
備 考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として 1 日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。
適 用 除 外		A, B, C, D, E		A, B		A, B	A, B, C, D, E, F

備考) 1. 規制区域区分の第 1 号区域、第 2 号区域とは、表 3-2-93（昭和 51 年 3 月 16 日 規則第 9 号）に示した指定地域。

2. 規制基準の適用は、対象事業実施区域の敷地境界線上である。

3. 表中の A～F は次の場合をいう。

A：災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合

B：人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合

C：鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合

D：道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合

E：道路交通法第 77 条第 3 項（道路の占用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合

F：電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合

表 3-2-93 特定建設作業に係る振動の規制基準の区域の区分

区 分	内 容
第 1 号区域	①規制図面中、緑色(第 1 種区域)又は黄色(第 2 種区域)に色分けした区域 ②規制図面中、赤色(第 2 種区域)に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の範囲
第 2 号区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

ウ 道路交通振動の要請限度

自動車振動(道路交通振動)は「振動規制法」に基づき、表 3-2-94 に示すとおり規制されている。

なお、対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は図 3-2-36 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部及びその周辺は、規制地域(第一種区域 [道路交通振動])に指定されている。

表 3-2-94 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

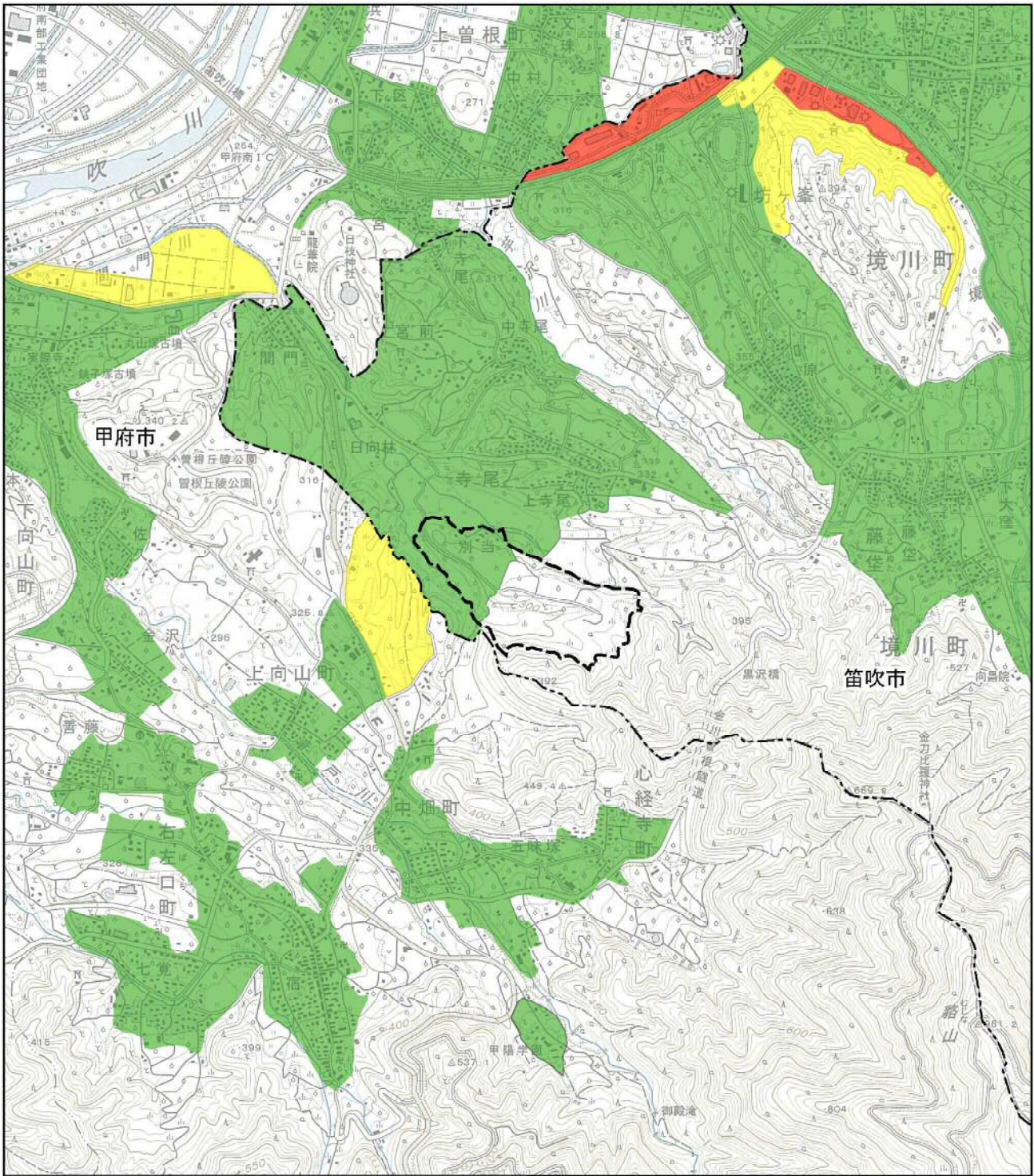
昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考) 1. 区域の区分及び時間の区分は昭和 54 年 3 月 14 日山梨県告示第 102 号による。

- ・ 区域の区分は図 3-2-36 に色分けされたとおりである。
- ・ 時間の区分は次のとおりとする。

昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域

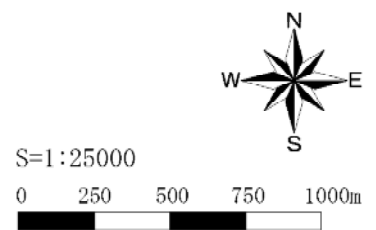


図3-2-36 対象事業実施区域周辺における振動規制法に基づく規制地域指定状況

④ 悪 臭

(7) 規制基準

「悪臭防止法」では、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質に対する規制基準を定めることとなっており、山梨県では「悪臭防止法」第4条2項の規定により、表3-2-95(1)～(3)のとおり地域の区分ごとに臭気指数の許容限度として規制基準を定めている。

対象事業実施区域周辺の規制地域の状況は、図3-2-37に示すとおりであり、対象事業実施区域のある笛吹市境川町寺尾地区の一部は、A区域の規制基準値が適用される。

なお、「甲府市公害防止条例」では、悪臭の規制基準として、「臭気を発生し、又は排出する場所の周辺の多数の人が、著しく不快を感じると認められない程度であること」としている。

笛吹市、山梨市及び甲州市においては、特に悪臭を規制する基準は定められていない。

表 3-2-95(1) 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準値

平成 16 年 10 月 28 日山梨県告示第 496 号

区 分	許容限度 (臭気指数)
A 区域	13
B 区域	15
C 区域	17

備考) 区域の区分は図3-2-37に色分けされたとおりである。

表 3-2-95(2) 悪臭防止法に基づく排出口における規制基準

平成 16 年 10 月 28 日山梨県告示第 496 号

<排出口の実高さが 15m 以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

ここに、

q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (m³/分) (標準状態に換算)

F_{max} : 別表第三に定める式により算出される $F(x)$ (標準状態の臭気排出強度 1m³/秒に対する排出口からの風下距離 x (m) における地上での臭気濃度) の標準状態での最大値 (m³/秒)。

ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が、1/(標準状態の排出ガスの流量 (m³/秒)) を超えるときは、1/(排出ガスの流量) とする。

L : 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

上記の F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

- 1) 法第4条第2項第3号の環境省令に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍以上となる場合：

排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

- 2) 法第4条第2項第3号の環境省令に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合：

排出口からの風下距離がただし書きにより定めるR以上となる区間における最大値

ただし、Rは排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

< 排出口の実高さが 15m 未満の施設 >

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法とする。

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10B$$

$$B = (L) / (10)$$

ここに、

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値

ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が 0.6m 未満の場合	0.69
排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満の場合	0.20
排出口の口径が 0.9m 以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ (m)

ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。

10 未満	6.7m 以上	10m
	6.7m 未満	排出口の実高さの 1.5 倍
10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上		排出口の実高さの 1.5 倍

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値)

なお、初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ (m) とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

ここに、

H_i 初期排出高さ (m)

H_o 排出口の実高さ (m)

V 排出ガスの排出速度 (m/秒)

D 排出口の口径 (m)

ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

表 3-2-95(3) 悪臭防止法に基づく排水の規制基準

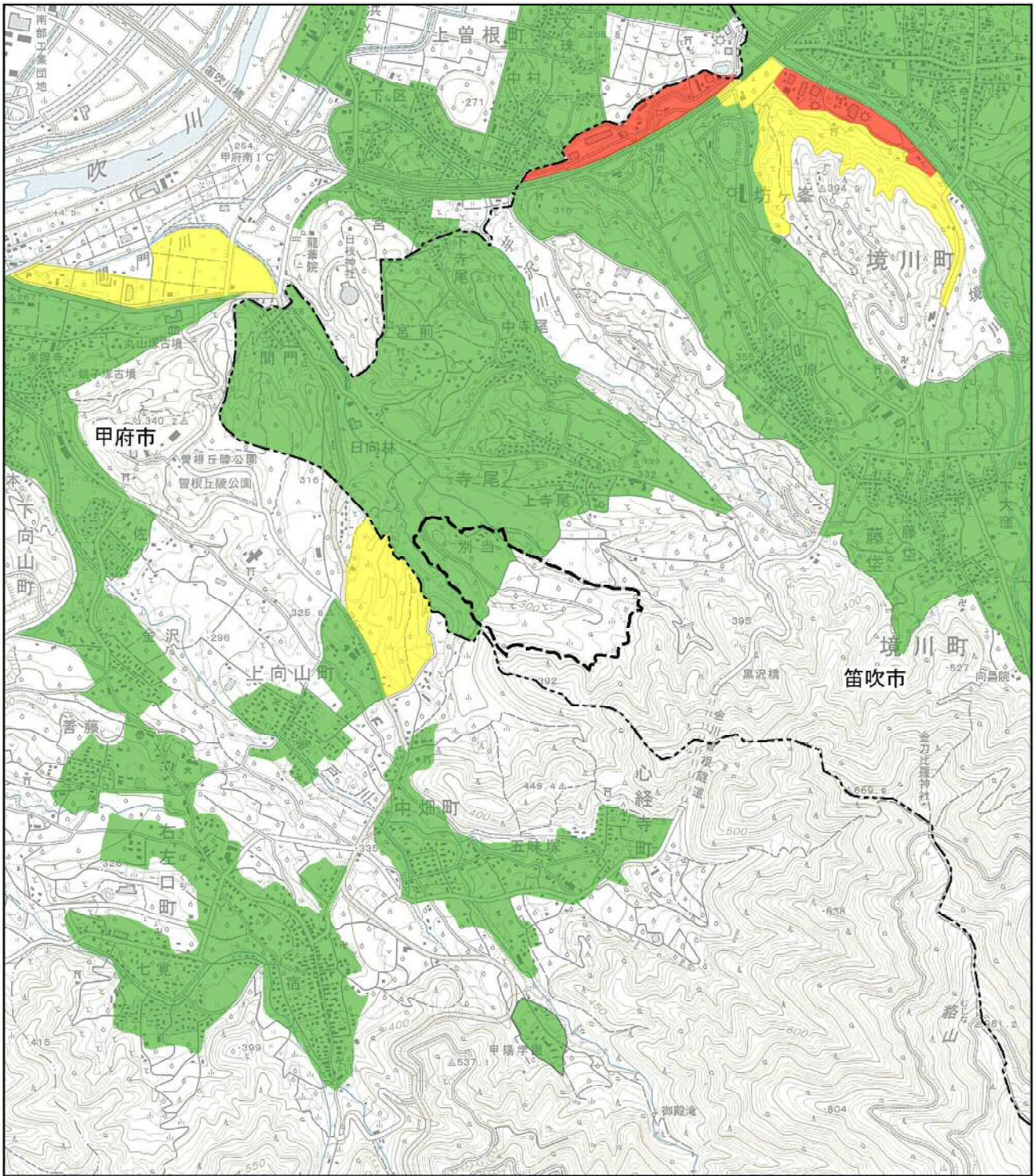
法第 4 条第 2 項第 3 号の環境省令で定める方法は、次の式により排水の臭気指数を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

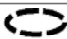
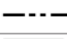



ここに、

I_w 排水の臭気指数

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し菅吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	A区域
	B区域
	C区域

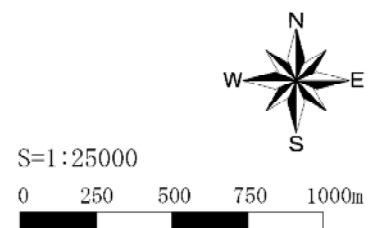


図3-2-37 対象事業実施区域周辺における悪臭防止法に基づく規制地域指定状況

⑤ 水質汚濁

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-2-96 に示す物質について全公共用水域に対し定められている。

表 3-2-96 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

また、「環境基本法」に基づく生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された水域に対して表 3-2-97 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域の北側を流れる間門川及び対象事業実施区域の南側を流れる蟹沢川については、類型指定されていないが、これらが流入する笛吹川は A 類型に指定されている。

表 3-2-97 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川】（湖沼を除く。）

ア

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

イ

平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

地下水については、「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が表 3-2-98 のとおり定められている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準は表 3-2-99 に示すとおりである。

表 3-2-98 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

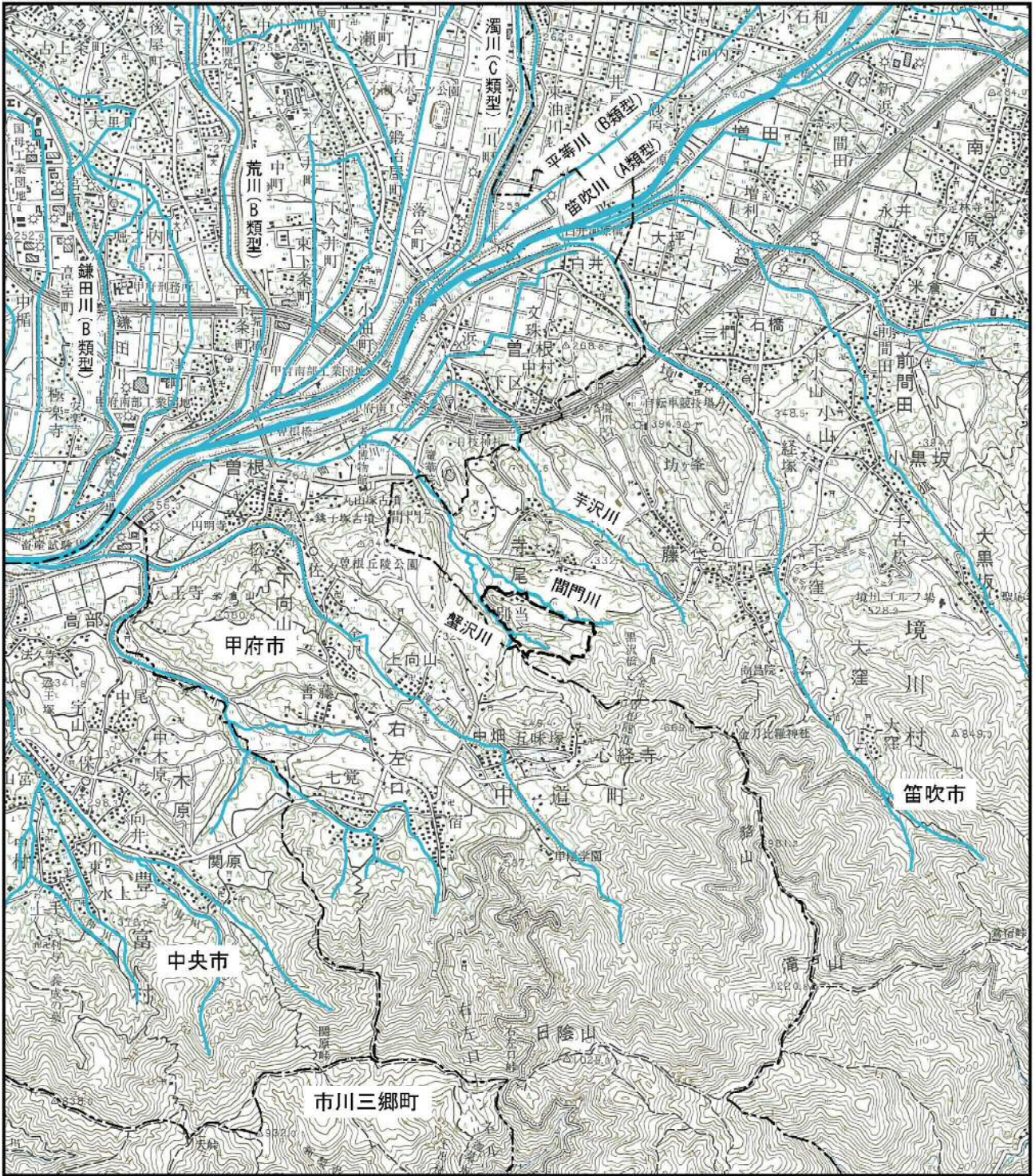
表 3-2-99 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号


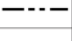

平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号

媒 体	基 準 値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/ℓ以下

- 備考) 1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジリンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。
- 資料) 山梨県：山梨県管内図,平成3年4月

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	河川



S=1:50000



図3-2-38 対象事業実施区域周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況（河川）

(イ) 規制基準

ア) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する事業場（特定事業場）の排水に係る排水基準（一律基準）は、表 3-2-100(1)～(2)に示すとおりであり、特定施設を設置する事業場を対象として全ての公共用水域に適用される。

表 3-2-100(1) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【有害物質】 昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	一律排水基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ
有機リン化合物（パ ^ラ チオン、メチルパ ^ラ チオン、メチルメトン及び EPN に限る）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	0.003mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	10mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

備考) 1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-100(2) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【生活項目】

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	河川及び湖沼 : 5.8 以上 8.6 以下 海域 : 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	最大 160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
化学的酸素要求量(COD)	最大 160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	最大 200mg/ℓ (日間平均 150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	最大 5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物類)	最大 30mg/ℓ
フェノール類含有量	最大 5mg/ℓ
銅含有量	最大 3mg/ℓ
亜鉛含有量	最大 2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	最大 10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/ℓ
クロム含有量	最大 2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	最大 120mg/ℓ (日間平均 60mg/ℓ)
りん含有量	最大 16mg/ℓ (日間平均 8mg/ℓ)

- 備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

イ) 下水道法

対象事業実施区域及びその周辺では、「下水道法」及び「笛吹市下水道条例」に基づいて、表 3-2-101 に示すとおり下水道排除基準が定められている。

表 3-2-101 「下水道法」等に基づく下水道排除基準

分類	区分	対象基準	特定施設に係る基準(直罰基準)				除害施設設置基準
		対象者	既設特定事業場		新設特定事業場		下水に排除する事業場
		排水量(m ³ /日)	20 m ³ /日未満	20 m ³ /日以上	20 m ³ /日未満	20 m ³ /日以上	50 m ³ /日以上
下水道法の政令で定める基準	処理困難な物質に係る基準	カドミウム及びその化合物	検出されないこと				検出されないこと
		シアン化合物	0.1mg/ℓ以下				0.1mg/ℓ以下
		有機燐化合物	検出されないこと				検出されないこと
		鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下				0.1mg/ℓ以下
		六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下				0.05mg/ℓ以下
		砒素及びその化合物	0.05mg/ℓ以下				0.05mg/ℓ以下
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下				0.005mg/ℓ以下
		アルキル水銀	検出されないこと				検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ				0.003mg/ℓ
		トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ				0.3mg/ℓ
		テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ
		ジクロロメタン	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ
		四塩化炭素	0.02mg/ℓ				0.02mg/ℓ
		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ				0.04mg/ℓ
		1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ				0.4mg/ℓ
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ				3mg/ℓ
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ				0.06mg/ℓ
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ				0.02mg/ℓ
		チウラム	0.06mg/ℓ				0.06mg/ℓ
		シマジン	0.03mg/ℓ				0.03mg/ℓ
		チオベンカルブ	0.2mg/ℓ				0.2mg/ℓ
		ベンゼン	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ
		セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ				0.1mg/ℓ
		ほう素及びその化合物	10mg/ℓ以下				10mg/ℓ以下
		ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		フェノール類	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		銅及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		亜鉛及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	—	5mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	—	1mg/ℓ以下	—	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
		クロム及びその化合物	—	1mg/ℓ以下	—	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下
		ダイオキシン類	10pg・TEQ/ℓ未満				10pg・TEQ/ℓ未満
笛吹市下水道条例で定める基準	処理可能な項目に係る基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	380mg/ℓ以下				380mg/ℓ未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	50 m ³ /日 以上	600(300)mg/ℓ未満			600(300)mg/ℓ未満
		浮遊物質質量(SS)		600(300)mg/ℓ未満			600(300)mg/ℓ未満
		ノルマル 鉱油類		5mg/ℓ以下			5mg/ℓ以下
		ヘキサン 動植物油脂類		30mg/ℓ以下			30mg/ℓ以下
		窒素含有量		240mg/ℓ未満			240mg/ℓ未満
		燐含有量		32mg/ℓ未満			32mg/ℓ未満
		水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満(5.7~8.7)			5を超え9未満 (5.7~8.7)
		温度	—			45℃(40℃)未満	
		沃素消費量	—			220mg/ℓ未満	

資料) 山梨県の下水道排除基準 (山梨県 下水道課)

備考 1 窒素含有量及び燐含有量の基準は、下水を排除する終末処理施設の放流水がこれらの項目について規制を受ける公共用水域に排出される場合に適用される。

2 「特定事業場」とは、下水処理場に汚水を排除する事業場であって法令で定めるもの。

3 「既設特定事業場」とは、S50. 8.1 現在において設置されている特定事業場。

4 「新設特定事業場」とは、S50. 8.1 以降に設置される特定事業場をいう。

5 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及びは硝酸性窒素含有量、BOD、SS、pH、濃度、窒素含有量、燐含有量に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用する。

6 平成19年6月30日まで、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素は、業種により暫定排水基準を適用する。

ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)により管理型処分場の保有水等集排水設備により集められた保有水等について、放流水質基準が表3-2-102に示すとおり定められている。

表3-2-102(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.1mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/ℓ以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メルピトリン及びエチルパラチオン、フェンチオン、ベンゼンホスホネート(別名EPN)に限る。)	1mg/ℓ以下
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/ℓ以下
シアン化合物	シアン1mg/ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下
チウラム	0.06mg/ℓ以下
シマジン	0.03mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 当分の間、ほう素50mg/ℓ以下 海域に排出されるもの 当分の間、ほう素230mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの 15mg/ℓ以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下

表 3-2-102(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号

項目	基準値
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	60mg/ℓ以下
化学的酸素要求量	90mg/ℓ以下
浮遊物質	60mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/ℓ以下
フェノール類含有量	5mg/ℓ以下
銅含有量	3mg/ℓ以下
亜鉛含有量	2mg/ℓ以下
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ以下
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ以下
クロム含有量	2mg/ℓ以下
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/ℓ以下
リン含有量	16(日間平均 8)mg/ℓ以下

備考

1 「検出されないこと」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミグラムを超えるものを含む）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

5 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

エ) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものについて、表 3-2-103(1)に示す水質に係るダイオキシン類の排出基準値が定められている。

さらに同法に基づき、一般廃棄物最終処分場及び管理型の産業廃棄物最終処分場の放流水について、表 3-2-103(2)に示す水質に係るダイオキシン類の排出基準値が定められている。

表 3-2-103(1) 廃棄物処理施設（焼却施設）に係るダイオキシン類の水質排水基準

平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号

項目	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下

備考) 1. 対象となる施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に掲げる施設 1 号から 19 号に掲げる施設。

表 3-2-103(2) 最終処分場に係るダイオキシン類の水質排水基準

平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 2 号

項目	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下

備考) 1. 対象となる施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場。

カ) 山梨県生活環境の保全に関する条例

ア 排水基準

「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、表 3-2-104～105 に示すとおり適用水域ごとに「水質汚濁防止法」第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準(上乘せ排水基準)を定めている。

また、「山梨県生活環境の保全に関する条例」では、条例で定めた指定工場、特定施設に対し、汚水に係る規制基準を定めているが、対象事業は「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」に定める汚水に係る指定工場、特定施設ではないため、適用されない。

表 3-2-104 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乘せ排水基準(有害物質)

昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 号

有害物質の種類及び許容限度		カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メルジメント及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
区分	適用水域						
特定事業場	全公共用水域	検出されないこと。	1ℓにつきシアン 0.1mg	検出されないこと。	1ℓにつき六価クロム 0.05mg	1ℓにつき砒素 0.05mg	新設にあつては、1ℓにつきふっ素 1mg 既設にあつては、1ℓにつきふっ素 5mg

備考

- 1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「府令」という。)第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 「新設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- 5 ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル未満であるものから排出される排出水については、適用しない。

表 3-2-105 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乘せ排水基準(有害物質以外)

昭和 50 年 7 月 12 日 山梨県条例第 12 号
 単位：mg/l(ただし、大腸菌群数は個/cm³)

項目及び許容限度			生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマフ ルヘキ サン 抽出物 含有量	マ キ エ ノ ール 類 含有量	銅 含有 量	亜 鉛 含有 量	溶 解 性 鉄 含有 量	溶 解 性 マン ガン 含有 量	クロ ム 含有 量	大腸 菌群 数	
区分	適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量												
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの (他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	公共用水全域	20m ³ 以上	20(15)	20(15)	50(30)						1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)						1,000	
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設				40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	5	1	1,000
畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)								
		市街化区域内の水域	7.5m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)								
		上記以外の公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	140(110)	140(110)	180(140)								
	既設	全公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	160(120)	160(120)	200(150)								
旅館業	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10						1,000	
	既設	自然公園区域内の水域	20m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10						1,000	
		上記以外の公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	100(85)	100(85)	140(110)	15						1,000	
			50m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10						1,000	
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設				60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	5	1	1,000	

※府令別表第 2 に定める水素イオン濃度の排水基準については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

- 別表第 1 の備考 1、2 及び 4 の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
 山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同条第 2 項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和 32 年山梨県条例第 74 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

か) 甲府市公害防止条例

「甲府市公害防止条例」では、「水質汚濁防止法」で規制対象とされている特定施設及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」により、汚水及び廃液に係る特定施設とされている施設に対し、表 3-2-106 に示す規制基準が規定されている。ただし、本事業は公共用水域へ排水しないため、適用されない。

なお、笛吹市、山梨市及び甲州市においては、特に水質汚濁に係る基準は定められていない。

表 3-2-106 甲府市公害防止条例に基づく汚水及び廃液に係る規制基準

昭和 47 年 1 月 11 日 規則第 2 号

規制基準
色 : 受け入れる公共用水域の水を著しく変化させる色でないこと。 温度 : 受け入れる公共用水域の水を著しく変化させる温度でないこと。 油脂 : 受け入れる公共用水域の水の表面に著しい油膜を生じないこと。

備考) 検査方法は、次の各号に掲げる検査項目について、当該各号に定めるところによる。

1. 色 : 日本工業規格 K0102 の 5 の (1)
2. 温度 : 日本工業規格 K0102 の 4 の (1)
3. 油脂 : 日本工業規格 K0102 の 18、1

⑥ 底 質

(ア) 環境基準

「ダイオキシン類対策措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が表 3-2-107 に示すとおり定められている。

なお、底質に係るダイオキシン類の環境基準は、全ての公共用水域の水底の底質について適用される。

表 3-2-107 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

平成 14 年 7 月 22 日 環境省告示第 46 号

項 目	環境基準
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考) 1. 底質環境基準は、我が国及び諸外国において検討され、集約された科学的知見に基づき、底質中に含まれるダイオキシン類がダイオキシン類の水への供給源(汚染源)となっていることを踏まえ、底質中の間隙水の濃度に着目して底質濃度を規定する分配平衡法と、実際にダイオキシン類に汚染された底泥を用いて水への振とう分配試験を行い、水質への影響を考慮する方法により数値を算定し、定められたものである。

⑦ 土壌汚染

(ア)環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3-2-108 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、土壌に係るダイオキシン類の環境基準は表 3-2-109 に示すとおりである。

なお、土壌汚染に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

表 3-2-108 土壌汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。

表 3-2-109 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

項目	環境基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考) 1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキソンの毒性に換算した値とする。
 2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(イ)農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく対策地域の指定状況は、山梨県では指定地域はない。

(ウ)土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域は、対象事業実施区域及びその周辺では指定されていない。

⑧ 地盤沈下

(ア)工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律

地盤沈下については、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づいて、特定の地域を指定し、地下水揚水を規制しているが、山梨県では地域指定はない。

(イ)山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱

「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に、地盤沈下を未然に防止する観点から、採取適正化地域(第1種地域及び第2種地域)を設け、一定量以上の地下水を採取する場合、井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めている。

対象事業実施区域が位置する笛吹市境川町は、全域が第1種地下水採取適正化地域に指定されている。

表 3-2-110 井戸設置に関する指導内容(山梨県)

指導対象となる採取量	井戸設置協議書の提出先	指導内容
100 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満	市町村へ提出	1 共通基準 (1) 県または市町村が定めている土地利用の計画に反していないこと。 (2) 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。 (3) 排水施設が十分講じられていること。 (4) 量水計が設置されていること。 (5) 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流失防止対策が講じられていること。 2 第1種地下水採取適正化地域における特別基準 (1) 他の水源の利用について十分な検討がなされていること。 (2) 回収方式または回流方式等の地下水の有効利用の方法について十分な検討がなされていること。
1,000 m ³ /日以上	市町村を経由して県へ提出	

(ウ) 笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例

「笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例」では、地下水採取の適正化を図り、地下水資源の保全と、大量摂取による地盤沈下を未然に防止するため、採取許可の申請、許可の基準を定めている。

表 3-2-111 井戸の採掘に関する許可基準（笛吹市）

採取量	手続き	許 可 基 準
10 m ³ /日未満	市に申請	1. 県又は市が定める土地利用の計画に反しないこと。 2. 隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。 3. 排水施設が十分講じられていること。 4. 量水計が設置されていること。 5. 他の水をもってかえることが困難なこと。 6. 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられること。 7. その他市長が必要と認める事項。
10 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日以下	市に申請後、笛吹市地下水資源保護審議会に諮問	

3) 自然環境の保全に関する指針等環境保全に関する施策

山梨県では、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定めるとともに、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年4月に「環境基本条例」を施行し、そして、環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、平成17年2月に「山梨県環境基本計画」が策定されている。

「山梨県環境基本計画」では、計画の目指すべき方向として4つの方向を定め、また8分野の基本的な施策を掲げている。

表 3-2-112 「山梨県環境基本計画」の概要

【4つの目指すべき方向】	
①資源循環型社会の実現 過剰な資源消費を抑え、限りある資源の循環的な利用を基調とする社会の実現を目指す。	
②人と自然との共生 自然の持つ豊かな恵みを次世代に継承するため、自然との共生を目指す。	
③快適な生活環境の確立 環境汚染のない社会、心を豊かにする緑や水辺、景観さらに歴史的・文化的遺産の保全により得られる潤いのある快適な生活環境の確立を目指す。	
④地球環境の保全 顕在化した地球温暖化等の地球環境に関する課題、地球環境への環境負荷について認識し、足元である県から地球環境の保全を目指す。	
【8分野の基本的な施策】	
【1】循環型社会システムの確立 <input type="checkbox"/> 生活様式等の転換の促進 <input type="checkbox"/> 資源の循環的な利用の促進 <input type="checkbox"/> 廃棄物の適正処理の推進	【4】地球環境保全対策の推進 <input type="checkbox"/> 地球温暖化の防止 <input type="checkbox"/> オゾン層の保護対策の推進 <input type="checkbox"/> クリーンエネルギーの活用 <input type="checkbox"/> 国際協力の推進
【2】豊かな自然環境の保全 <input type="checkbox"/> 多様な自然環境の保全 <input type="checkbox"/> 野生動植物の保護 <input type="checkbox"/> 自然公園等の管理 <input type="checkbox"/> 自然とのふれあいの推進 <input type="checkbox"/> 環境影響評価制度の実施等	【5】環境教育・環境学習の推進 <input type="checkbox"/> 多様な環境教育・環境学習の推進 <input type="checkbox"/> 人材の育成
【3】さわやかな生活環境の保全と創造 <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止 <input type="checkbox"/> 水質の保全 <input type="checkbox"/> 化学物質による環境保全の防止 <input type="checkbox"/> 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 <input type="checkbox"/> 魅力ある景観づくり	【6】自発的な活動の促進 <input type="checkbox"/> 環境に関する活動の展開 <input type="checkbox"/> 民間環境保全団体の協働の促進
	【7】情報の提供 <input type="checkbox"/> 環境情報の総合的な収集 <input type="checkbox"/> 提供体制の確立
	【8】調査・研究の実施 <input type="checkbox"/> 環境モニタリングの実施 <input type="checkbox"/> 環境科学研究の推進

4) 地球温暖化対策の推進に関する施策

① 地球温暖化対策の推進に関する法律

2002年6月4日付の閣議決定により、日本政府は京都議定書への批准を決めた。この決定により我が国は京都議定書の規定に基づいて、第一約束期間(2008年から2012年まで)において、1990年比で6%の温室効果ガス排出量を削減することが義務づけられた。

京都議定書の削減目標を達成するためには、国全体を対象とした総合的な対策が必要とされるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月法律第117号)が制定された。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしており、この中で、「事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)講ずるように努める」とされている。

② 山梨県地球温暖化対策推進計画

山梨県では、温暖化対策の推進計画として「山梨県地球温暖化対策推進計画」が策定され、平成16年2月に公表されている。

この中で、山梨県の温室効果ガス総排出量を、基準年(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄については1995年)に対して15.8%(内訳は、温室効果ガス排出削減対策で2.1%、森林吸収源対策で13.7%)の水準(2010年まで)とする削減目標を達成するため、表3-2-113(1)～(2)に示す施策による地球温暖化対策の推進を行っている。

なお、対象事業で関連性が高い施策としては、表3-2-113(1)に示す建設業の取組や、表3-2-113(2)に示す二酸化炭素の排出抑制対策(5)廃棄物部門対策である。

表 3-2-113(1) 地球温暖化防止に向けての事業者に期待される取組

項	目	対 策 の 内 容
オフィス部門	(1) 二酸化炭素排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー等の活用 ・建築物・設備の省エネルギー性能の向上 ・省エネルギー機器の導入 ・燃料転換の推進 ・建築物のエネルギー需要マネジメントの推進 ・事業活動の転換と改善 ・エコドライブの推進 ・低公害車・低燃費車の導入 ・グリーン購入の推進 ・再使用・再生利用の推進 ・廃棄物の適正処理
製造業	(1) 二酸化炭素排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー等の導入 ・省エネルギー対策の推進 ・省エネルギー型機器・高効率機器の導入 ・燃料転換の推進 ・生産効率の向上 ・設計・調達段階の対策の推進 ・冷凍・冷却設備の改善 ・エネルギー使用合理化の検討 ・用水対策 ・廃棄物の発生抑制 ・再使用・再生利用の推進 ・廃棄物の適正処理
	(2) 代替フロン等 3 ガス排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・代替物質の開発の推進 ・生産工程のノンフロン化の推進 ・製造時の漏洩防止 ・廃製品からの漏洩防止
建設業	(1) 二酸化炭素排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階における省エネルギー技術の採用 ・グリーン購入の推進 ・建設機材対策の推進 ・建設副産物削減対策の推進
	(2) 代替フロン等 3 ガス排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・代替物質を使用した製品等の利用拡大 ・代替フロン使用製品の適正処理
	(3) 吸収固定源を増やす取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発時等における緑地の確保 ・建築物への県産材の利用拡大 ・木材・木質材料の利用拡大 ・敷地・壁面・屋上緑化等の推進
鉱業	(1) 二酸化炭素排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策の推進
農林業	(1) 二酸化炭素排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策の推進 ・グリーン購入の推進 ・廃棄物の発生抑制 ・農業廃棄物の焼却の抑制
	(2) 代替フロン等 3 ガス排出を削減する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥方法の改善等水田対策・畑地対策 ・家畜対策 ・家畜ふん尿処理対策
	(3) 吸収固定源を増やす取組	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な森林経営の推進 ・自然環境の維持・保全 ・県産材の利用拡大・長期利用の推進

資料) 山梨県：山梨県地球温暖化対策推進計画, 平成 16 年 2 月

表 3-2-113(2) 地球温暖化防止に向けての県の施策

項目	対 策 の 内 容	
二酸化炭素の排出抑制対策	(1) 民生部門家庭系対策	・ライフスタイルの見直し ・エネルギー対策の推進
	(2) 民生部門業務系対策	・環境に配慮した事業活動の推進 ・エネルギー対策の推進
	(3) 産業部門対策	・省エネ型生産構造への転換 ・環境に配慮した事業活動の推進
	(4) 運輸部門対策	・公共交通機関の利用促進 ・交通流の円滑化 ・自動車からの排出抑制対策の推進
	(5) 廃棄物部門対策	・一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進 ・産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進 ・公共工事での減量化等の推進
二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策	(1) メタン・一酸化二窒素の排出抑制対策	・環境保全型農業の推進 ・廃棄物対策
	(2) 代替フロン等の排出抑制対策	・代替フロン、脱フロンのための設備整備を行う中小企業等の支援 ・フロン回収破壊法等に基づく、冷凍空調機器、カーエアコンなどからのフロン回収、破壊処理等の推進
二酸化炭素吸収固定源対策	(1) 健全な森林整備・保全の推進	・森林吸収源対策推進プランにより推進 ・森林の有する二酸化炭素吸収機能の重要性について情報を提供 ・多様な森林整備の推進及び保安林の適切な管理・保全等の推進 ・100万本植樹運動を展開し、県民参加による森林作りを推進
	(2) 都市等の緑化の推進	・公共施設の敷地や公共事業における緑化の推進 ・住宅や事業所などの敷地や屋上・壁面の緑化を推進 ・地域住民との協働による緑づくりの推進
	(3) 木材資源の有効利用の推進	・県産材利用に対する支援により、県産材の需要拡大 ・間伐材等に関する情報の整備・提供により、住宅や公共施設等における木材の利用拡大や木材資源の有効利用を促進
共通的・基盤的施策	(1) 県民運動の展開及び広報啓発の推進	・地球温暖化防止に向けた県民運動の展開 ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援により、地域での日常生活における地球温暖化防止に向けた取組を促進 ・県民団体等が取り組む環境保全活動の支援 ・地球温暖化対策に関する支援措置や取組事例などの情報提供により、県民の取組を促進 ・年間を通じ、地球温暖化防止を啓発
	(2) 環境教育の推進	・学校教育の推進 ・環境学習の推進
	(3) 新たな対策手法の検討	・アイドリングストップなど自動車の適正な使用等について、条例による規制を検討 ・地球温暖化対策の実効性を確保するため、新たな手法の検討
	(4) 県自らが実施する事務・事業における取組促進	・地球温暖化対策推進法に基づく「山梨県環境保全率先行計画」による温室効果の抑制 ・「県有車両への低公害車導入方針」による、率先した低公害車の導入 ・「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」による、環境物品等の調達 ・ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを通じた取組の断続的な改善による事務・事業の実施に伴う環境負荷の低減 ・水力発電所の適切な管理・運転

資料) 山梨県：山梨県地球温暖化対策推進計画, 平成 16 年 2 月